

第2次町田市 一般廃棄物資源化基本計画

【一部改定】
後期アクションプラン

2026年3月
町田市



はじめに

2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、環境問題、経済成長、貧困などの国際目標が掲げられており、その目標年である 2030 年が、いよいよ目前に迫っています。現在、国を挙げて「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への転換等が進められており、私たちの暮らしとごみを取り巻く環境は、単なるごみの減量から、地域での資源循環が求められてきています。

また、気候変動が深刻化し、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現が喫緊の課題となる中、町田市においても、2022 年 1 月に「ゼロカーボンシティまちだ」を宣言いたしました。

こうした状況下で、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環など、ごみの減量・資源化を推進することは、温室効果ガスの抑制を通じた地球温暖化対策としても、極めて重要な意味を持っています。

町田市では、2005 年 10 月のごみの有料化以降、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの減量や資源化に取り組んでまいりました。

2022 年には、「生ごみを資源化する」という市民の提言から、東日本初のバイオガス化施設を併設した「町田市バイオエネルギーセンター」の稼働に至りました。燃やせるごみの中から生ごみ等を選別、発酵処理を行い、バイオガスとして資源化し、発電に利用しています。

さらに、長らく課題となっていた容器包装プラスチックの資源化につきましても、2026 年 4 月から、資源ごみ処理施設の整備に先行するかたちで、市内全域での分別収集を開始いたします。これにより、市民の皆様の分別へのご協力がより直接的に資源循環へと結びつく体制が整います。

2021 年 3 月に策定した「第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）における「一人一日あたりのごみ排出量」の目標については、当初の目標年度より 6 年前倒しして 2024 年度に達成することができました。そのため、更なるごみの減量に向けて、目標を上方修正し、本計画を改定しました。

あわせて、本計画の後半 5 年間の実行計画である「後期アクションプラン」に、近年の社会環境の変化を踏まえた方針を定め、AI などのデジタル技術を活用しながら、ごみの減量・資源化に取り組んでまいります。

本計画の実現に向けては、町田市と市民・事業者の皆様との、これまで以上のコラボレーションが鍵となります。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改定および後期アクションプランの策定にあたり、ご尽力いただきました廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様を始め、ご協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

2026 年（令和 8 年）3 月

町田市長 石坂 丈一

<目 次>

第1部 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

第1章 基本的事項	8
1 計画策定の目的.....	8
(1) 計画の背景.....	8
2 計画策定の基本事項.....	9
(1) 計画の位置づけ.....	9
(2) 計画期間.....	10
(3) 計画対象.....	10
第2章 ごみ処理基本計画	11
1 ごみの排出及び資源化に関する現状と課題.....	11
(1) 当市を取り巻く社会情勢.....	11
(2) ごみ収集・処理体制.....	14
(3) 総ごみ量及び資源化量の推移（2024年度までの推移）	18
(4) 他市との比較（2024年度比較）	20
(5) ごみ処理経費（2024年度までの推移）	26
(6) 一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）の評価	28
(7) 課題の整理（一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）終了時点） ..	32
2 計画の基本的な考え方.....	36
(1) 基本理念・基本方針.....	36
(2) 目標値の設定.....	38
(3) 施策体系.....	44
(4) 基本方針1の取り組み.....	45
(5) 基本方針2の取り組み.....	47
(6) 基本方針3の取り組み.....	52
(7) 基本方針4の取り組み.....	54
(8) 基本方針5の取り組み.....	57
第3章 生活排水処理基本計画	61
1 生活排水に関する現状.....	61
(1) 生活排水処理の現状.....	61

(2) し尿の処理方法.....	62
(3) 収集・運搬方法.....	62
(4) 合併処理浄化槽の普及促進.....	62
(5) 浄化槽の適正な維持管理の推進.....	62
(6) 施設.....	63
2 計画の基本的な考え方.....	63
(1) 計画目標.....	63
(2) 今後の発生量予測.....	63
(3) 今後の取組.....	63
第4章 一般廃棄物資源化基本計画の進行管理.....	64
1 計画の進行管理.....	64
(1) 計画目標.....	64
(2) 進捗状況の点検、評価、見直し.....	64
(3) 国や都・周辺自治体との連携.....	64

第2部 後期アクションプラン

第1章 基本的事項	66
1 後期アクションプランとは.....	66
2 アクションプランの計画期間.....	67
3 前期アクションプラン（2021年度～2025年度）の課題整理.....	67
4 基本計画の目標と目標達成時のごみ・資源量等の想定.....	69
第2章 アクションプランの取組	72
1 5つの基本方針	72
2 2030年度までの廃棄物施策の方針	73
3 施策体系【再掲】	75
4 基本方針1の取組.....	76
5 基本方針2の取組.....	79
6 基本方針3の取組.....	90
7 基本方針4の取組.....	97
8 基本方針5の取組.....	101
第3章 アクションプランの進行管理.....	108

資料編

1 町田市の概況.....	110
2 用語解説.....	112
3 ごみ組成調査の概要.....	116
4 ごみ量の予測方法について.....	122
5 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則.....	125
6 廃棄物減量等推進審議会（計画策定時）について.....	128
7 廃棄物減量等推進審議会（一部改定時）について.....	132
8 パブリックコメントの実施結果.....	136

コラム

2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を超える！？.....	12
バイオガス化施設とは？.....	30
広がるプラスチックの店頭回収.....	49
リチウムイオン電池による火災.....	50
電力の地産地消.....	54
ご存じですか？ごみのゆくえ.....	56
災害時のごみの出し方は？.....	58
紙おむつのリサイクル.....	59
AI 技術の活用.....	74
多言語対応で誰にとっても分かりやすい分別へ.....	88

第1部

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画)

第1章 基本的事項

1 計画策定の目的

(1) 計画の背景

町田市（以下、「当市」という。）では、2005年10月のごみの有料化開始以降、市民・事業者・行政の協働のもとにごみの更なる減量や資源化に取り組んでいます。

2011年4月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。さらに、2015年11月には前計画の目標を達成するため、市民・事業者・行政が行うべき事項及び重点的・優先的に取り組む施策を示した「ごみ減量アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、地域と共生する新しい持続可能な循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、当市の廃棄物処理システムを支える中間処理施設の建設に向けて様々な施策を進めてきました。

前計画の策定から10年を迎えるにあたり、ごみ量の推移やその質の変化、近年の関連法制度等の改定、社会情勢の変化といった当市を取り巻く現状を踏まえ、その課題へ対応することが求められます。

こうした状況の中、当市の責務である一般廃棄物の処理について、更なる減量や資源化等の取組に向けた長期的な視点に立った新たな方針を明確にするため、2021年3月に「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、市民・事業者の皆様との協働のもと、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみ量の削減、資源化の推進、自然災害等の新たな課題への対応など様々な施策を進めてきました。

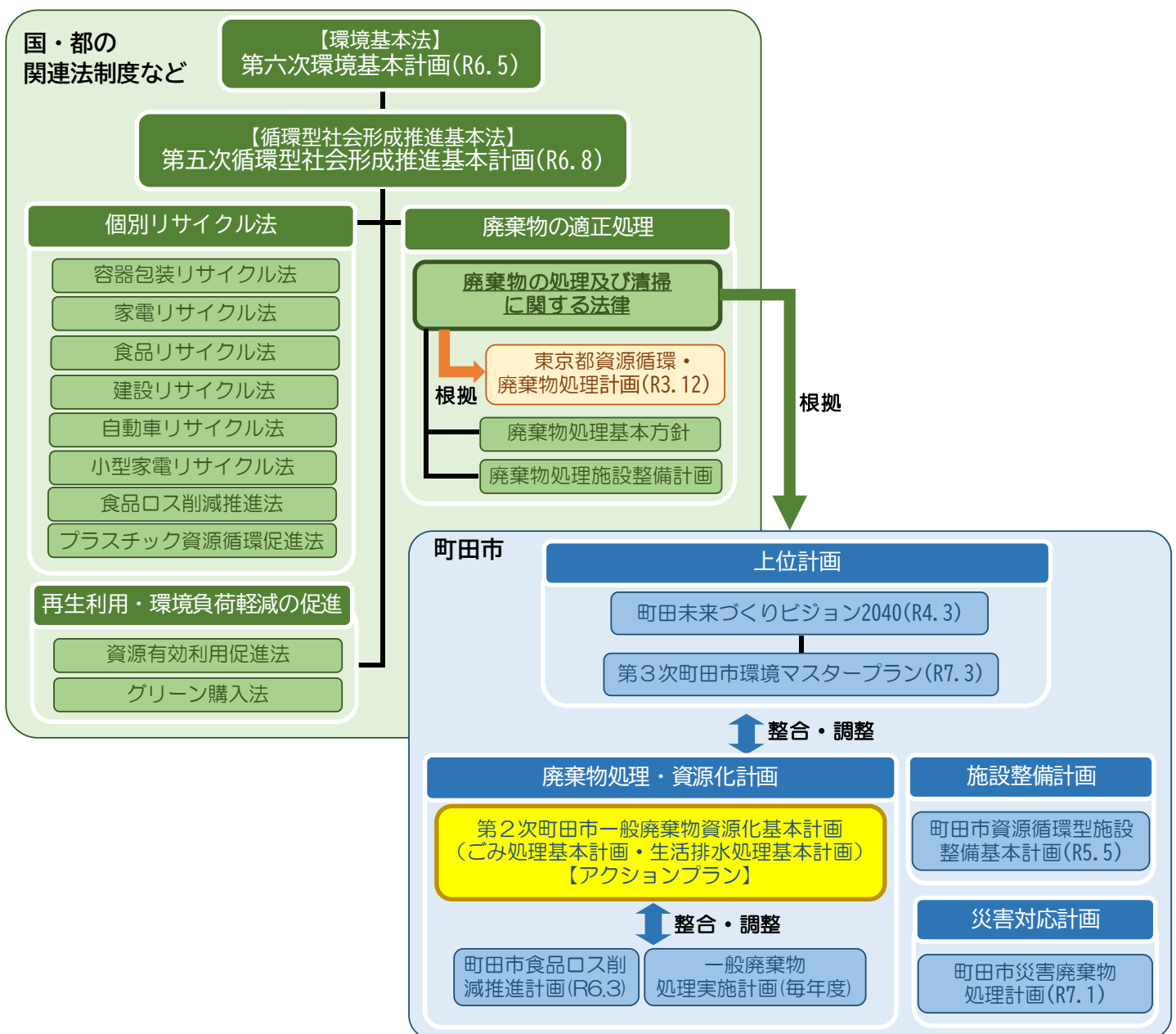
本計画策定から5年が経過し、全体目標のうち「1人1日あたりのごみ排出量」について、6年前倒しの2024年度に達成しました。更なるごみの削減を目指し、目標を上方修正するため、本計画の一部改定をおこないます。

2 計画策定の基本事項

（1）計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、当市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

図 1-1-1 本計画の位置づけ



(2) 計画期間

本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）の計画期間は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、2025 年度を中間目標年度、2030 年度を計画目標年度と設定します。

なお、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うこととします。

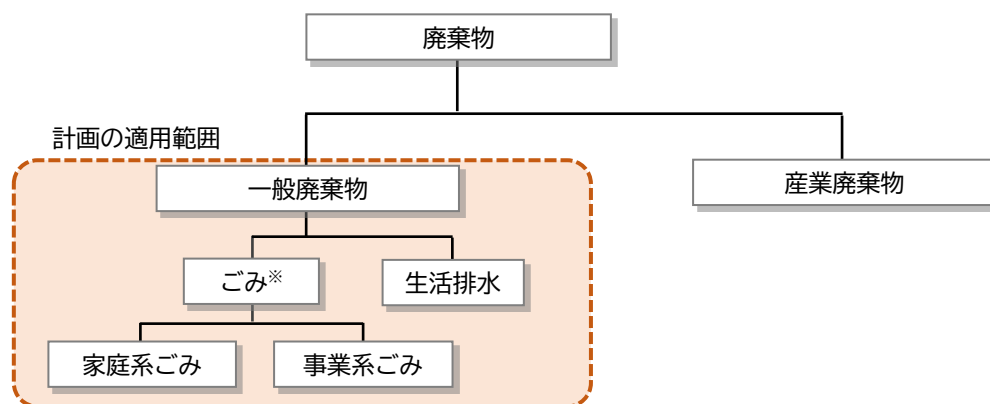
図 1-1-2 本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		基本計画計画期間(2021～2030)									
			前期アクションプラン計画期間(2021～2025)					後期アクションプラン計画期間(2026～2030)				
	基準 年度	計画 開始 年度				後期ア クシ ョ ン プ ラ ン 策 定期間					計画 目 標 年 度	
★町田市バイオエネルギーセンター稼働												

(3) 計画対象

本計画の対象地域は、当市の行政区域全域とします。また、計画の適用範囲は、当市で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

図 1-1-3 本計画の適用範囲



※ごみには資源を含む

第2章 ごみ処理基本計画

第2章

ごみ処理基本計画

1 ごみの排出及び資源化に関する現状と課題

（1）当市を取り巻く社会情勢

①世界的動向

近年、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模の危機が進行する中、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットを示しました。廃棄物に係る主なターゲットとしては、食品ロスの半減（12.3）や、予防・削減・再使用・リサイクル等による廃棄物発生的大幅削減（12.5）が掲げられています。

最新の国連環境計画（UNEP）の「Food Waste Index 2024」によれば、世界では2022年に約10.5億トンの食品が廃棄され、うち家庭が約60%を占め、食品ロス・廃棄は世界の温室効果ガスの約8～10%を占めると報告されています。これらは廃棄物対策が気候変動対策にも直結することを示しており、各国・各都市での対策強化が求められます。

海洋プラスチック問題については、2022年に国連環境総会（UNEA5.2）が「プラスチック汚染を終わらせる」法的拘束力のある国際文書の策定を決議し、交渉が進められてきました。プラスチックの国際的枠組みづくりは継続協議とされており、各国の政策や自治体の施策にも波及する見込みです。

世界の制度動向として、EUでは「包装・包装廃棄物規則（PPWR）」が2024～2025年にかけて合意・採択され、2030年までに市場に出るすべての包装のリサイクル及び再使用の可能化や再生材含有の義務化等が求められています。

コラム

2050年には海洋中のプラスチックごみの量が 魚の量を超える！？

海岸に散乱しているプラスチックごみの多くは、街で捨てられて水路や川に流れ出し、やがて海へとたどり着き漂着したものです。OECD（経済協力開発機構）の発表では、2019年に世界で発生したプラスチックごみのうち2200万トンが適切な処理をされずに環境中に流出したと推計されています。また、2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を超える（重量比）という試算もあり、地球規模での環境汚染が問題となっています。

プラスチックの中でも5ミリ未満の微細なものは、マイクロプラスチックと呼ばれています。これには、プラスチックごみが摩耗や波、風、紫外線などによって碎けて小さくなったものと、もともと微細なものがありますが、いずれも海に流出すると回収することは困難で、魚やミジンコなどの生物に取りこまれ何らかの影響を及ぼすことが懸念されています。

プラスチックは私たちの生活に浸透している便利な素材です。だからこそ、3Rの推進やプラスチックの分別、使い捨てプラスチックの使用を控えるなど、日々の生活の中で積極的なご協力をお願いします。



②国の動向

国は、令和6年8月に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では、循環経済への転換を気候変動対策や生物多様性の保護、環境汚染の抑制といった環境課題にとどまらず、地域の活性化や豊かな暮らしの実現、産業の国際競争力の強化、さらには経済安全保障といった社会的課題の解決にも寄与する重要な国家戦略と位置づけています。

①循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進 ②循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行による気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現 ③将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現。このような①～③の認識のもと、今回の改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として計画が策定されました。

また、令和6年5月に「第六次環境基本計画」が策定されました。この計画は、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の施策の統合、シナジー化等によって「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

③東京都の動向

東京都は、2021年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会課題への果敢なチャレンジを3本の柱として掲げています。

プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、家庭系プラスチックごみの循環利用促進、事業者による循環利用促進、社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築、廃棄物の処理の新たな仕組みの構築、環境対策と経済の両立、災害時の機動力の向上を重点施策として挙げています。

また、東京都は都内におけるCO₂排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京」を実現することを2019年5月に宣言し、2025年3月には新たな計画として「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定し、資源循環及び廃棄物処理分野においても、脱炭素との両立を追求し、ゼロエミッションに貢献できるような施策が進められています。

(2) ごみ収集・処理体制

①ごみ・資源の分別区分と収集方法（2026年3月時点）

当市のごみ・資源の分別区分と収集方法は表 1-2-1 のとおりです。収集以外では、拠点回収とリサイクル広場で資源の回収を行っています。

表 1-2-1 ごみ・資源の分別区分と収集方法

分別区分		収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	戸別
	燃やせないごみ	戸別
	粗大ごみ	戸別、直接搬入
	古紙	ごみ集積所
	古着	ごみ集積所
	ビン	ごみ集積所
	カン	ごみ集積所
	ペットボトル※1	ごみ集積所
	有害ごみ	ごみ集積所
	剪定枝	ごみ集積所
	容器包装プラスチック※2	戸別
	発泡トレイ、紙パック、ペットボトル※1、小型家電、インクカートリッジ	拠点
	家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等	リサイクル広場
事業系ごみ	少量排出事業者の一般廃棄物	戸別
	上記以外の事業者の一般廃棄物	直接搬入

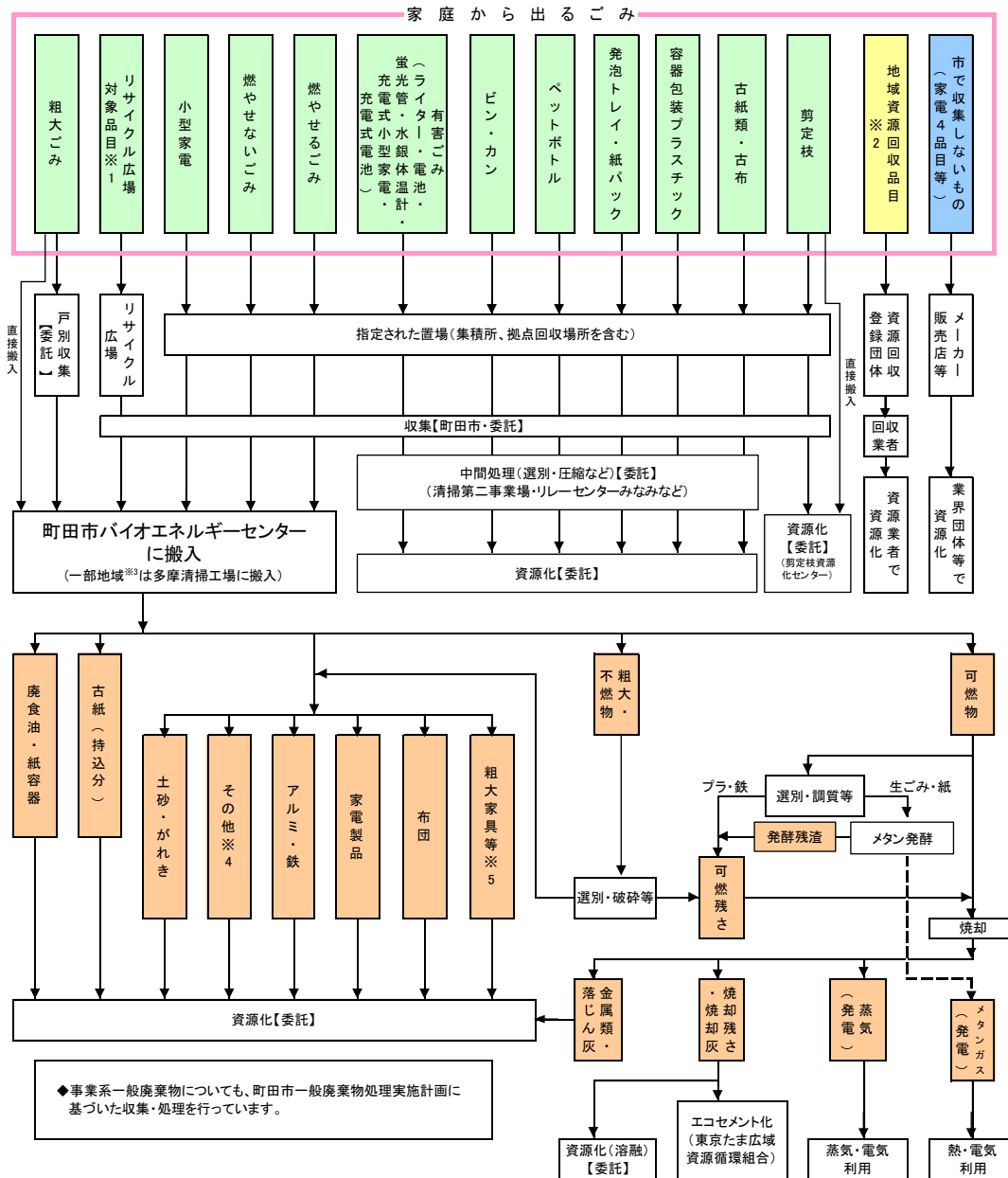
※1 ペットボトルは、ごみ集積所での収集及び拠点での回収を行っています。

※2 2026年3月までは、ＪＲ横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで実施。
2026年4月から市全域で実施。

②ごみ・資源の収集・処理システム(2026年3月時点)

当市のごみ・資源の収集・処理システムは図1-2-1のとおりです。家庭から出るごみのうち、燃やせるごみ・燃やせないごみは市で収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入しています。その後、可燃物は焼却し、熱エネルギーを回収、焼却残さ・焼却灰については、エコセメント化をしています。また、資源については、市で収集後、選別・圧縮などの中間処理を経て、資源化しています。

図1-2-1 ごみ・資源の収集・処理システム



- ※1 リサイクル広場回収対象品目
陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電など
- ※2 地域資源回収対象品目：新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
- ※3 一部地域
小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番（鶴川団地に限る。）、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番（鶴川団地に限る。）及び鶴川六丁目8番から9番
- ※4 その他に含まれる品目：ガラス、陶磁器、廃プラスチック
- ※5 粗大家具等：再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売しています。

③ごみ・資源の処理施設(2026 年 3 月時点)

当市における現在のごみ・資源の処理施設の位置は図 1-2-2 のとおりです。

町田バイオエネルギーセンターでは、燃やせるごみの焼却と生ごみなどの発酵による処理を実施しています。焼却により発生する高温の排ガス及び発酵の過程で発生するバイオガスは、発電や温水を作るエネルギーとして利用しています。燃やせないごみ・粗大ごみは、破碎して磁選機やふるいなどの機械や手作業によって分けられ、鉄などの資源はリサイクル、燃やせるごみは焼却処理をしています。また、清掃第二事業場ではビン・カン、有害ごみの選別をしています。

リレーセンターみなみは、ＪＲ横浜線以南地域で収集した燃やせるごみの中継基地として、大型車への積み替えを行うほか、同地域で収集した容器包装プラスチックの圧縮梱包を実施しています。

町田市剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を破碎・発酵させ、良質な剪定枝たい肥（土壌改良材）を作っており、市内の農家など多くの市民の方に利用されています。

焼却施設から発生した焼却灰については、日の出町の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚処分場のエコセメント化施設に運搬しています。全量をエコセメントの原料としてリサイクルしており、道路の側溝や縁石などに生まれ変わります。

多摩ニュータウン環境組合は、八王子、町田、多摩の 3 市で構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）であり、多摩清掃工場へ当市の小山ヶ丘地区と鶴川地区の一部の燃やせるごみ、燃やせないごみを搬入しています。

図 1-2-2 各処理施設の位置図(2026 年 3 月時点)

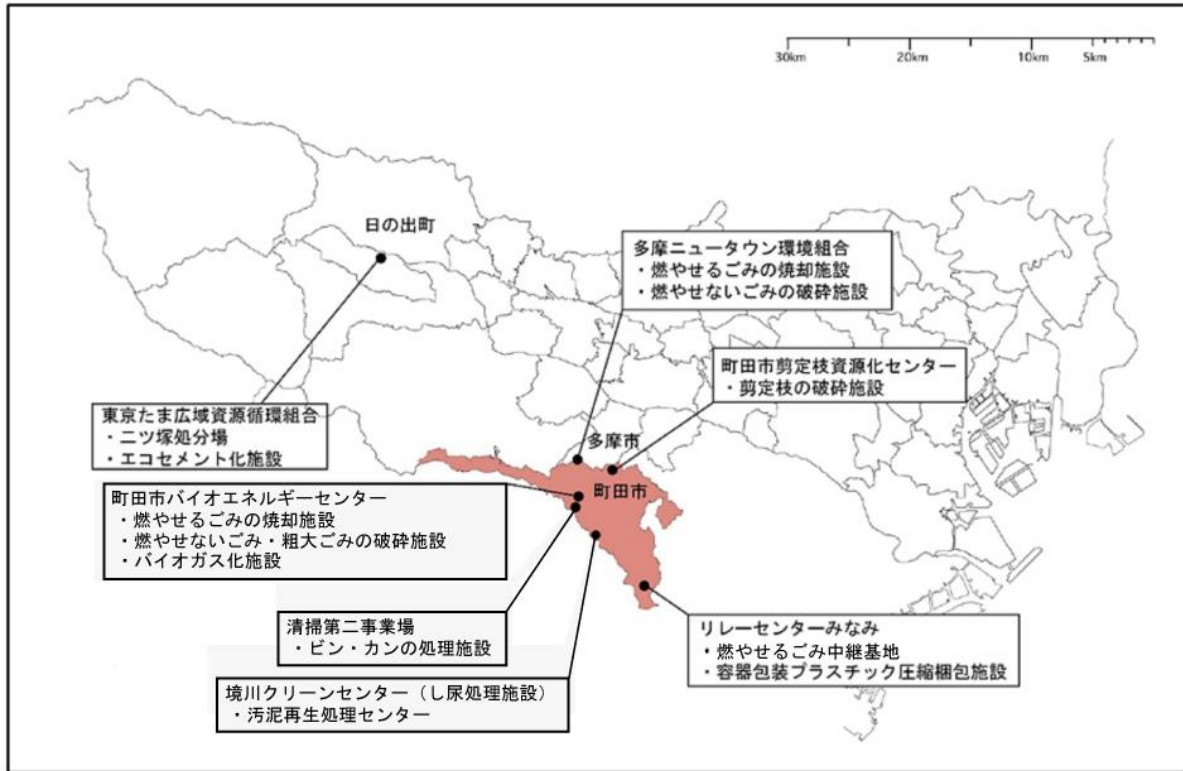


表 1-2-2 各処理施設の概要

焼却施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
町田市バイオエネルギーセンター 下小山田町3160番地	・敷地面積77,000㎡ ・ストーカ式焼却炉129t/日×2炉 ・バイオガス化施設 50t/日 ・不燃・粗大破砕機 47t/5h	2024年9月 (2022年1月より施設稼働)
多摩清掃工場 (多摩ニュータウン環境組合) 多摩市唐木田二丁目1番地1	・敷地面積: 35,600㎡ ・焼却炉: 200t/日×2炉 ・不燃系: 40t/5h×2系列、粗大系: 5t/5h×2系列	2002年3月
資源化施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
清掃第二事業場 下小山田町3267番地	・カン選別・圧縮施設: 4.5t/日 ・ビン選別施設: 16.0t/日	1977年3月 (カン選別・圧縮施設) 1969年3月 (ビン選別施設)
リレーセンターみなみ 南町田二丁目6番14号	・敷地面積: 1,024.4㎡ ・ごみ中継施設: 100t/日 ・容器包装プラスチック圧縮梱包施設: 4.9t/日	1985年2月 (ごみ中継施設) 2016年3月 (容器包装プラスチック 圧縮梱包施設)
町田市剪定枝資源化センター 小野路3332番地	・敷地面積: 6,773.34㎡ ・10t/日 (3,000t/年)	2008年3月
最終処分		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
エコセメント化施設 (東京たま広域資源循環組合) 西多摩郡日の町大字大久野7642番地	・敷地面積: 約4.6ha ・焼却残さ等の処理量 約300t (日平均) ・エコセメント生産量 約430t (日平均)	2006年7月

(3) 総ごみ量及び資源化量の推移（2024 年度までの推移）

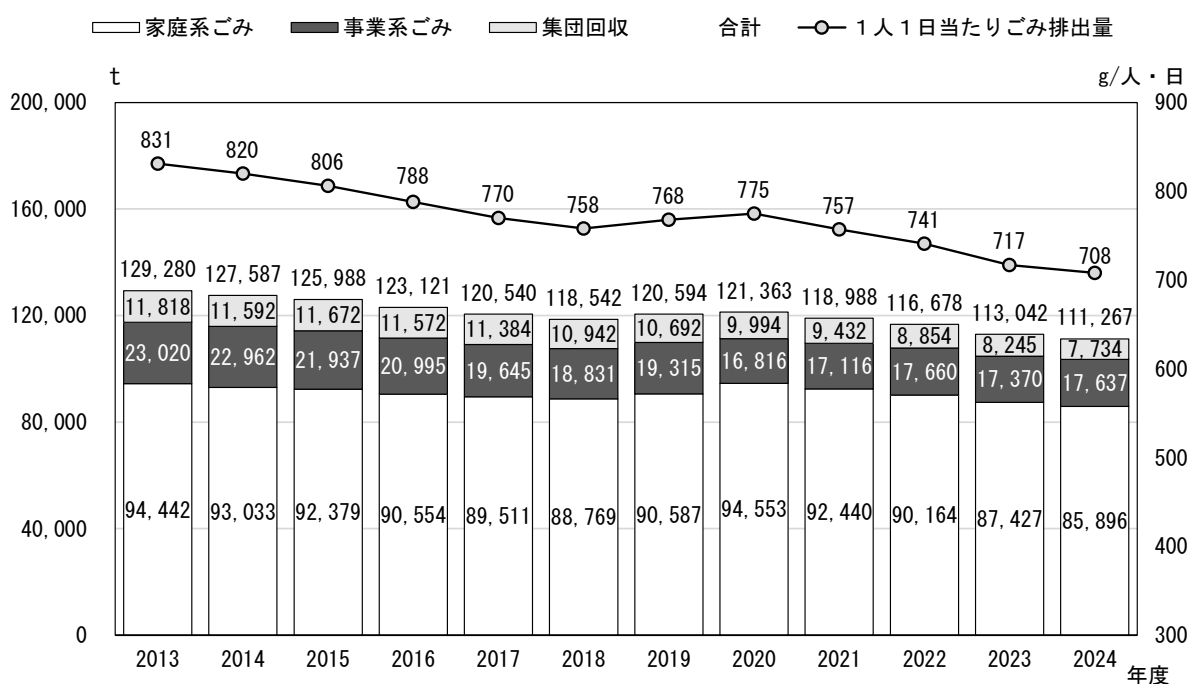
①総ごみ量

総ごみ量は、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度に増加へ転じ、2021 年度に再び減少に転じました。集団回収の排出量は、2015 年度に増加したものの、それ以降は減少傾向で推移しています。

2013 年度と比較して、2024 年度の家庭系ごみは 9.0%、事業系ごみは 23.4%、集団回収は 34.6%といずれも減少しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量については、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度は増加に転じ、2021 年度に再び減少に転じました。

図 1-2-3 総ごみ量と 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移



②資源化量

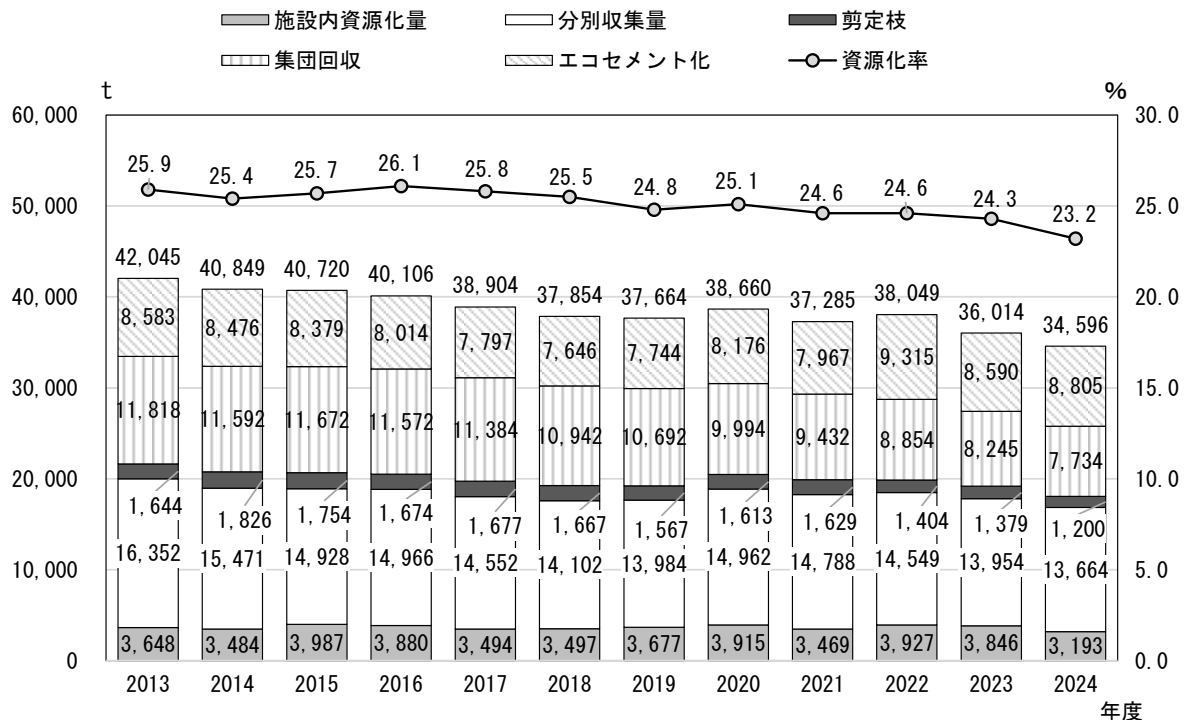
資源化量は、2013年度以降減少し続けていましたが、2020年度に増加へ転じ、2022年度まで増減を繰り返し、以降は減少に転じています。

このうち分別収集量は、2016年度や2020年度で一時的に増加へ転じるものの全体的に減少傾向、集団回収は、2015年度を除いて減少傾向で推移しています。施設内資源化量は、増減を繰り返しながら横ばいに推移しています。エコセメント化は、2013年度以降減少が続いていましたが、2019年度以降は増加に転じる年度もあります。

2024年度は、2013年度比で、施設内資源化量は12.5%の減少、分別収集量は16.4%の減少、剪定枝は27.0%の減少、集団回収は34.6%の減少、エコセメント化は2.6%の増加、資源化量全体で17.7%の減少となっています。

資源化率（エコセメント化除く）は2016年度以降減少し続け、2020年度や2022年度で一時的に増加するものの再び減少に転じ、2024年度は近年で最も低い値となっています。

図1-2-4 資源化量の推移



(4) 他市との比較 (2024 年度比較)

①多摩地域各市との比較

【1】1人1日あたりのごみ量

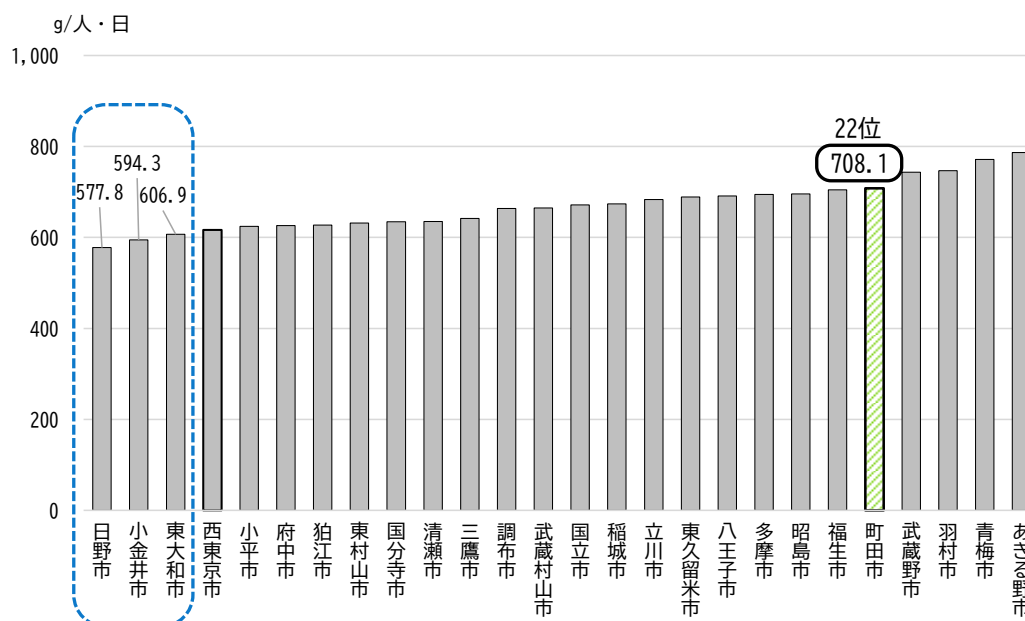
多摩地域各市における 2024 年度の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源・集団回収を含む）を比較すると、当市は 708.1g/人・日で 26 市中 22 位となっており、上位 3 市と比較して 100g 以上多くなっています。

表 1-2-3 多摩地域各市の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源を含む）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	日野市	577.8	14	国立市	671.5
2	小金井市	594.3	15	稲城市	673.9
3	東大和市	606.9	16	立川市	683.5
4	西東京市	616.7	17	東久留米市	688.8
5	小平市	624.3	18	八王子市	690.9
6	府中市	626.0	19	多摩市	694.4
7	狛江市	627.0	20	昭島市	695.9
8	東村山市	631.7	21	福生市	704.6
9	国分寺市	634.5	22	町田市	708.1
10	清瀬市	634.9	23	武蔵野市	743.4
11	三鷹市	641.9	24	羽村市	747.0
12	調布市	663.5	25	青梅市	771.4
13	武蔵村山市	664.9	26	あきる野市	786.5

資料：多摩地域ごみ実態調査（2024 年度統計）

図 1-2-5 多摩地域各市の 1 人 1 日あたりのごみ量（資源を含む）



家庭系ごみ（資源・集団回収を除く）と事業系ごみについて、多摩地域各市の2023年度の1人1日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみは、456.0g/人・日で26市中24位、事業系ごみは、111.5g/人・日で26市中18位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

表1-2-4 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（資源・集団回収を除く家庭系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	国分寺市	318.4	14	東大和市	396.7
2	西東京市	345.5	15	小平市	399.9
3	府中市	345.6	16	武蔵野市	402.0
4	小金井市	349.0	17	稲城市	404.1
5	三鷹市	349.1	18	多摩市	416.4
6	立川市	351.8	19	昭島市	417.0
7	調布市	359.2	20	八王子市	417.5
8	日野市	366.1	21	武蔵村山市	419.4
9	清瀬市	370.6	22	羽村市	436.7
10	東久留米市	373.4	23	福生市	443.8
11	国立市	381.5	24	町田市	456.0
12	狛江市	386.2	25	青梅市	475.2
13	東村山市	386.9	26	あきる野市	489.3

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2023年度実績）

表1-2-5 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（事業系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	40.5	14	清瀬市	99.5
2	日野市	40.7	15	稲城市	101.0
3	小平市	55.5	16	八王子市	106.7
4	国分寺市	57.9	17	青梅市	111.1
5	東大和市	65.0	18	町田市	111.5
6	東村山市	68.6	19	国立市	114.6
7	狛江市	69.9	20	昭島市	117.0
8	西東京市	81.8	21	多摩市	118.8
9	武蔵村山市	82.7	22	武蔵野市	122.2
10	福生市	82.8	23	羽村市	128.6
11	三鷹市	89.2	24	東久留米市	138.1
12	調布市	90.0	25	立川市	144.0
13	府中市	95.8	26	あきる野市	147.3

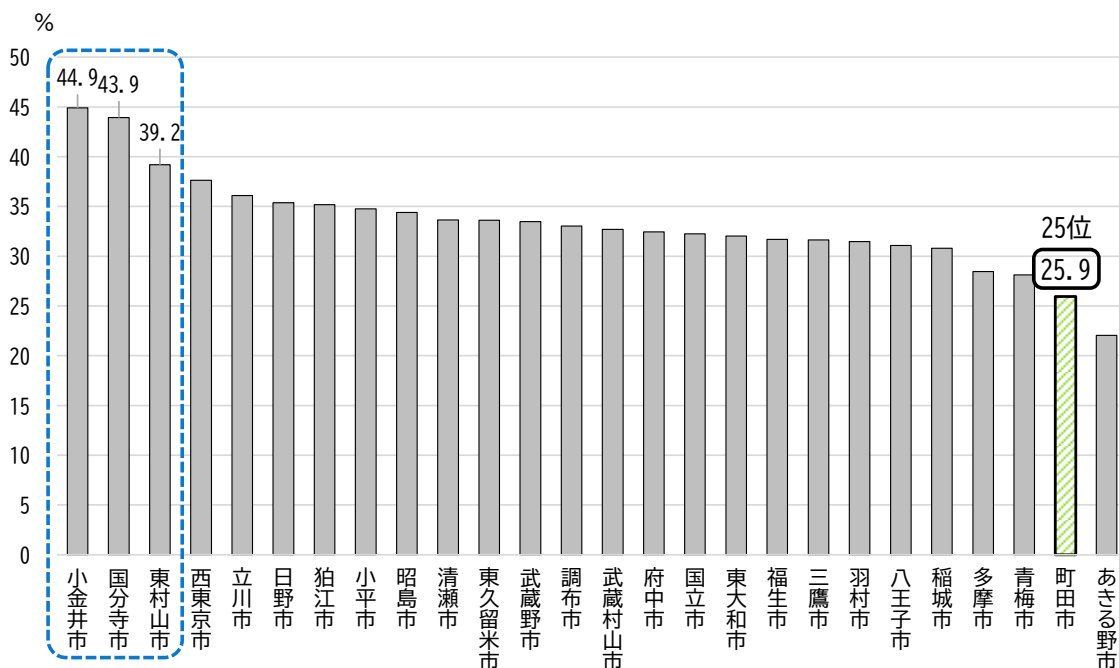
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2023年度実績）

【2】資源化率

資源化率（エコセメントを除く）を比較すると、当市は25.9%で26市中25位となっております。上位3市と比較して10ポイント以上低くなっています。1人1日当たりの資源ごみ量についても、220.2g/人・日で26市中23位と資源化しているごみの量は少ない状況です。

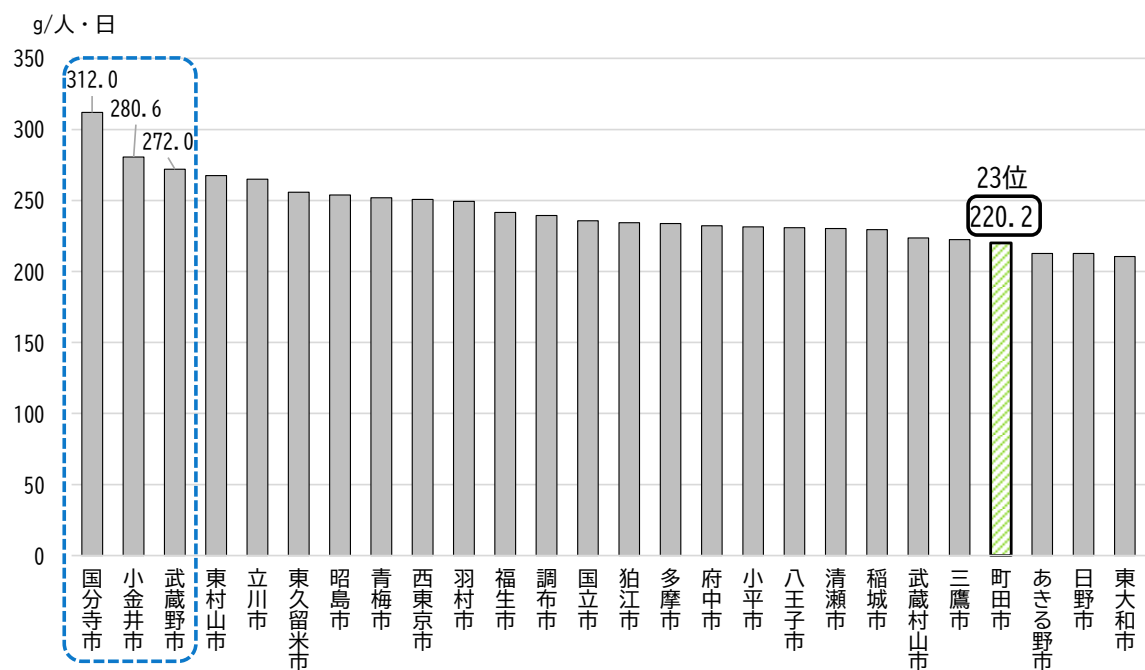
これは、当市が容器包装プラスチックの資源化を市内全域で実施していないことが要因として考えられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

図 1-2-6 多摩地域各市の資源化率



資料：多摩地域ごみ実態調査（2024 年度統計）

図 1-2-7 多摩地域各市の1人1日当たりの資源ごみ量



資料：多摩地域ごみ実態調査（2024 年度統計）

表 1-2-6 多摩地域各市の1人1日当たりの資源ごみ量と資源回収制度

順位	自治体	資源ごみ量	容器包装プラスチック資源化	資源ごみ戸別回収
1	国分寺市	312.0	○	○
2	小金井市	280.6	○	○
3	武蔵野市	272.0	○	○
4	東村山市	267.5	○	○
5	立川市	264.9	○	○
6	東久留米市	255.7	○	○
7	昭島市	253.8	○	○
8	青梅市	251.9	○	○
9	西東京市	250.8	○	○
10	羽村市	249.4	○	○
11	福生市	241.6	○	○
12	調布市	239.5	○	○
13	国立市	235.8	○	△
14	狛江市	234.3	○	○
15	多摩市	233.7	○	○
16	府中市	232.2	○	○
17	小平市	231.4	○	○
18	八王子市	230.9	○	○
19	清瀬市	230.2	○	△
20	稲城市	229.4	○	○
21	武蔵村山市	223.7	○	○
22	三鷹市	222.4	○	○
23	町田市	220.2	△	△
24	あきる野市	212.7		○
25	日野市	212.7	○	○
26	東大和市	210.6	○	△

○：実施、△：一部実施、空欄：未実施

資料：多摩地域ごみ実態調査（2024 年度統計）、東京都区市町村清掃事業年報（2023 年度実績）、
一般廃棄物処理実態調査結果（2023 年度実績）

②類似都市との比較

当市の一般廃棄物処理について、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和 5 年度版」（環境省）を用いて比較を行いました。

類似都市と比較すると「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」は平均より低く、これまでのごみの減量・資源化に向けた様々な取組の成果がみられます。

「廃棄物のうち最終処分される割合」は、焼却残さや飛灰を東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っているため、埋立量を含めゼロとなっていますが、エコセメント化には費用がかかるため、「人口 1 人当たり年間処理経費」をみると平均に比べやや高い値となっています。当市では、中間処理における徹底した資源化や、エコセメント化による資源化を行っていますが、「廃棄物からの資源回収率」がやや高いことを考慮すると、収集後の処理にかかる費用が大きいと考えられます。

以上のことから、ごみとなるものを出さない、ごみと資源の分別を徹底することで、焼却しなくてはならないごみ量及び処理処分量を削減でき、これらにかかる費用を軽減することが可能です。

表 1-2-7 類似都市（39 市）の概要

都市形態	都市		
人口区分	150,000人以上		
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上		
北海道釧路市	千葉県習志野市	東京都小平市	三重県松阪市
北海道苫小牧市	千葉縣市原市	東京都日野市	京都府宇治市
茨城県ひたちなか市	千葉県流山市	東京都東村山市	大阪府和泉市
埼玉県上尾市	千葉県八千代市	東京都西東京市	兵庫県伊丹市
埼玉県新座市	千葉県浦安市	神奈川県鎌倉市	兵庫県川西市
埼玉県久喜市	東京都立川市	神奈川県藤沢市	広島県東広島市
千葉縣市川市	東京都三鷹市	神奈川県秦野市	山口県宇部市
千葉県松戸市	東京都府中市	富山県高岡市	山口県山口市
千葉県野田市	東京都調布市	岐阜県大垣市	徳島県徳島市
千葉県佐倉市	東京都町田市	三重県津市	

図 1-2-8 類似都市との比較・評価結果

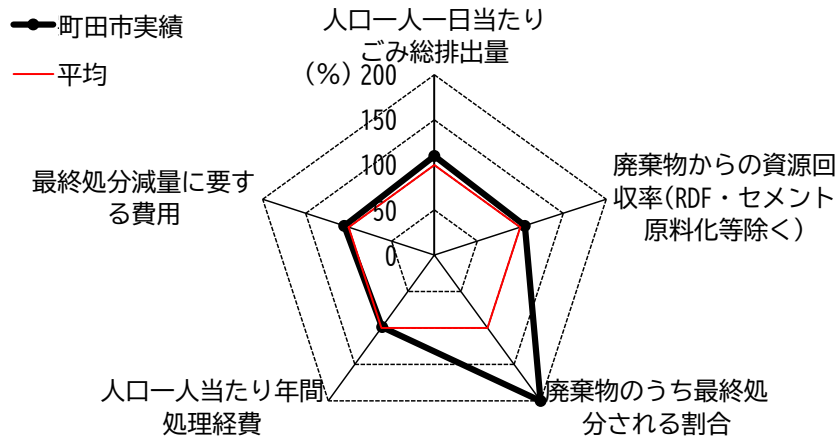
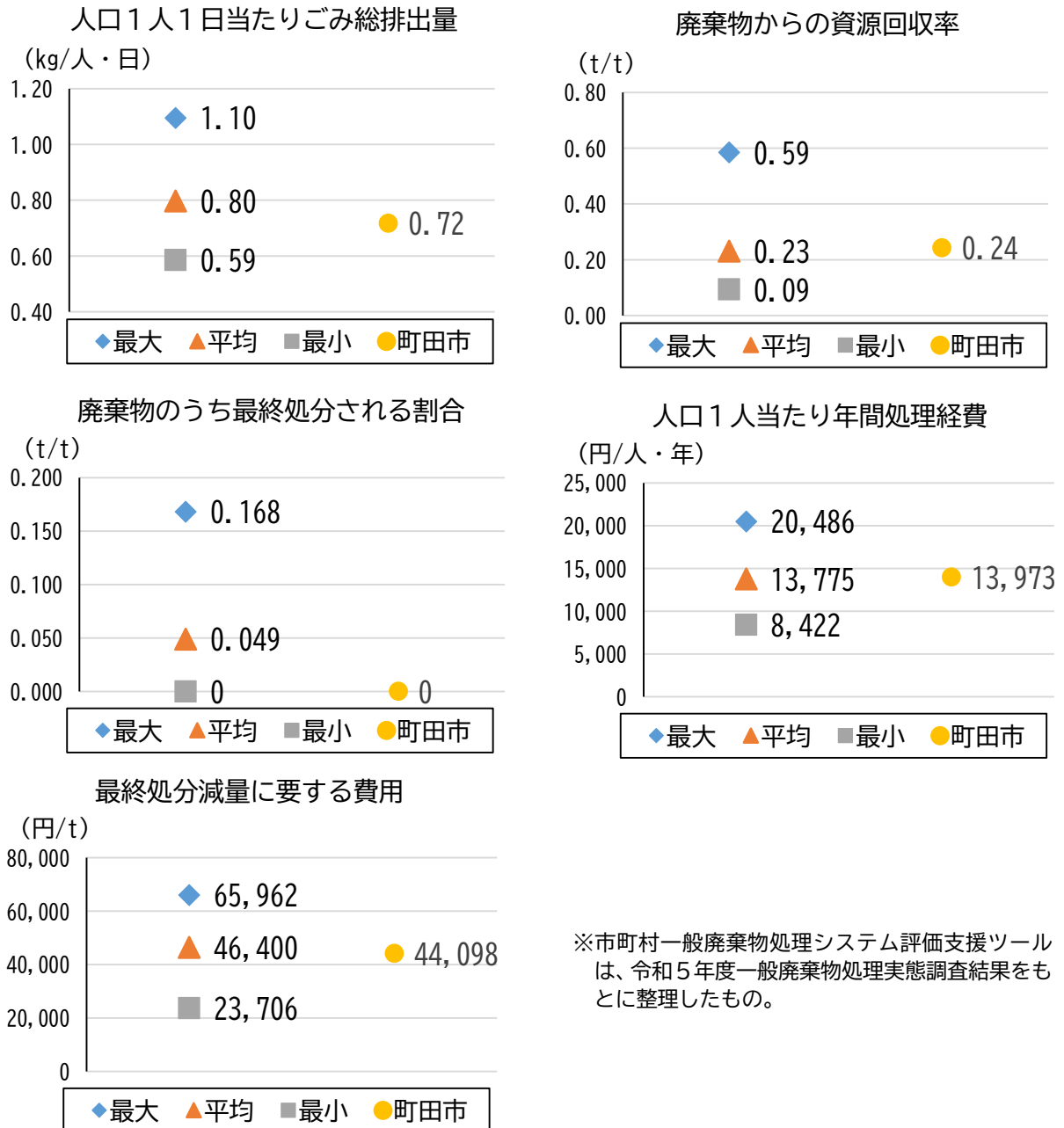


図 1-2-9 項目別の実績値の類似都市との比較結果



(5) ごみ処理経費（2024 年度までの推移）

ごみ処理費用は、2014 年度以降は増減を繰り返しながら 70 億円台で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2020 年度と 2021 年度は一時的に 60 億円台へ減少し、以降は 70 億円台へ増加しました。

2024 年度のごみ処理経費は約 79 億 7,118 万円となっており、市民 1 人当たり 18,516 円となっています。内訳としては、中間処理が約 39 億 3,135 万円で全体の 49.3%を占め、次いで収集が約 25 億 4,122 万円で 31.9%となっています。

また、2024 年度におけるごみ種別ごとのごみ処理経費の割合は、燃やせるごみに係る経費が 62.8%で最も多くの割合を占め、次いで資源ごみが 14.9%、燃やせないごみが 10.3%となっています。

図 1-2-10 ごみ処理費用の推移

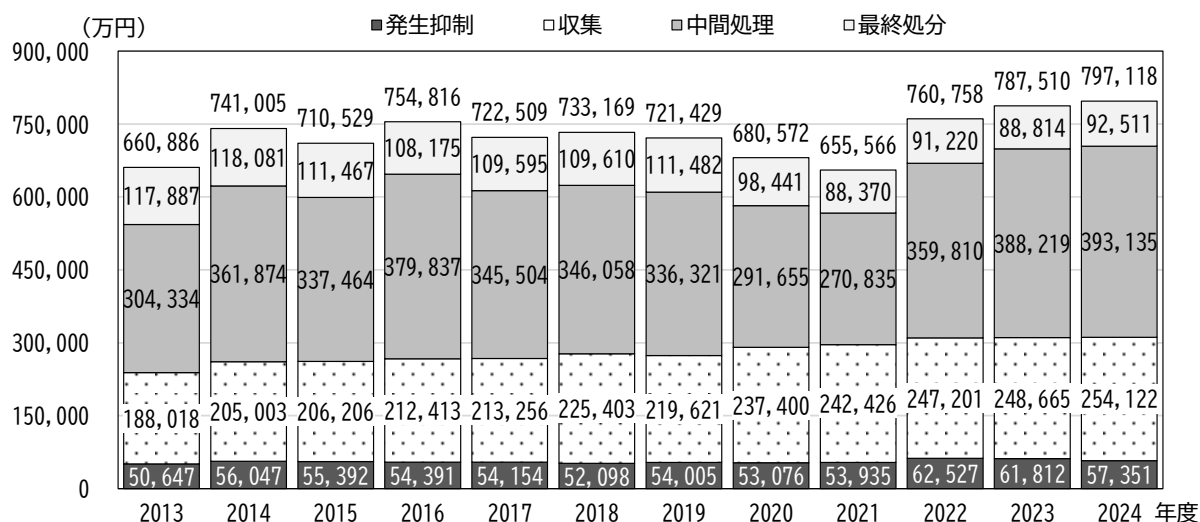


図 1-2-11 市民 1 人当たりのごみ処理費用

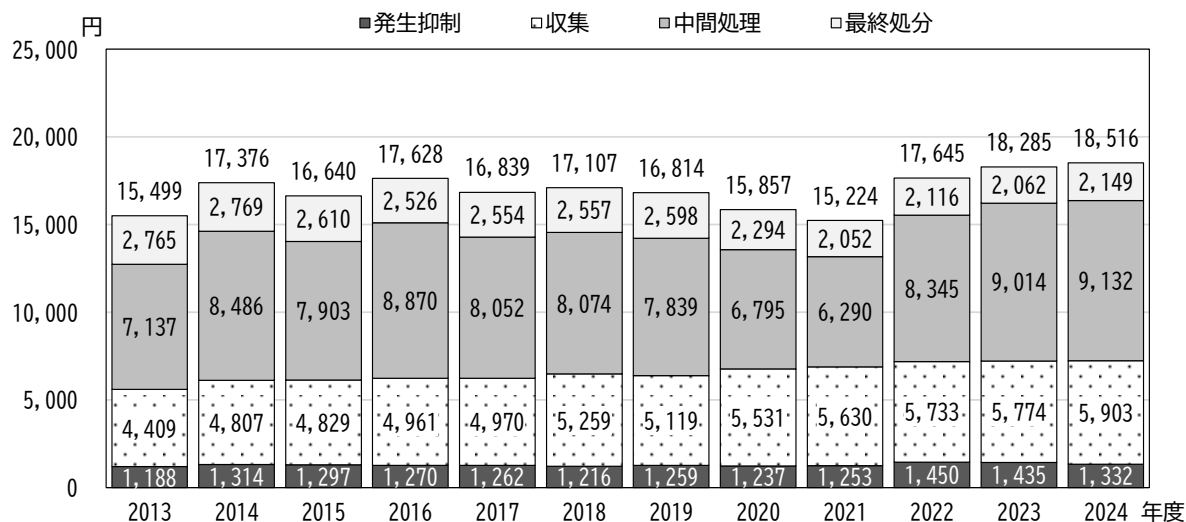
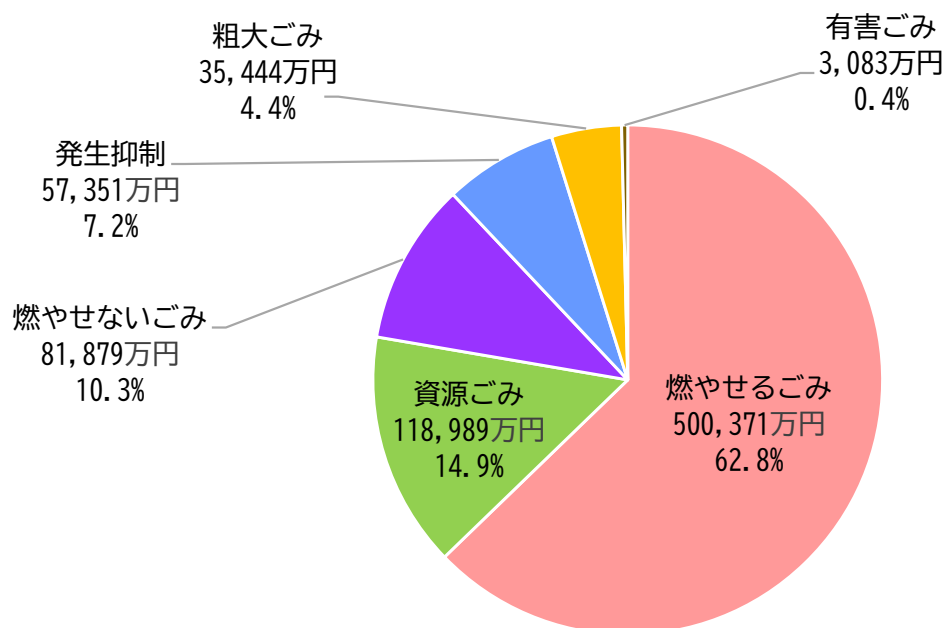


図 1-2-12 ごみ処理費用等の内訳（2024 年度）



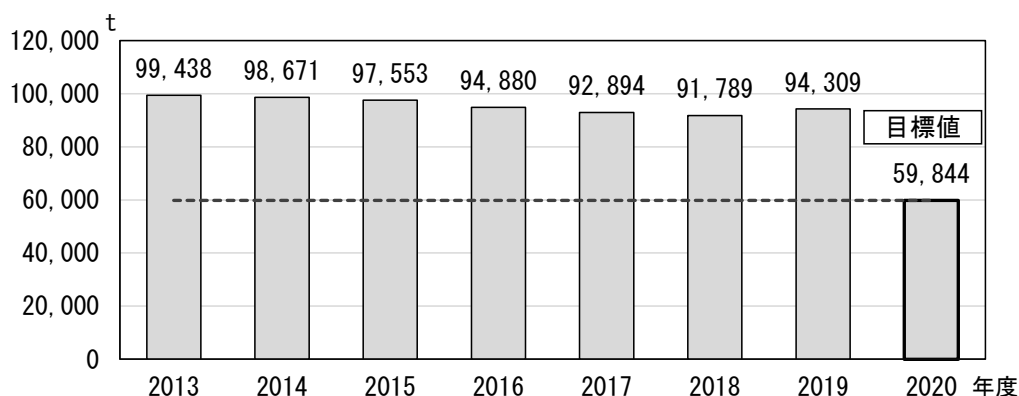
(6) 一般廃棄物資源化基本計画（2011 年 4 月策定）の評価

①目標の達成状況

【全体目標】ごみとして処理する量の 40%削減

基準年度^{※1}の 2013 年度のごみとして処理する量^{※2}である 99,438 t を、2020 年度までに 40%削減し、59,844 t とすることを目標としていましたが 2019 年度は 94,309 t となっており、2013 年度比で 5.2%の削減にとどまっています。2020 年度の目標までは、あと約 34,000 t の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図 1-2-13 ごみとして処理する量の推移と目標処理量



※1 アクションプラン策定時に基準年度を 2013 年度に変更

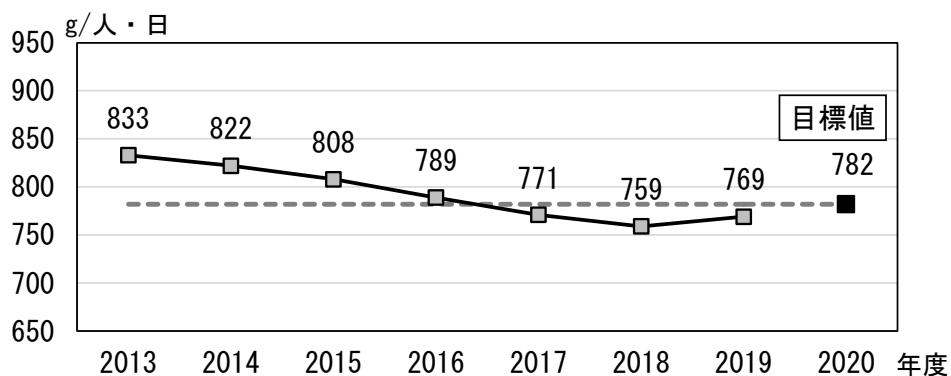
※2 ごみとして処理する量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

【個別目標1 発生・排出抑制】1人1日当たりのごみ量を 782g/人・日以下に削減

1人1日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）は、基準年度の 833 g から 769 g へと 64 g（約 7.7%）減少し、2020 年度の目標値である 782 g を達成しています。

国内全体でビンや紙の流通量が減少しており、資源として排出されるビンや古紙そのものが減少したこと、マイボトルやマイバッグの普及等、発生抑制につながる施策を行ったことなどにより、資源を含めたごみ量が減少したと考えられます。

図 1-2-14 1人1日当たりのごみ量の推移

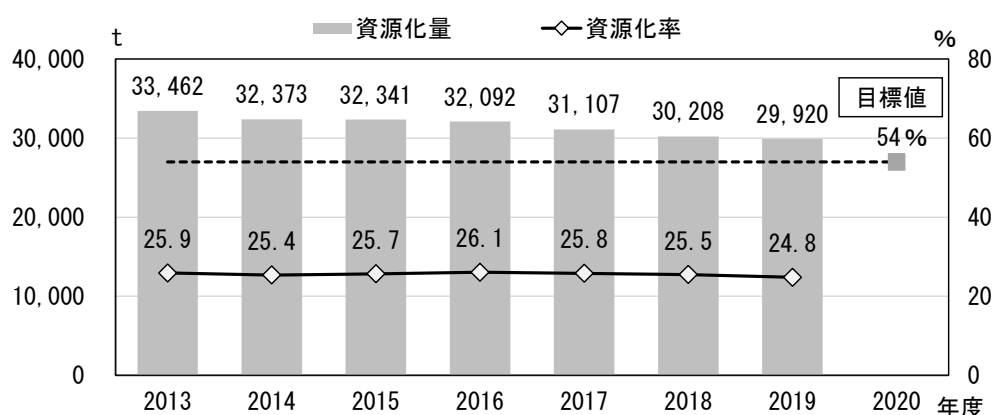


【個別目標2 資源化率】資源化率を54%まで高める

当市では、計画年度の2020年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し、生ごみと容器包装プラスチックの資源化による資源化率の向上を目指していましたが、ごみの減量・分別が進まないことや施設整備が計画期間内に完了しないことから、目標である54%を達成できていません。

また、集積所や拠点回収により分別収集した資源及びごみとして搬入したものを資源化した量を合わせた資源化量は、減少傾向にあり、2019年度の資源化率は24.8%で基準年度の25.9%から1.1ポイント減少しています。

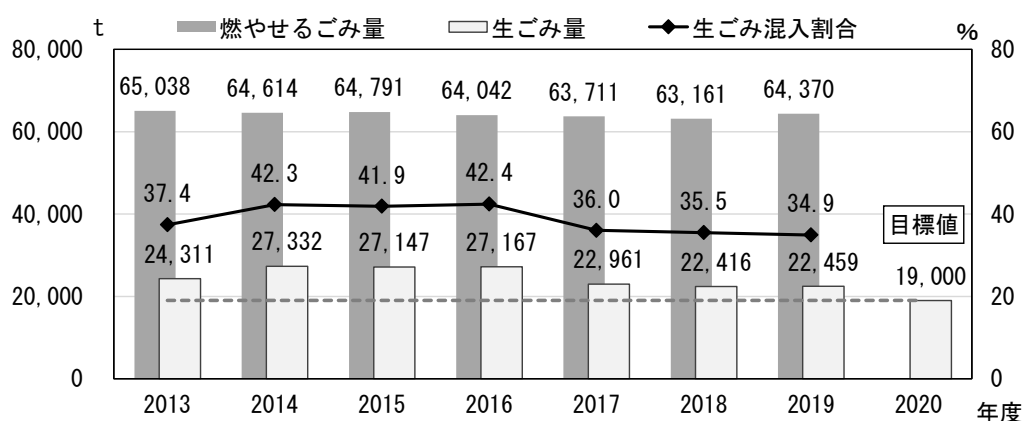
図1-2-15 資源化量と総資源化率の推移



【個別目標3 生ごみの焼却量】生ごみの100%資源化

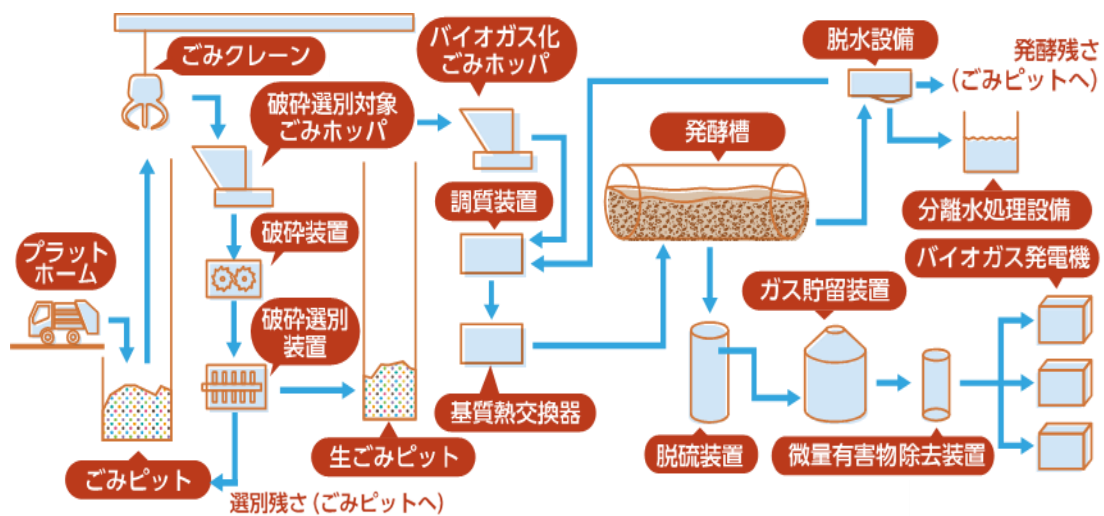
生ごみの減量とバイオガス化施設の整備による生ごみの100%資源化を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができず、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかったため、目標達成は難しい状況です。また、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、ごみの組成調査によると減少傾向にありますが、2019年度の生ごみの焼却量は22,459 tでバイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

図1-2-16 生ごみの焼却量の推移



町田市バイオエネルギーセンターでは、バイオガス化施設を導入し、ごみの減量と資源化率の向上、温室効果ガス排出量の削減を行っています。バイオガスは、再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、生ごみや紙ごみなどを発酵させて得られる可燃性ガスです。焼却処理量の削減、バイオガスを利用した発電等により、地球温暖化対策にもつながります。

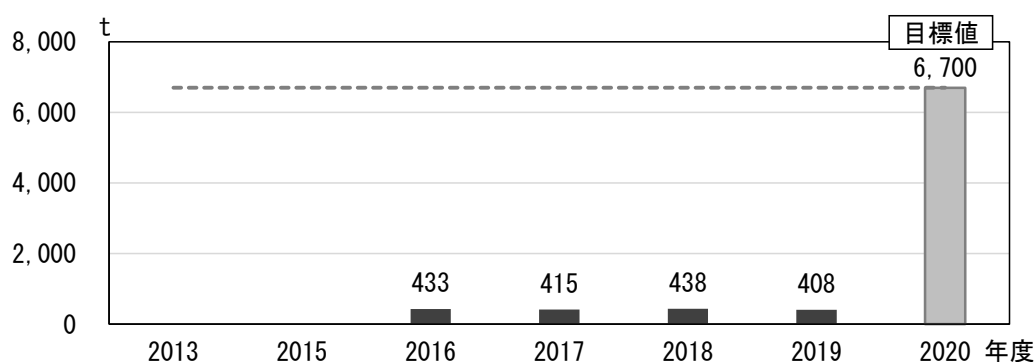
<バイオガス化施設>



【個別目標4 容器包装プラスチックの資源化】6,700 t 資源化する

計画期間内に容器包装プラスチックの資源化施設を市内3カ所に整備し、分別収集することで6,700 tの資源化を目指していました。2016年度からJR横浜線以南地域において容器包装プラスチックの資源化を開始し、2019年度は408 tの容器包装プラスチックを資源化しました。しかし、残り2カ所の資源化施設の整備が進まず、全市での展開が遅れており、当初の資源化見込み量を大きく下回っています。

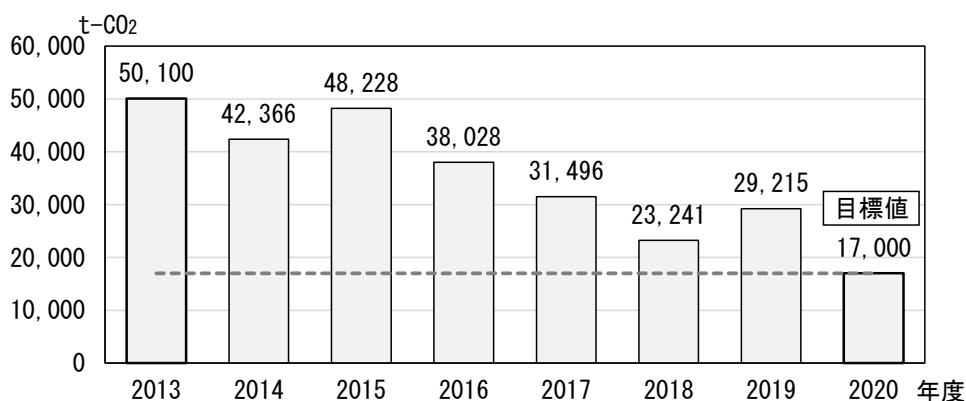
図1-2-17 容器包装プラスチックの資源化量の推移



【個別目標5 温室効果ガスの削減】清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を1万7,000 t-CO₂に削減

清掃工場から排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却時に発生し、プラスチックの焼却がその多くを占めています。2019年度の排出量は29,215 t-CO₂で、2020年度の目標まではあと約12,000 t-CO₂の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図1-2-18 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量の推移



※町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場で処理する一般廃棄物のうちプラスチックごみの焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄（メタン）及びN₂O（一酸化二窒素）の合計

(7) 課題の整理（一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）終了時点）

①ごみの発生抑制に向けた取組の推進

【1】市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足

1人1日当たりのごみ量（資源を含む）は、多摩26市の中で19位と多い状態です。

現在新たな施設（焼却施設、バイオガス化施設、燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設）を整備していますが、安定した処理を行うためにもより一層の削減が不可欠です。

市民や事業者が、ごみ問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組める仕組みを検討する必要があります。

【2】市民・事業者との協働の更なる推進

これまでも、ごみ減量推進員制度や事業者・大学等と連携した事業など、市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制の取組を行ってきましたが、今後もこの取組を推進する必要があります。

環境広報紙「ECOまちだ」やごみ情報紙「ごみナクナーレ」といった紙媒体、ホームページ、ごみ分別アプリ等の電子媒体、SNS等、啓発主体に適した方法を様々な手段から選択し活用する必要があります。



【3】生ごみの削減・資源化の推進

燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、発生抑制等が進まなかったこともあり、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

今後は、着実なバイオガス化施設の整備とともに、生ごみの自家処理に関し効果的な啓発を行い、生ごみ削減・資源化の取組を進める必要があります。

【4】事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、資源化できる紙やプラスチック類などの不適正物が多く混入しており、適正排出に向けた指導の強化とともに、資源化手法について検討する必要があります。生ごみや手つかず食品等が多く確認された宿泊施設や飲食店、コンビニ等へは、利用客等に対する呼びかけや分別しやすいごみ箱の設置等、事業系ごみの削減に向けた取組を求めていくことが必要です。

②資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

【1】市民への分別協力を促す取組の更なる推進

ごみの組成調査結果によると、燃やせるごみには資源化できる紙類が多く含まれており、市民アンケートでは、雑がみを燃やせるごみとして出している人の割合が9.1%となっています。雑がみの分別は細かくて分かりにくいことから、更なる周知を行う必要があります。

また、分別に迷う品目としてプラスチック類、スプレー缶、小型家電等が挙げられており、分別の協力を促す取組を更に進める必要があります。



【2】資源化量増加に向けた仕組みの検討

当市の1人1日当たりの資源ごみ量は、多摩地域各市と比較すると少ない状況にあります。ライフスタイルの多様化を踏まえ、先進事例を調査分析するなど、資源の回収方法や回収場所、品目の拡大について検討する必要があります。

【3】増加しているごみへの対策の検討

ごみの組成調査結果によると、生ごみや紙類は減少傾向にある一方で、前計画でターゲットにしていなかった紙おむつや草木などの排出量が増加しているため、新たな対策を検討する必要があります。

③資源の安定的な処理

【1】資源化施設の早期整備

現在、容器包装プラスチックなどの選別・保管等を行う新たな資源化施設の建設に向けた協議に取り組んでいます。特にプラスチック類は、市内全域での収集の実現によって、単純焼却での処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減などが期待できることから、施設の早期稼働を目指す必要があります。

④社会情勢や環境変化への対応

【１】SDGsの達成に向けた啓発活動の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年10月1日施行）では2030年度までに食品ロス量の半減（2000年度比）が目標に掲げられています。また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月31日）が策定されたほか、2020年7月1日のレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をきっかけに、使用削減に向けた動きが活発化しています。

SDGsの達成に向けて食品ロス削減や海洋プラスチック問題等に対応するため、市民や事業者への啓発活動、働きかけを行う必要があります。

【２】廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

廃プラスチックや古紙等に対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等のほか、EUをはじめとする海外では、脱プラスチックに向けた動きが活発化しています。世界的な動向や国内の法改正等について、常に最新の情報を入手し、東京都や近隣自治体の状況も確認しながら、適切に対応していく必要があります。

⑤災害対応能力の強化

【１】災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化

災害廃棄物の迅速・適切な処理を行うため、庁内の体制整備や施設の強靱化を進める必要があります。また、被災状況によっては、当市だけでは対応できなくなるため、他の市町村等との広域連携や民間事業者との協力体制を構築する必要があります。

【２】平常時からの啓発活動の実施

発災後に迅速・適正にごみ処理を行うためには、市民等の協力が不可欠となります。そのため、平常時から災害時のごみの出し方や不法投棄等の防止などの認識を深め、市からの情報発信方法等についても市民へ周知する必要があります。



⑥ 確実なごみ収集の実施

【1】 効率的なごみ収集・処理体制の構築

市民アンケートにおいて、家庭からの燃やせないごみは排出量に比べて収集頻度が多い状況が明らかとなっています。市内の人口減少、ライフスタイルの変化によるごみ・資源の量の推移などを注視し、効率的なごみの収集・処理体制を構築していく必要があります。

【2】 誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

超高齢社会の到来に伴い、今後予想されるごみ・資源の分別及び排出に関する問題に対応するため、高齢になってもごみ出しに困らない仕組みづくりが必要となります。

⑦ コスト意識をもった施策への展開

【1】 費用対効果を意識した手法の検討

減量・資源化を推進する施策を展開する際には、それにかかる費用対効果を意識し、実施の有無や手法の検討を行う必要があります。

【2】 コスト削減と歳入の確保

効率的な収集運搬ルートを検討や、収集回数・品目等について適宜見直しを行い、収集運搬、中間処理等にかかるコストの削減を図るとともに、ごみ処理手数料についても適正に設定されているかを検証する必要があります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するための5つの基本方針を次のとおり定めます。

基 本 理 念

町田市民・事業者・市は、
「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、
徹底したごみ減量、資源化を進め、
持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

- 基本方針1 「市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。」
- 基本方針2 「家庭系ごみの減量を進めます。」
- 基本方針3 「事業系ごみの減量を進めます。」
- 基本方針4 「環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。」
- 基本方針5 「社会的課題への対応を強化します。」

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

(2) 目標値の設定

①将来推計人口

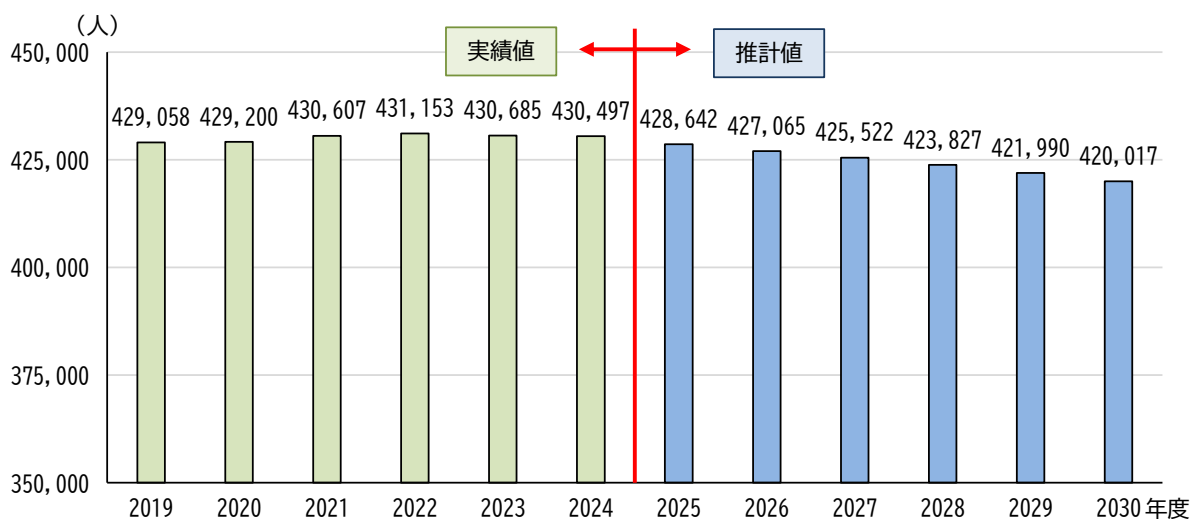
当市の人口（各年 10 月 1 日）は、2024 年まで増減を繰り返しながら横ばい傾向となっていますが、2024 年以降はゆるやかに減少し、2030 年度は 420,017 人と 2019 年度に比べ 2.1% 減少すると推計されます。

表 1-2-8 人口の実績と推計

年度	実績値(人)						増減率 (2019年度～ 2030年度)
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
人口	429,058	429,200	430,607	431,153	430,685	430,497	
年度	推計値(人)						
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
人口	428,642	427,065	425,522	423,827	421,990	420,017	

資料：町田市将来人口推計報告書（2021 年）

図 1-2-19 人口の実績と推計



②将来のごみ排出量の見込み

新たなごみ減量施策を講じない場合、当市のごみ量がどのように推移するかを推計しました。

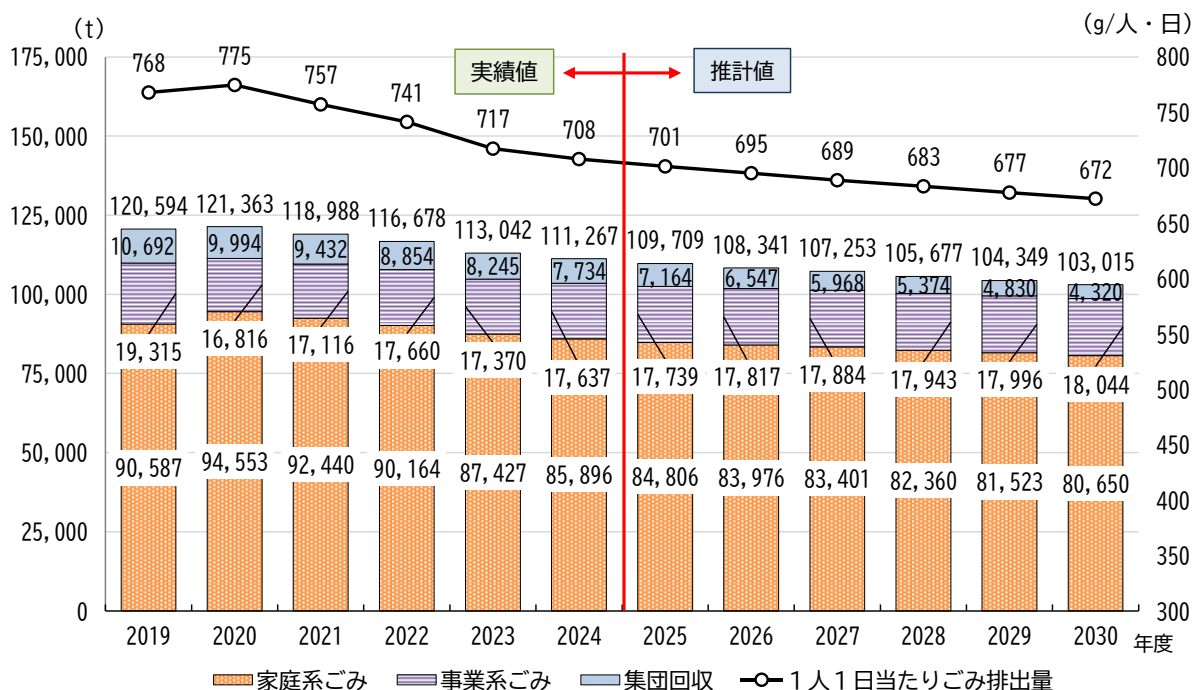
2030年度の総ごみ量は2019年度と比較して14.6%減少、家庭系ごみは11.0%減少、事業系ごみは6.6%減少すると考えられます。

表1-2-9 総ごみ量の実績と推計

年度	実績値						増減率 (2019年度～ 2030年度)
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	768	775	757	741	717	708	
家庭系ごみ (t)※	90,587	94,553	92,440	90,164	87,427	85,896	
事業系ごみ (t)	19,315	16,816	17,116	17,660	17,370	17,637	
集団回収 (t)	10,692	9,994	9,432	8,854	8,245	7,734	
合計 (t)	120,594	121,363	118,988	116,678	113,042	111,267	
年度	推計値(人)						
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	701	695	689	683	677	672	-12.5%
家庭系ごみ (t)※	84,806	83,976	83,401	82,360	81,523	80,650	-11.0%
事業系ごみ (t)	17,739	17,817	17,884	17,943	17,996	18,044	-6.6%
集団回収 (t)	7,164	6,547	5,968	5,374	4,830	4,320	-59.6%
合計 (t)	109,709	108,341	107,253	105,677	104,349	103,015	-14.6%

※「家庭系ごみ」には、資源を含んでいます

図1-2-20 ごみ量の実績と推計



※「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収（品目別）」ごとに、近年3年間の排出量実績を人口と年間日数で割った「1人1日当たりの排出量」から推計。（推計手法については、資料編参照）

③目標値の設定

東京都が2021年9月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や2025年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2030年に向けた廃棄物関連の主要目標として、以下の目標が掲げられています。

- ①一般廃棄物の排出量を441万t(2018年度)から410万t(2030年度)に削減(約7%削減)
- ②一般廃棄物のリサイクル率を37%まで向上
- ③家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を40%削減(2017年度比)
- ④食品ロス発生量を60%削減(2000年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定いたしました。

目標年度は、本計画の最終年度である2030年度とします。

全体目標1	「1人1日当たりのごみ排出量」を2019年度比15%削減します。
-------	----------------------------------

発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を120,594t(2019年度)から、20,214t(約15%)削減し、100,380t(2030年度)とします。1人1日当たりのごみ排出量に換算すると768g/人・日(2019年度)から、113g/人・日を削減し、655g/人・日(2030年度)とします。

※基本計画策定当初の全体目標1「1人1日あたりのごみ排出量を2019年度比7%削減します。」は、6年前倒しとなる2024年度に達成したため、2025年度に目標の上方修正を行いました。
※ごみ量の将来推計及び全体目標2,3を達成する場合のごみ量を推計し算出しています。

全体目標2	「総資源化率」を40%まで高めます。
-------	--------------------

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、31%(2019年度)から9ポイント(約30%)向上させ、40%(2030年度)とします。

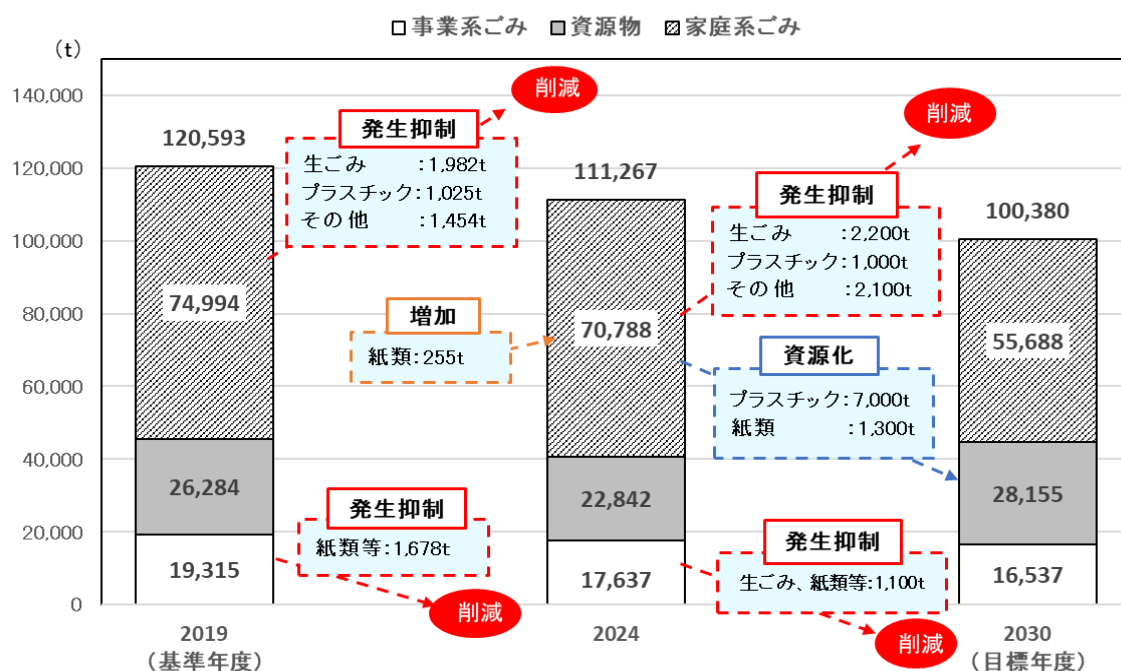
全体目標3	「温室効果ガス排出量」を2019年度比30%削減します。
-------	------------------------------

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を約34,000t-CO₂(2019年度)から、約10,000t-CO₂(30%)削減し、24,000t-CO₂(2030年度)とします。

表 1-2-10 ごみ種別ごとの取組例と削減量・資源化量

種別		取組	2019 年度を基準年とした 2024 年度の削減量・資源化量（t）（実績）		2024 年度を基準年とした 2030 年度の削減量・資源化量（t）	
			発生抑制	資源化	発生抑制	資源化
家庭系ごみ	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	1,982	-	2,200	-
	プラスチック	・容器包装・製品プラスチックの削減及び資源化	1,025	-	1,000	7,000
	紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の資源化	-	-255	-	1,300
	その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	1,454	-	2,100	-
事業系ごみ		・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	1,678	-	1,100	-
合 計			6,139	-255	6,400	8,300

図 1-2-21 全体目標 1 達成時の総ごみ量とごみ種別ごとの削減量・資源化量



※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

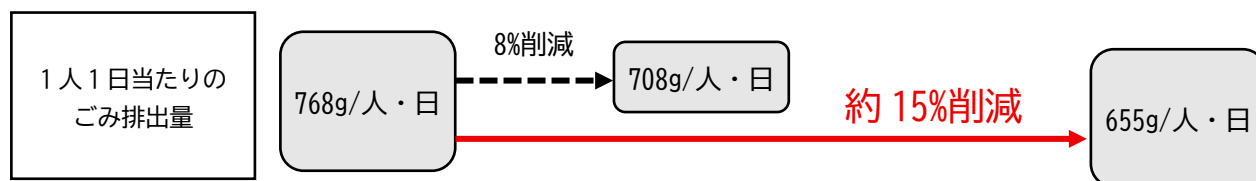
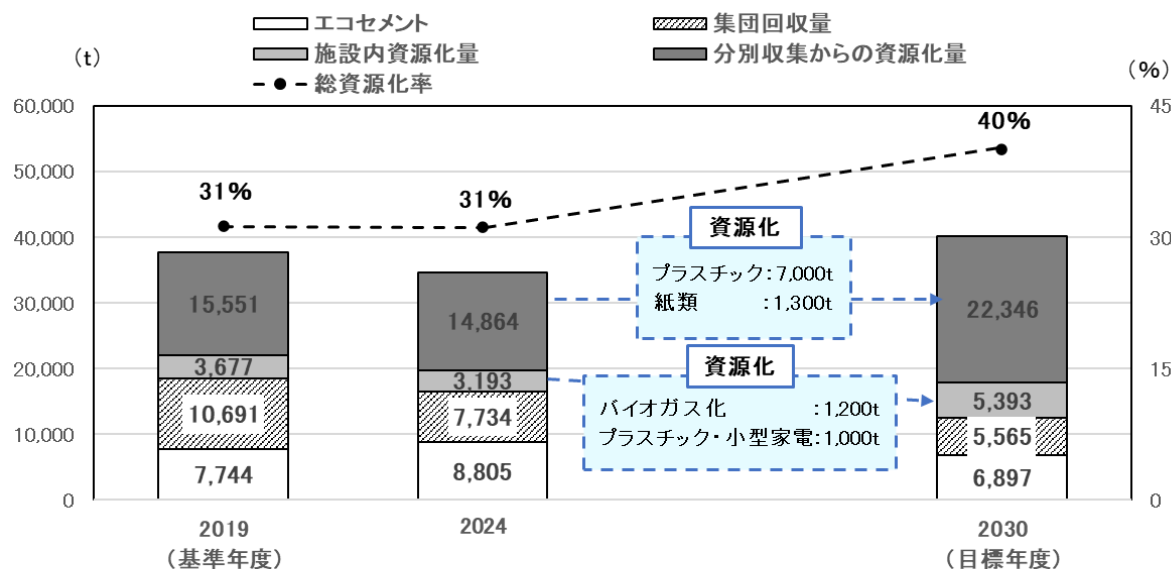
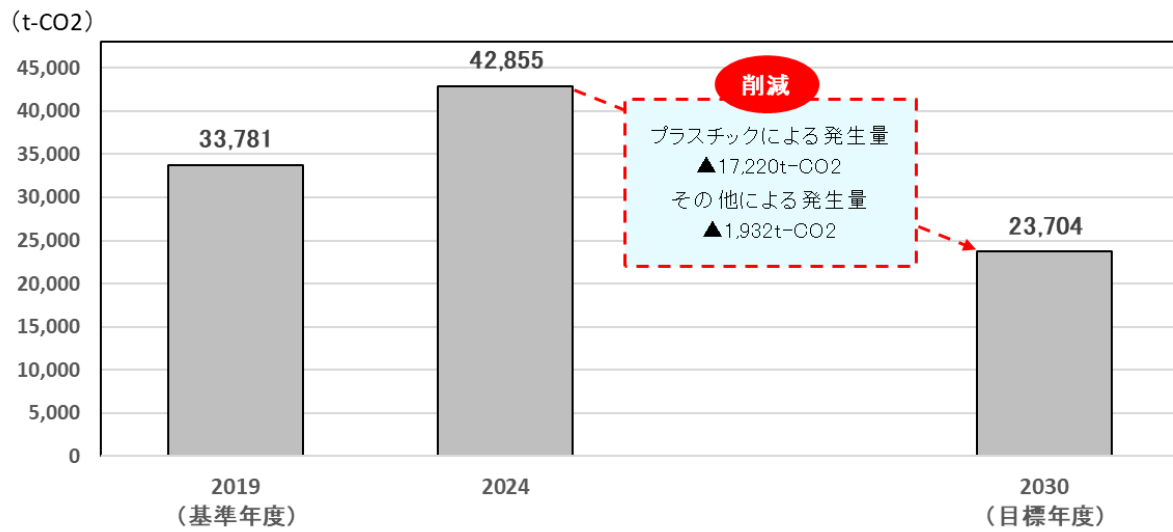


図 1-2-22 全体目標 2 目標達成時の総資源化率・資源化量



※「分別収集からの資源化量」は、分別収集後、資源化できないもの(不純物)を取り除いた量となっています。
 ※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

図 1-2-23 全体目標 3 目標達成時のごみの焼却による温室効果ガス排出量



(3) 施策体系

目標の達成に向け、5つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

第2部記載のアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標等とともに定めています。

図 1-2-23 施策体系



（4）基本方針1の取り組み

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

基本施策1-1 市民との連携による取組の推進

市民一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、市民に対する周知・啓発、町内会・自治会と連携した取組を推進します。また、将来を担う子どもたちに対する3R学習の充実・強化を図るため、学校等の教育機関を通じた取組を推進します。

基本施策1-1における各主体の役割

市民の取組

- ・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

行政の取組

- ・各種講座の実施
- ・学校や関係機関を通じた3R学習の実施

基本施策1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみ減量・資源化への関心を高め、本市のごみに関する問題を解決するために、様々な事業者や団体と連携した取組を推進します。

基本施策1-2における各主体の役割

市民の取組

- ・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

事業者・各種団体の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力

行政の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力
- ・協働事業者・団体等の発掘、連携

基本施策1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供、周知等の支援を行い、取組を後押しします。

基本施策1-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

事業者・各種団体 の取組

- ・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

行政 の取組

- ・ホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報誌等、多様な情報ツールを用いての情報発信
- ・市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

（5）基本方針2の取り組み

基本方針2 家庭ごみの減量を進めます。

基本施策2-1 生ごみの減量の推進 重点施策

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るものは、家庭における自家処理等を推進します。

基本施策2-1における各主体の役割

市民 の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進

事業者・各種団体 の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

行政 の取組

- ・食品ロスの削減、水切りの啓発
- ・生ごみ処理機等の利用促進、一時生成物の利用方法の検討・広報

基本施策2-2 プラスチックごみの減量の推進 重点施策

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生抑制・資源化を進める必要があります。

事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの資源化を実施します。

基本施策2-2における各主体の役割

市民 の取組

- ・レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・容器包装プラスチックの分別

事業者・各種団体 の取組

- ・簡易包装の実施
- ・プラスチックの店頭回収の推進

行政 の取組

- ・容器包装プラスチックの分別収集・資源化
- ・製品プラスチックの分別収集・資源化
- ・プラスチックの分別収集・資源化に関する周知啓発
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用促進の広報
- ・海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

コラム

広がるプラスチックの店頭回収

2022年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）では、プラスチック製品の設計・製造から排出・回収・リサイクルの過程に対して、環境配慮や再資源化の取組を、国・自治体・事業者・消費者で協働しながら進めていくことが定められました。

排出・回収・リサイクルの段階では、プラスチック使用製品の性状や排出実態に関する情報を有する製造・販売を行う事業者が、自治体や消費者と協力して積極的に自主回収・再資源化を行うことが期待されています。

スーパーで行われているトレイやペットボトルの回収の他、現在は、コンタクトレンズの空ケースや文房具、使い終わった化粧品や歯ブラシなど、様々な商品が店頭で回収・リサイクルされています。街なかで見つけた際は、ぜひ店頭回収に参加してみてください。

市内施設で実施している 使い捨てコンタクトレンズや使用済みのプラスチック製ペンの拠点回収BOX



<使い捨てコンタクトレンズ>



<使用済みのプラスチック製ペン>

基本施策2-3 その他の家庭ごみの減量の推進 重点施策

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

基本施策2-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・紙類等の減量・資源化
- ・マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル品の活用
- ・リサイクルできるものの適正排出の徹底

事業者・各種団体 の取組

- ・過剰包装の削減
- ・マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政 の取組

- ・リデュース・リユースの取組、啓発の強化
- ・適正排出の推進
- ・ごみ減量アイデアの募集・紹介
- ・粗大ごみのリユース販売の強化
- ・リチウムイオン電池などの小型充電式電池による火災防止対策の推進

コラム

リチウムイオン電池による火災

燃やせるごみや燃やせないごみに混せて捨てられるリチウムイオン電池が原因で、町田市バイオエネルギーセンターやごみ収集車で火災が発生しています。

市では、リチウムイオン電池等の小型充電式電池や、リチウムイオン電池類を内蔵する充電式小型家電を、有害ごみ（電池）の日に収集しています。また、充電式小型家電は、市役所や市民センターなどに設置した小型家電回収ボックスや、市内各地のリサイクル広場に出すこともできます。

きちんと分別すれば資源になります。火災を防ぐために町田市の分別ルールを守って、出していただくようお願いします。



基本施策2-4 家庭系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等、当市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

基本施策2-4における各主体の役割

行政の取組

- ・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

(6) 基本方針3の取り組み

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

基本施策3-1 事業系ごみの適正排出の推進 重点施策

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。

基本施策3-1における各主体の役割

事業者・各種団体 の取組

- ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・ 優良事業者表彰制度への応募

行政 の取組

- ・ 適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- ・ 工場での搬入物検査の実施
- ・ 優良事業者の表彰・公表

基本施策3-2 事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系ごみの新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

基本施策3-2における各主体の役割

市民 の取組

- ・ 飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・ 小売店での見切り品積極購入

事業者・各種団体 の取組

- ・ 食品廃棄物の減量・資源化
- ・ 事業系紙類の減量・資源化
- ・ 新たな品目の資源化の実施

行政 の取組

- ・ 公共施設から出るごみの減量
- ・ 食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
- ・ 資源化できる紙類の受入検討
- ・ 新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

基本施策3-3 事業系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

基本施策3-3における各主体の役割

行政 の取組

- ・ 社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

(7) 基本方針4の取り組み

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

基本施策4-1 一般廃棄物処理施設の整備 重点施策

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、2022年1月に、町田市バイオエネルギーセンター（愛称名：バイエネ君）として稼働を開始しました。安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。

プラスチックやビン・カン・ペットボトルなどの中間処理を行う資源ごみ処理施設については、引き続き整備を進めます。資源ごみ処理施設が稼働するまでの期間、暫定的な資源ごみの中間処理や資源化の方法を検討・実施していきます。

基本施策4-1における各主体の役割

行政の取組

- ・新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- ・生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- ・見学等の学習の場の提供

コラム

電力の地産地消

市では、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指しています。

その一環として、町田市バイオエネルギーセンターで生み出した電力の一部を、鶴見川クリーンセンター及び鶴川ポンプ場等へ電気事業者を介さずに直接供給する取組を行っています（自己託送）。この取組により、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減や電力コストの安定化を図っています。

基本施策4-2 収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

基本施策4-2における各主体の役割

行政の取組

- ・効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

基本施策4-3 資源の有効活用の推進 重点施策

増加傾向にあるごみについて対応するため、資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、更なる資源の有効活用を図ります。

また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

基本施策4-3における各主体の役割

事業者・各種団体の取組

- ・小売店独自の拠点回収の実施

行政の取組

- ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究
- ・回収拠点や回収品目の増加等の推進

町田市から排出された日々の生活のごみを焼却した灰（焼却灰）は、日の出町の方々のご理解とご協力によって設置された最終処分場で処理されています。この最終処分場では、町田市を含む多摩地域 25 市 1 町の焼却灰を受け入れ、全てエコセメントにリサイクルされています。

エコセメントは、市内でも町田市バイオエネルギーセンターの通路のブロックや点字ブロックとして使用されているほか、薬師池公園や芹ヶ谷公園、鶴間公園など身近な所でも活用されています。

ただし、リサイクルしているとはいえ、ごみの焼却やエコセメント化の過程では、多くの二酸化炭素が発生します。そのため、まずは、リサイクルより先にできるリデュース（ごみの発生抑制）を、一人ひとり意識することが大切です。地球温暖化を防ぎ、自然と生活環境を保全するため、ごみの減量に、今後も一層のご協力をお願いします。



エコセメントが使用された通路（町田市バイオエネルギーセンター）

（8）基本方針5の取り組み

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

基本施策5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化 重点施策

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

また、新型インフルエンザなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

基本施策5-1における各主体の役割

市民の取組

- ・ 災害時におけるごみの適正排出

事業者・各種団体の取組

- ・ 災害時におけるごみの適正排出
- ・ 災害時の協力・連携に関する協定締結

行政の取組

- ・災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
- ・迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
- ・他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
- ・災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
- ・新型インフルエンザなどの感染症による社会変化への対応

コラム

災害時のごみの出し方は？

2011年に発生した東日本大震災や2016年に発生した熊本地震、さらには2024年に発生した能登半島地震など大規模な自然災害が発生すると、がれきや使用できなくなった家具など、通常時には発生しない「災害廃棄物」が一度に大量に発生します。その量は、市が1年で処理するごみの約4倍。これら災害廃棄物を、通常生活で発生するごみ（生活ごみ）と並行して処理をしないといけません。

公衆衛生の確保や早期復興のため、排出時の分別が重要です。災害廃棄物と生活ごみを分けて、それぞれ指定の場所に出してください。

	災害廃棄物	生活ごみ
内容	・倒壊した住宅等から発生するごみ（木くず、がれき類等） ・被災した住宅内の片付けで発生するごみ（破損した家具等）	・日常生活において家庭から発生するごみ（燃やせるごみ、容器包装プラスチック、ビン・カン、ペットボトル等）
排出方法	生活ごみとは別に、市が指定する場所に分別のうえ排出してください。 ※災害廃棄物を一時的に分別しておく「仮置場」を指定することがあります。	原則として、通常通りの分別ルールで、いつもの場所に排出してください。 ※すぐに収集できない可能施設があります。

⇒市ホームページや市の公式 SNS 等、様々な方法でお知らせをする予定です

基本施策5-2 超高齢化社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎え、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集等のごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みを検討します。

また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

基本施策5-2における各主体の役割

行政の取組

- ・ ごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みの検討
- ・ 紙おむつなどの資源化事業の研究

コラム

紙おむつのリサイクル

日本における紙おむつの消費量は、高齢化に伴い年々増加しており、推計によれば、一般廃棄物に占める割合は2020年度時点で約5%でしたが、2030年度頃には約7%に達すると見込まれています。現在、使用済み紙おむつの多くは焼却処分されていますが、再生利用によりパルプなどの有効活用が可能です。

町田市でも、2021年度に家庭から排出される使用済み紙おむつを分別回収し、リサイクル処理を行う実証実験を実施しました。しかし、事業化に向けては、町田市で収集した紙おむつをリサイクル処理できる施設が関東近辺にないことなど、いくつかの課題が挙げられました。環境省や東京都、事業者の動向を注視しながら、引き続き情報収集を進めてまいります。

基本施策5-3 不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

基本施策5-3における各主体の役割

市民 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・持ち去り防止活動の協定締結
- ・ごみの適正排出

事業者・各種団体 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政 の取組

- ・環境美化活動の推進
- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携

第3章 生活排水処理基本計画

第3章

生活排水処理基本計画

1 生活排水に関する現状

（1）生活排水処理の現状

当市における、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2024年度末現在における下水道人口普及率は99.1%となっており、今後も下水接続に伴い処理量の減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては存続するものと考えられます。

表 1-3-1 処理形態別人口の実績

単位：人

年度	2020	2021	2022	2023	2024
計画処理区域人口	423,750	425,056	426,224	426,923	426,675
水洗化・生活雑排水処理人口	—	426,255	428,169	428,635	428,389
下水道	420,840	422,022	424,013	424,495	424,266
合併処理浄化槽	—	4,233	4,156	4,140	4,123
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	—	2,390	2,086	1,864	1,682
非水洗化人口（くみ取り人口）	623	593	548	519	454

※各年度4月1日時点

※2021年度以降から水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道と合併処理浄化槽の合算人数としている

表 1-3-2 し尿処理量の実績

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024
一般世帯	493	452	403	375	351
公共施設	6	6	7	5	9
仮設トイレ等	479	487	472	454	472
合計	978	945	882	834	832

表 1-3-3 浄化槽汚泥量の実績

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024
浄化槽汚泥	5,897	5,666	5,273	5,175	5,065

(2) し尿の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入されます。そこで脱水処理を行うことで助燃剤として再資源化します。助燃剤は、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に運搬して焼却炉の燃焼を助ける材料として利用します。脱水処理で発生する処理水は、井戸水で希釈後に公共下水道へ放流し、下水処理場である成瀬クリーンセンターで終末処理されます。

(3) 収集・運搬方法

し尿収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。

浄化槽汚泥は、許可事業者が浄化槽管理者からの依頼に応じ、随時収集運搬しています。

(4) 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の污水管整備がされない地区において、合併処理浄化槽設置事業補助金制度及び啓発活動の実施を通し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進していきます。

(5) 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の適正な維持管理の実施を推進し、浄化槽放流水の水質向上を図ることで、広域的な水環境の保全に貢献します。浄化槽法で定められた三大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施者に対する浄化槽維持管理費補助金制度の利用促進及び未実施者へ対する啓発活動に取り組んでいきます。

（6）施設

境川クリーンセンター（し尿処理施設）が、2019年3月から稼働しています。

この施設は、循環型社会形成の一環として、汚泥を助燃剤として再資源化する機能を備えており、し尿等の搬入量の減少にあわせた施設規模となっています。施設から周辺への環境影響対策として、活性炭での脱臭設備に加えて薬品を使用した脱臭設備を備えています。

表 1-3-4 施設の概要

所在地：木曽東二丁目1番1号 境川クリーンセンター
敷地面積：2,433 m²（ほかに緩衝帯約 500 m²）
延床面積：760 m²
処理能力：日当たり 41.5 キロリットル
処理方式：脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釈後、下水道放流

2 計画の基本的な考え方**（1）計画目標**

し尿を含めた生活排水は公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽を普及促進することを目標とします。

（2）今後の発生量予測

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は表 3-5 のとおりです。

表 1-3-5 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の将来推計

単位：キロリットル/年

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浄化槽汚泥	4,878	4,697	4,523	4,356	4,195	4,040
し尿	800	768	738	710	682	655

（3）今後の取組

快適な市民生活と環境保全並びに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と境川クリーンセンター（し尿処理施設）の保守及び適正な運転管理を行っていきます。

第4章 一般廃棄物資源化基本計画の進行管理

1 計画の進行管理

(1) 計画目標

本計画については、市の広報やホームページ、各種講座等で周知し、市民や事業者の取組を推進していきます。

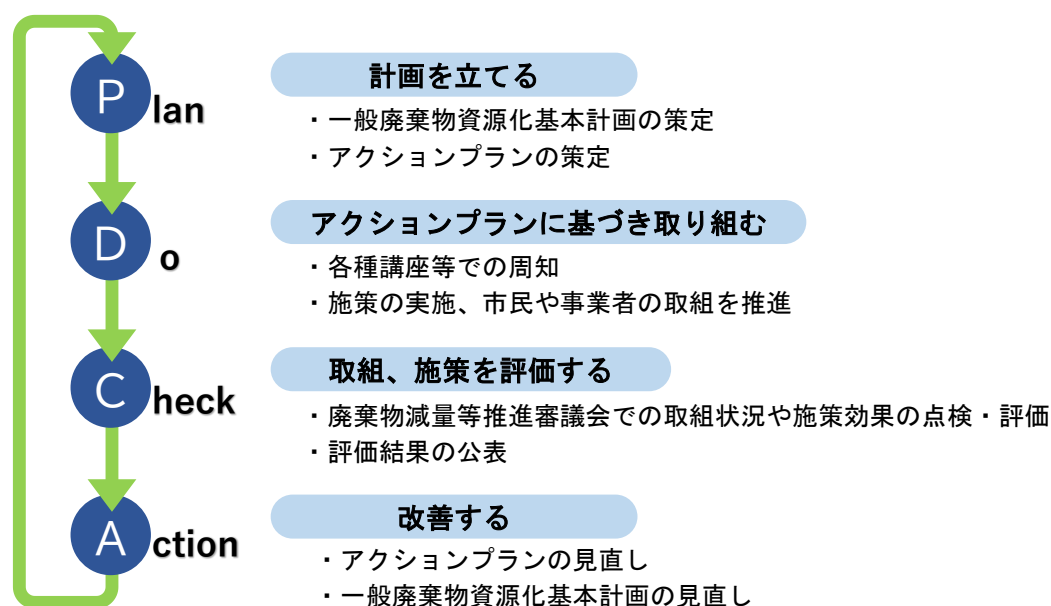
(2) 進捗状況の点検、評価、見直し

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果点を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

(3) 国や都・周辺自治体との連携

持続可能な循環型社会の実現には、当市のごみ・資源の処理における問題だけではなく、災害時の対応等広域での対策が求められる課題もあります。これらについて、国や都の動向を確認しながら、他自治体等と連携し取り組んでいきます。

図 2-23 PDCAサイクル



第2部

後期アクションプラン

(2026 年度～2030 年度)

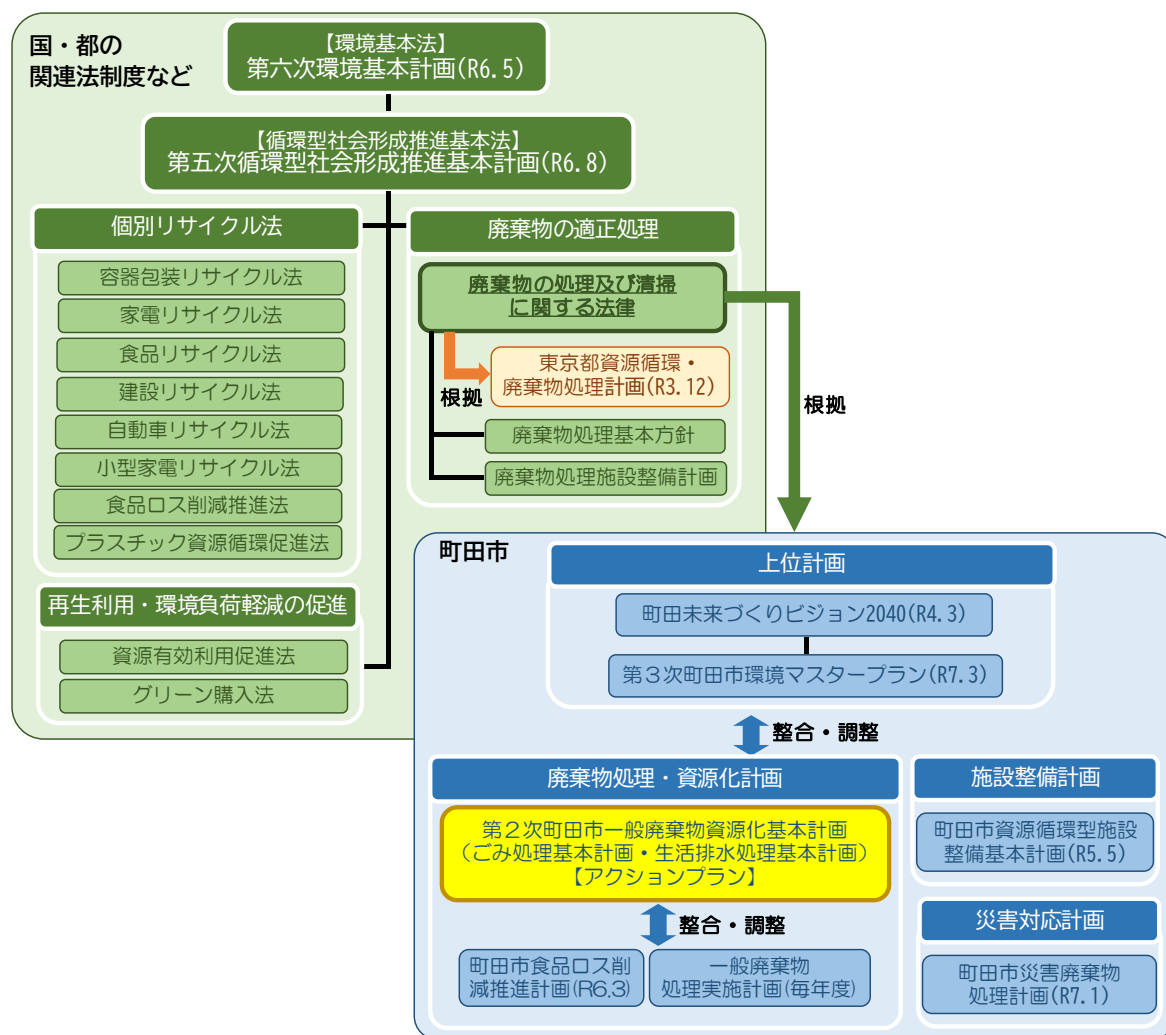
第1章 基本的事項

1 後期アクションプランとは

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を2021年3月に策定しました。当基本計画は計画策定から5年が経過し、本市のごみ量の推移や社会情勢などの変化を踏まえ、更なるごみの削減を目指すために、本書の「第1部第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」に示す通り、一部改定をおこないました。

後期アクションプランは、一部改定を行った基本計画に基づき、ごみの減量・資源化に向けて、町田市（以下、当市という。）が市民・事業者と協働で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

図2-1-1 アクションプランの位置付け



2 アクションプランの計画期間

アクションプランの計画期間は、基本計画の計画期間 10 年間のうち、後期 5 年の 2026 年度から 2030 年度です。

図 2-1-2 アクションプランの期間

基本計画 実施期間 (10年間)



3 前期アクションプラン（2021 年度～2025 年度）の課題整理

（1）ごみの減量・分別の推進

基本計画の全体目標の一つである「1 人 1 日あたりのごみ排出量」は順調に削減の推移をたどり、2030 年度の目標を 6 年前倒しとなる 2024 年度に達成しました。一方で、同じく全体目標の一つである「総資源化率」は、基準年である 2019 年度の 31.2%からほとんど横ばいで推移しています。

ごみ種別ごとでは、プラスチックや古紙において、基本計画上の目標値との乖離が見られ、削減・資源化が思うように進んでいません。また、生ごみについては削減傾向にありますが、家庭から排出されるごみのうち、大きな割合を占めるため、食品ロスの削減を中心に、取組を進める必要があります。

表 2-1-1 ごみ種ごとの計画目標と 2024 年度実績の比較

	2030 年度(目標)		2024 年度(実績)		実績と目標の差	
	削減	資源化	削減	資源化	削減	資源化
生ごみ	4,000		1,982		2,018	
容器包装プラスチック	2,000	4,000	1,025		975	4,000
古紙		1,000		▲255		1,255
その他	3,500		1,454		2,046	
事業ごみ	2,000		1,678		322	

(2) 進捗管理

前期アクションプランでは、個別の取組ごとにアウトプット指標を設定したため、「どれだけ取組を実施したか」ということは分かっていても、取組の効果が分かりづらい状況にありました。

後期アクションプランでは、全体目標や基本方針への効果を分かりやすく確認ができるように指標を設定する必要があります。

(3) 新たな取組の推進

2026年度から容器包装プラスチックの全市回収を開始します。更なるプラスチックの削減・資源化に向けては製品プラスチックの資源化についても検討を進める必要があります。

また、ごみ・資源の収集・運搬については、人口や生活様式の変化に対応した体制とする必要があり、収集運搬ルート等について、効率的かつ持続可能な収集体制を構築する必要があります。

4 基本計画の目標と目標達成時のごみ・資源量等の想定

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画で定めた3つの「全体目標」について、本市のごみ・資源の排出量の将来予測や、国や都、他市町村などの動向を踏まえて、目標達成時のごみ・資源量等の想定を行いました。

全体目標1 「1人1日当たりのごみ排出量」を2019年度比15%削減します。

発生抑制を重視し、総ごみ量（資源を含む）を120,594t（2019年度）から、20,214t（約15%）削減し、100,380t（2030年度）とします。1人1日当たりのごみ排出量に換算すると768g/人・日（2019年度）から、113g/人・日を削減し、655g/人・日（2030年度）へ約15%削減します。

※基本計画策定当初の全体目標1「1人1日あたりのごみ排出量を2019年度比7%削減します。」は、6年前倒しとなる2024年度に達成したため、2025年度に目標の上方修正を行いました。

※ごみ量の将来推計及び全体目標2,3を達成する場合のごみ量を推計し算出しています。

全体目標2 「総資源化率」を「40%」まで高めます。

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、31%（2019年度）から9ポイント（約30%）向上させ、40%（2030年度）とします。

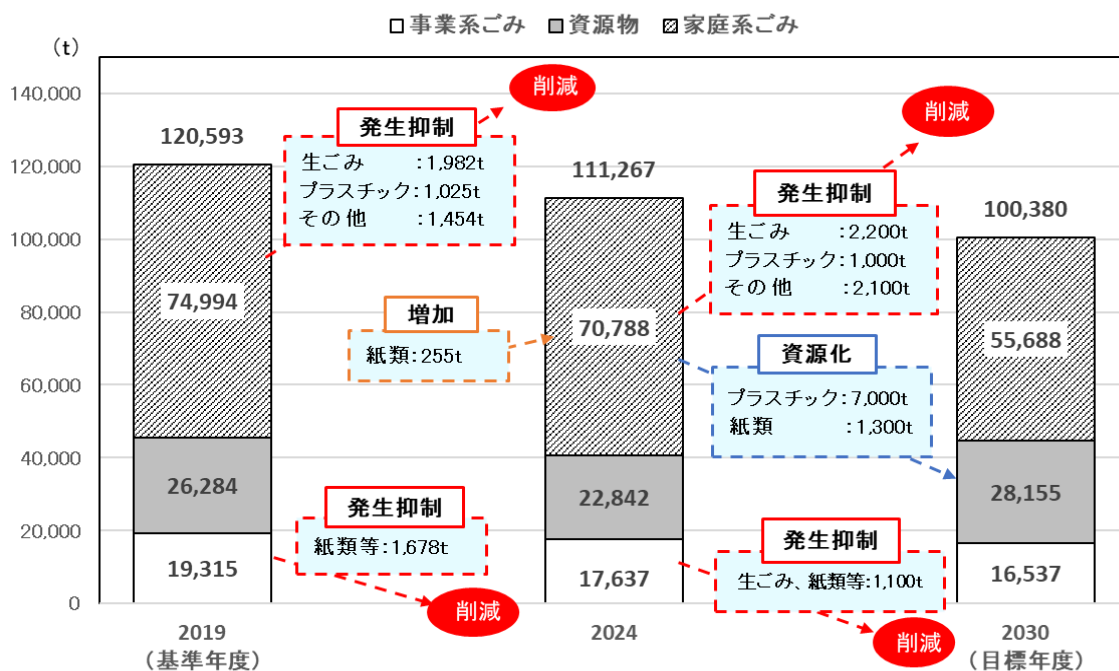
全体目標3 「温室効果ガス排出量」を「2019年度比30%削減」します。

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約34,000 t-CO₂（2019年度）から、10,000t-CO₂（30%）削減し、24,000 t-CO₂（2030年度）へ約30%削減します。

表2-1-2 全体目標1～3の達成に必要な取組内容例と削減量・資源化量

種別		取組	2024～2030年度 削減量・資源化量（t）	
			発生抑制	資源化
家庭系ごみ	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	2,200	-
	プラスチック	・容器包装・製品プラスチックの削減及び適正排出	1,000	7,000
	紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,300
	その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	2,100	-
事業系ごみ		・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類、プラスチック」等の削減	1,100	-
合 計			6,400	8,300

図 2-1-3 目標 1 達成時の総ごみ量とごみ種別ごとの削減量・資源化量（再掲）



※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

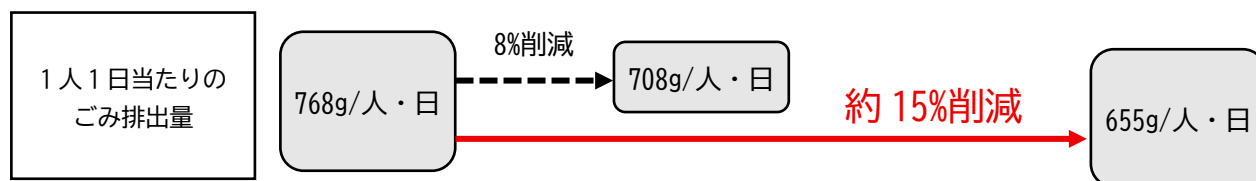
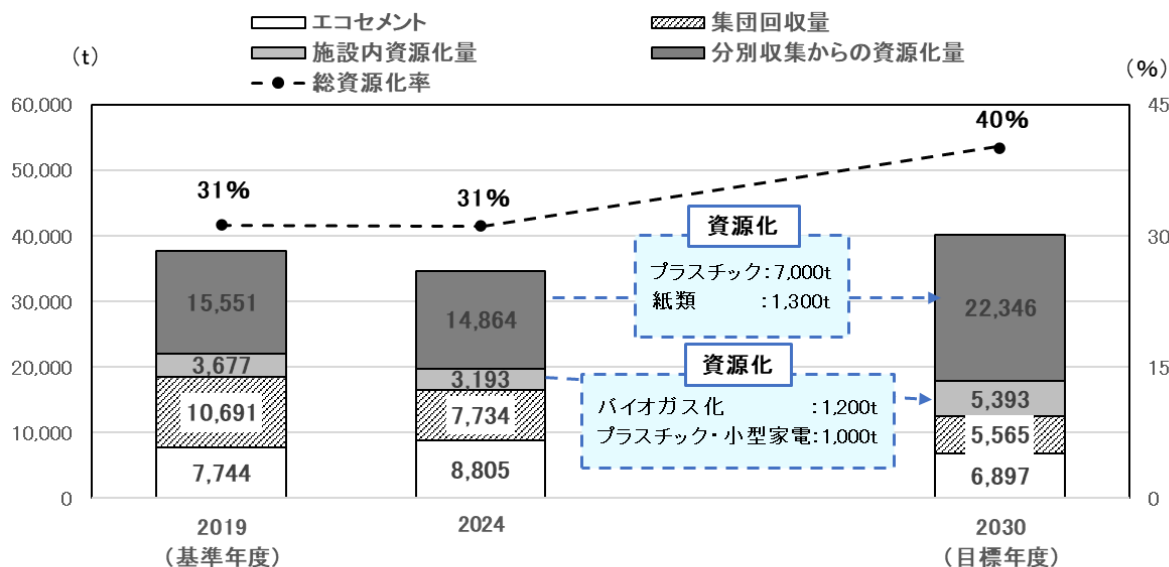
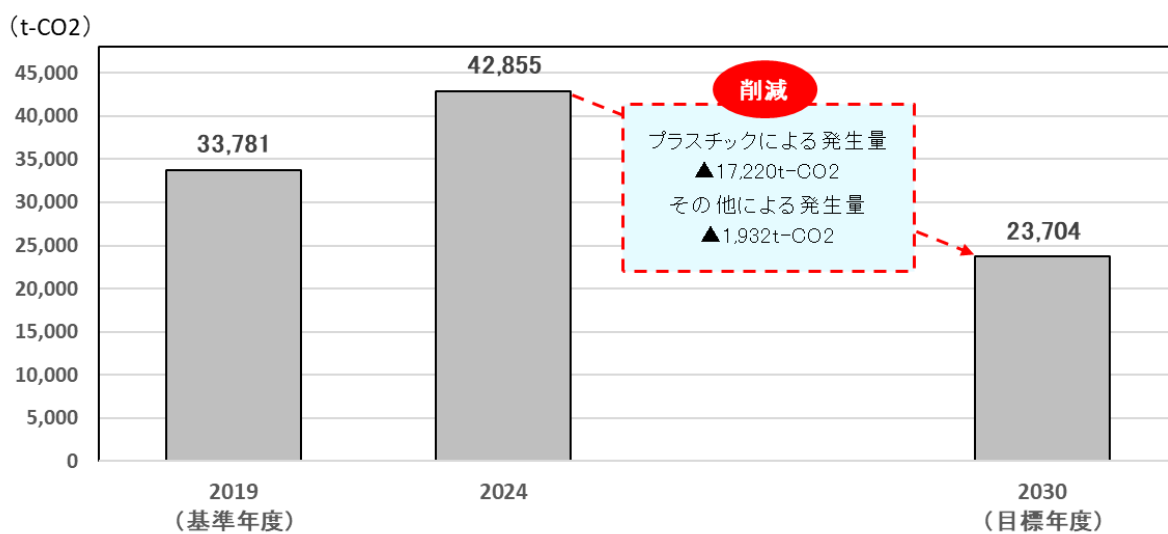


図 2-1-4 全体目標 2 達成時の総資源化率・資源化量（再掲）



※「分別収集からの資源化量」は、分別収集後、資源化できないもの（不純物）を取り除いた量となっています。
 ※2030年度の値は、施策効果および推計による自然減少分を考慮しています。

図 2-1-4 全体目標 3 達成時のごみの焼却による温室効果ガス排出量（再掲）



第2章 アクションプランの取組

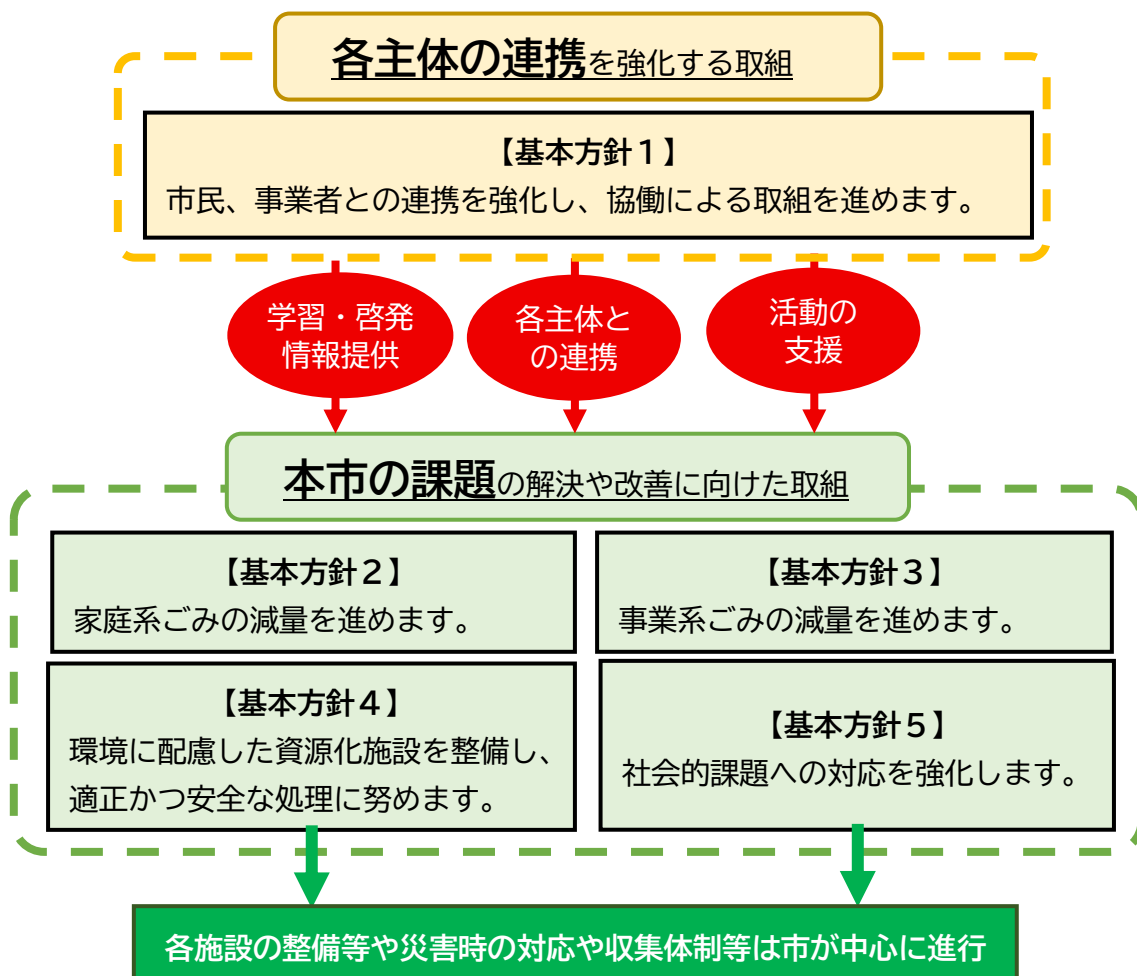
1 5つの基本方針

アクションプランは、基本計画で掲げている目標の達成に向け、基本計画の5つの基本方針に沿って取組を行います。

基本方針1の協働の施策については、市民や事業者などの「各主体との連携を強化する取組」として位置づけ、基本方針2以降の施策は「本市の課題の解決や改善に向けた取組」として位置づけています。基本方針1の各取組を手法として、基本方針2以降の施策を実施します。そのため、基本方針1自体については指標や目標値を設定せずに、ごみの減量、資源化の状況に応じて、効果的、効率的な手法がとれるようにしています。

また、基本方針4の各施設の整備等や基本方針5の災害時の対応や収集体制等に係る事項は、市が中心となって進め、それ以外は市民・事業者・市など各主体が協働する形で施策を進めていきます。

図2-2-1 基本計画の5つの基本方針



2 2030 年度までの廃棄物施策の方針

基本計画で掲げた5つの基本方針に基づいた後期アクションプランを策定するにあたり、近年の社会環境の変化を踏まえて、重点的に取り組む廃棄物施策の方針を次のとおりとします。

- ①製品プラスチックの収集・資源化を開始する
- ②分別協力率の向上を図る
- ③効率的かつ持続可能な廃棄物の収集・運搬体制を確保する

(1) 主な施策

①収集したプラスチックの保管・積替え場所の確保

ごみ資源化施設が未整備の状況において、容器プラの保管・積替え場所としたバイエネ敷地内のストックヤード棟は、製品プラ収集開始による1日あたり収集量の増加に対応できません。プラスチックの保管・積替えができるよう、既存施設を改修するなど整備を図ります。

②A I の活用

分別協力率を高めるため、スマホに廃棄物の写真を取り込むだけで、A I が適切な分別方法を案内するシステムを導入します。この案内機能を基軸として、同システムを市のごみ総合案内プラットフォームとして活用を図ります。

③収集・運搬業務のデジタル化

効率的かつ持続可能な廃棄物収集・運搬体制を確保するため、収集車両の経路と距離、収集量、集積所情報など、収集運搬業務をデジタル化します。

このデジタル化により、収集経路や車両台数の最適化、個別に蓄積された収集経路情報の共有化による危機管理能力の向上、収集車両のリアルタイム位置情報を活用した新たな市民サービスの提供などを図ります。

AI 技術の進化は私たちの生活に広く浸透し、日常のさまざまな場面でその恩恵を享受できるようになってきました。近年、廃棄物処理の分野でも AI 技術の活用に注目が集まっています。

例えば、ごみを捨てる場面では、分別に迷ったときにカメラで捨てるものを撮影すると、AI が判別して正しい分別方法を教えてくれるサービスが登場しています。また、ごみ収集の場面では、収集ルート情報などを学習させた AI に新しいルートを提案させ、それを基に作業の効率化を図る実験も行われています。

これらの技術はまだ発展途上の部分もありますが、廃棄物処理の効率化や環境負荷の軽減に貢献することが期待されています。

3 施策体系【再掲】

目標の達成に向け、5つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

図 2-2-2 施策体系(再掲)

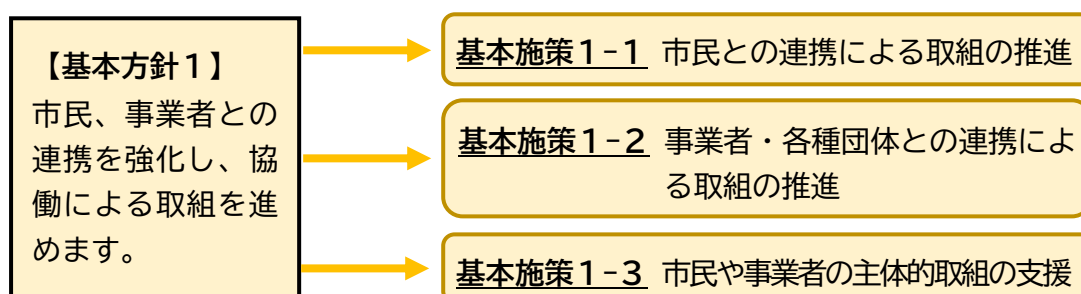


4 基本方針1の取組

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

ごみの減量や資源化、不法投棄などの様々なごみに関する本市の問題について、改善や解決に向けた取組を推進します。基本方針1では様々な取組を推進するために、市民・事業者・各種団体・行政が協働して取り組んでいけるように、各主体同士の連携を強化する取組を進めます。

【基本方針1の構成】



基本施策1-1 市民との連携による取組の推進

市民一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、ごみ減量・資源化に関する周知・啓発や、取組を推進する市民リーダーの拡充・支援する取組を推進します。

3R学習の充実

本市で生活をする大人や将来を担う子どもが、3R（リデュース・リユース・リサイクル）について学ぶことができる機会を提供するために、市内小・中学校、保育園・幼稚園、町内会・自治会等と連携し、ごみの分別や3Rの解説、資源とごみのゆくえ、ごみ減量に向けた取組等についての講座を実施するほか、施設見学、体験学習等のイベントを開催し、環境やごみに関する知識の習得や学習の場を創出します。

小学校向け「ごみと環境の出前講座」の様子



町内会・自治会向け「資源とごみの出前講座」の様子



ごみ減量の担い手との連携

家庭から排出されるごみの減量や分別、ごみ出しマナーの向上を推進するためには、地域住民の方々の協力が不可欠です。ごみ減量サポーターや3R市民リーダーなど、ごみの減量と資源化への取組を推進する市民のリーダーと連携し、活動を支援する取組を実施します。

ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進委員）

ごみ減量サポーターとは、町内会・自治会から推薦をいただき、市長から委嘱を受け、地域におけるごみ減量推進などの取組のリーダーとして活動しています。

資源とごみに関するイベントや出前講座の企画・実施、地域リサイクル広場の開催などを行っています。



基本施策1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみ減量・資源化への関心を高め、本市のごみに関する問題を解決するために、様々な事業者や団体と連携した取組を推進します。

事業者・各種団体との連携

飲食店・スーパー・百貨店等の事業者やスポーツチーム、大学、市民団体などの様々な取組主体と、共通の課題を持って行うことができる取組を検討、実施します。

「みんなで輝く未来へチャレンジ！ 町田市×玉川学園」

先進的に環境問題に取り組んでいる学校法人玉川学園と連携し、容器包装プラスチック分別収集やリチウムイオン電池による火災防止の周知・啓発に関するキャッチコピーやロゴ、チラシ等を作成しました。



基本施策1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供、周知等の支援を行い、取組を後押しします。

地域や事業者の主体的取組の支援

地域で行われる出前講座、地域リサイクル広場、地域資源回収などのごみ減量・資源化に関する活動について、情報提供や取組紹介等の支援を行います。

また、事業者がごみ減量に取り組みやすくなる制度の紹介や、事業者が独自に行う取組の周知等の支援を行います。

地域リサイクル広場

市が主催するリサイクル広場とは別に、地域住民が自主的に運営するリサイクル広場です。リサイクルできる対象品目を無料で回収できる場所です。

町田市は、地域団体と協定を結んで、地域リサイクル広場の運営に必要な物品の貸与、回収した対象品目の引き取りなどの支援を行っています。

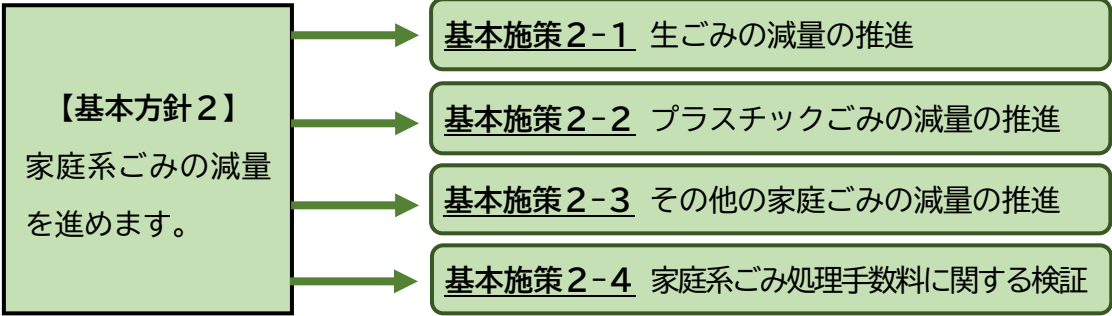


5 基本方針2の取組

基本方針2 家庭ごみの減量を進めます。

家庭から排出されるごみの減量や資源化の取組を推進していくため、生ごみやプラスチックごみなどのごみ種ごとの取組を進めます。

【基本方針2の構成】



基本施策2-1 生ごみの減量の推進

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るものは、家庭における自家処理等を推進します。

アクションプランにおける各主体の役割

市民の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進
- ・てまえどりへの協力
- ・フードシェアリングサービスの活用
- ・フードドライブの活用
- ・食べ残し料理の持ち帰り

等

事業者・各種団体の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発
- ・フードシェアリングサービスの活用
- ・食べ残し料理の持ち帰り機会の提供
- ・食品リサイクルの実施

等

行政の取組

- ・生ごみ処理機等の購入補助
- ・食品ロスダイアリーの周知
- ・食品ロス削減レシピの周知
- ・フードドライブの推進
- ・フードシェアリングサービスの推進
- ・食べ残し料理の持ち帰り推進
- ・生ごみの資源化と地域循環の推進

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【家庭系生ごみの削減量】

本市が実施しているごみの組成調査の結果などから、家庭から排出される生ごみの排出量を推計し、生ごみがどれだけ削減されているかを把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
20,475 トン	18,275 トン

【食品ロスに関する市民アンケート結果】

本市が実施しているエコ(環境)に関する市民アンケートにて、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合」を確認し、市民の食品ロス削減への行動の変遷を把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
74.2%	80%

【具体的な取組の例】

捨ててしまう食品の発生抑制の取組

食べようと思って買ったけれど食べきれなかった食品や、人からいただいたけれど消費しきれない食品など、本来はまだ食べられるのに捨てられてしまう食品が多く発生しています。

そのような食品をごみにしないために、フードドライブや食品ロスダイアリーの周知などの取組を推進します。

フードドライブ

賞味期限や消費期限切れにより、未使用・未開封のまま捨てられている食品が沢山存在しています。フードドライブは、ご家庭や会社で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のことです。

市庁舎やリサイクル広場など、公共施設にて受付窓口を開設しているほか、スーパー、イベントでの受付等も行われています。



当市で受け付けした食品の例

発生した生ごみ、食品ロスの資源化の取組

買い物の工夫や食べきり、使い切りに取り組み、生ごみの発生抑制をおこなっても、どうしても生ごみは発生してしまうものですが、資源化をすることでごみとして排出する量を減らすことができます。生ごみ処理機など、家庭でも実施できる資源化の取組について導入の支援などを行います。

生ごみ処理機等購入費補助金制度

家庭から出た燃やせるごみの中の約 4 割を占める生ごみは、生ごみ処理機やたい肥化容器を使うと減らすことができます。

町田市では、生ごみ処理機等を利用したご家庭での生ごみ処理を広めるため、購入費の一部を補助する制度を用意しています。



基本施策2-2 プラスチックごみの減量の推進

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生を抑制・資源化を進める必要があります。

事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの資源化を実施します。

アクションプランにおける各主体の役割

市民の取組

- ・レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・容器包装プラスチックの分別
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用

事業者・各種団体の取組

- ・簡易包装の実施
- ・プラスチックの店頭回収の推進
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用

行政の取組

- ・容器包装プラスチックの分別収集・資源化
- ・製品プラスチックの分別収集・資源化
- ・プラスチックの分別収集・資源化に関する周知啓発
- ・使用済みプラスチック使用製品の自主回収・資源化（コンタクトレンズの空ケース、文房具等）の推進
- ・マイボトル専用給水器の設置拡大
- ・指定収集袋のばら売り拡大
- ・資源化情報の公表の充実

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【プラスチック焼却量】

廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量のうち、大部分を占めるプラスチックごみについて、焼却量を確認します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
12,839 トン	6,600 トン

【プラスチックの分別協力率】

本市が実施しているごみの組成調査の結果などから、家庭から排出されるプラスチックの量を推計し、プラスチックがどのくらいの割合で資源化されているかを把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
35.3%※	56%

※参考値（先行実施している JR 横浜線以南地域での容器包装プラスチックの分別協力率）

【製品プラスチック資源化の開始（暫定処理）】

製品プラスチックの資源化については、整備予定の施設の完成を待たずに暫定的な処理を進めていく必要があります。資源化の開始に向け、暫定処理の手法の検討や、暫定的に必要な施設の整備を実施します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
資源化手法の検討	開始

【具体的な取組の例】

プラスチックの発生抑制の取組

本市では、プラスチックごみの減量と資源化を目指して、様々な取り組みを実施しております。その中で、ごみの発生抑制への取り組みとして、マイボトル（水筒）・マイカップ（マグカップやタンブラー等）などの活用を通じて、使い捨て容器の使用を減らすライフスタイルの提案を行っています。

マイボトル給水器の設置拡大

マイボトルの利用を促進し、ペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進するための取組として、市内施設に「マイボトル専用給水器」の設置を進めています。



プラスチック資源化の取組

プラスチックごみの分別を促進し、資源化を推進するため、各企業と協力し、使用済みプラスチック製品の拠点回収を実施しています。

回収されたプラスチック製品は、再資源化され、様々なリサイクル品に生まれ変わります。

使い捨て コンタクトレンズケース



使用済みのプラスチック製 筆記用具



基本施策2-3 その他の家庭ごみの減量の推進

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

アクションプランにおける各主体の役割

市民の取組

- ・紙類等の減量・資源化
- ・マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル品の活用
- ・リサイクルできるものの適正排出の徹底
- ・リサイクル広場やジモティースポットの活用

事業者・各種団体の取組

- ・過剰包装の削減
- ・マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政の取組

- ・粗大ごみのリユース販売の強化
- ・リサイクル広場の利用拡大
- ・資源化できる紙類の拡大
- ・分別についての分かりやすい周知
- ・分別名称・区分の分かりやすさの検討
- ・リチウムイオン電池などの小型充電式電池による火災防止対策の推進

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれる紙類の量】

本市が実施しているごみの組成調査の結果などから、家庭から排出される紙類の排出量を推計し、資源化ができる紙類がどれだけ燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれてしまっているかを把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
8,857 トン	7,557 トン

【リユース販売量】

リユースショップまちエコ等によるリユース品の販売量を把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
87 トン	300 トン

【リサイクル広場来場者数】

本市が実施しているリサイクル広場の来場者数を把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
27,500 人	30,000 人

【ごみ総合案内プラットフォームの導入】

分別協力率を高めるため、スマートフォンに対象物の写真を取り込み、AI が適切な分別方法を案内するシステムを導入します。多言語対応や GPS 情報を活用した各種案内の機能の付加も検討します。

現状値(2024 年度)	目標値(2027 年度)
未導入	導入

【具体的な取組の例】

その他家庭ごみの発生抑制・資源化の取組

不要になったものを繰り返して使うリユース機会を提供し、リユースにつながる取組を実施します。さらに、収集した粗大ごみの中から、まだ使える品物を修理・再生する取組を進めます。

リサイクル広場

今まで家庭ごみで出していた物の中から、リサイクルできる対象品目を持ち込むことができる広場です。

町田市で無料回収して資源化(リサイクル)します。将来の地球にやさしい広場です。



リユースショップまちエコ

収集された粗大ごみの中には、修理を施せばまだまだ使える品物がたくさんあります。ごみの発生抑制及びリユース推進を図るため、粗大ごみを修理・再生し安価で販売しています。

修理して販売することで、ごみとして処理する量を減らすと同時にリユースの促進につながるのです。不要となった粗大ごみが二つの側面で有効利用できます。



ジモティースポット町田

まだ使える家具・家電・子ども用品・レジャー用品・衣類・食器・本等の持ち込みが可能となっており、集まった物はジモティースポットに訪れるだけで購入し引き取ることができます。不要品を持ち込む際の事前予約は不要です。



いろいろ

家電、趣味・スポーツ用品、子供用品など持ち込みOK



5分で完了!

予約不要です。持ち込んで渡すだけ



無料引取!

何点でも持ち込みOK。全て無料で引き取ります。



コラム

多言語対応で誰にとっても分かりやすい分別へ

限りある資源を未来へつなぐためには、私たち一人ひとりの日々の分別が欠かせません。町田市では、多様な文化を持つ人々が共に暮らす中で、誰もが資源循環に取り組めるよう、言葉の壁をなくす取り組みを進めています。

例えば、ごみ出し用の指定収集袋には、日本語に加えて6つの外国語を併記し、誰もが迷わず正しい袋を選んで分別できるようにしています。また、資源やごみ集積所の看板にも、複数の言語でごみ出しに関するルールを示しており、日々の分別をサポートしています。

さらに、品目ごとの分別方法や収集日をいつでも簡単に確認できる、スマートフォンアプリ「町田市ごみ分別アプリ」は、11言語に対応しています。「これは何ごみ？」と迷った際にも、さまざまな言語で分別方法をご確認いただけます。

こうした取組をすすめ、言葉の壁を越え、誰もが安心してごみを出せる環境を整えてまいります。



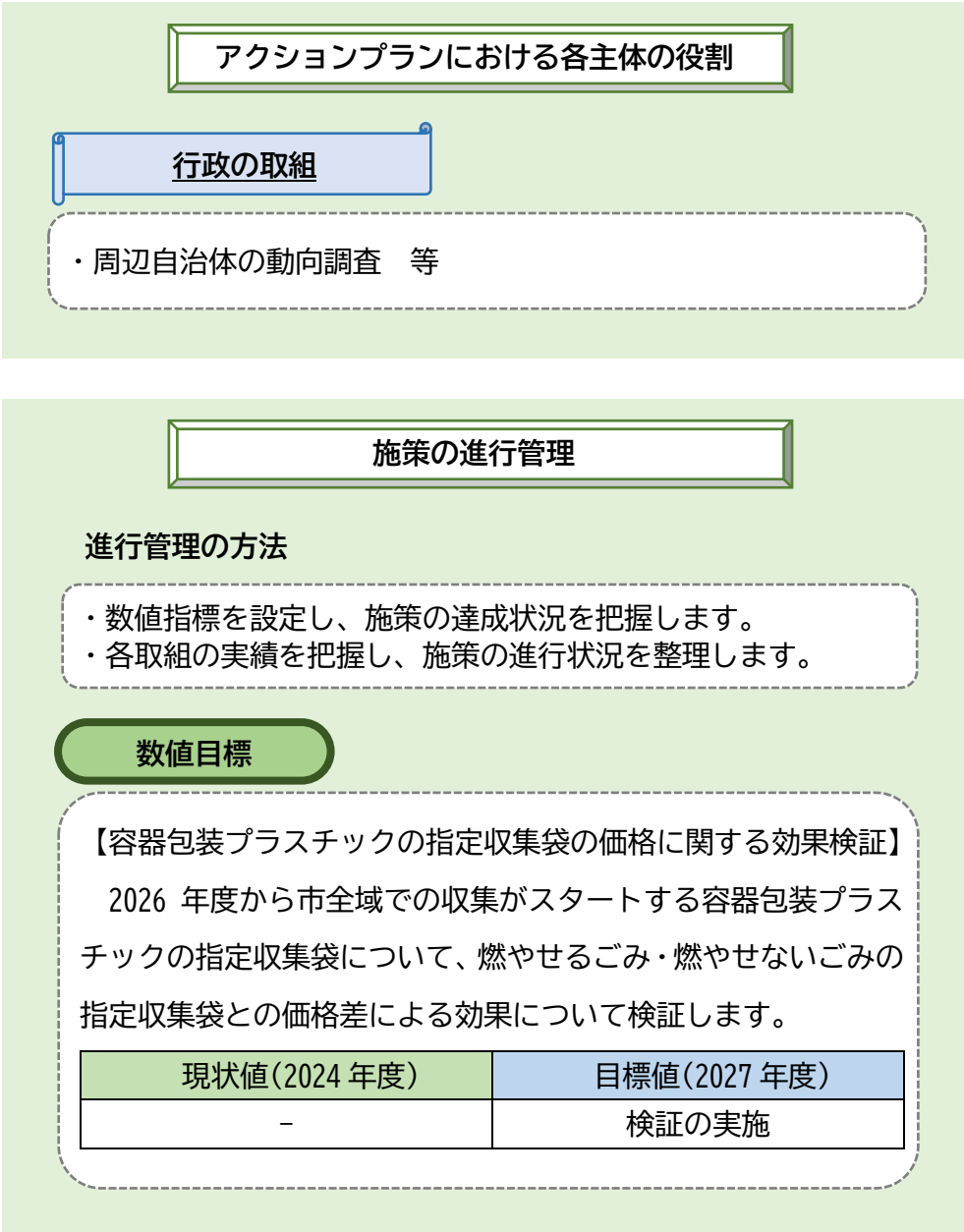
町田市ごみ分別アプリ

<対応言語>

日本語
英語
中国語（簡体）
中国語（繁体）
韓国語
タイ語
ポルトガル語
スペイン語
インドネシア語
ベトナム語
タガログ語

基本施策2-4 家庭系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等、当市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います

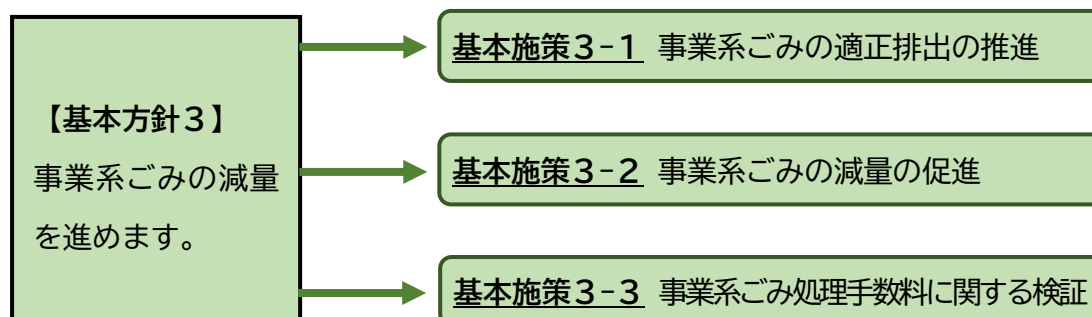


6 基本方針3の取組

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

事業者から排出されるごみの減量や資源化の取組を推進していくため、適正排出推進のための支援・指導や優良事例の周知などの取組を進めます。

【基本方針3の構成】



基本施策3-1 事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。

アクションプランにおける各主体の役割

事業者・各種団体の取組

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・優良事業者表彰制度への応募

行政の取組

- ・適正排出のための情報提供
- ・工場での搬入物検査の実施
- ・大規模事業所への訪問指導
- ・少量排出事業者への登録時の指導
- ・優良事業者の表彰・公表（まちだ3R賞）

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【内容物検査における適正排出件数割合】

清掃工場内での内容物検査を実施し、適正排出件数を把握します。

現状値(2023 年度※)	目標値(2030 年度)
53.7%	65.0%

※2024 年度は一部期間の検査方法が異なっていたため、2023 年度を基準としています。

【3 R 賞の受賞者数（累計）】

一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に工夫を凝らし取り組んでいる事業所を表彰します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
30 者	60 者

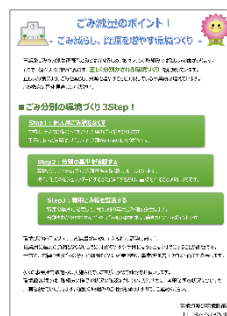
【具体的な取組の例】

適正排出指導の取組

事業系ごみは、一般家庭のごみと分別や出し方が異なります。「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した啓発を推進し、事業者自ら適正排出の仕組みを作り、実践できるよう支援します。さらに、工場での搬入物検査を強化し、プラスチック類や資源化可能な紙類の混入が多い排出事業者に対して指導を実施しています。

大規模事業所の訪問指導

大規模事業所から排出されるごみが事業系ごみの約 3 割を占めることから、大規模事業者が分別のルールを理解し適正排出を行えるよう、訪問による現場での指導や、講習会等を行います。



優良事例の公表・拡大の取組

一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等による減量や適正排出を積極的に行い、かつ組織的に工夫を凝らし取り組んでいる事例についてまとめ、優良事例として周知しています。また、市内の優秀事業所を表彰しています。

まちだ 3R 賞

一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に工夫を凝らし取り組んでいる事業所を表彰します。

表彰された事業所には、まちだ 3R 賞の賞状を贈呈します。

また、表彰された事業所は、町田市ホームページや環境広報紙等で幅広く周知を行い PR します。



基本施策3-2 事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系ごみの新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

アクションプランにおける各主体の役割

市民の取組

- ・ 飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・ 小売店でのてまどりの実施
- ・ フードシェアリングサービスの利用

事業者・各種団体の取組

- ・ 食品廃棄物の減量・資源化
- ・ 事業系紙類の減量・資源化
- ・ 新たな品目の資源化の実施
- ・ フードバンクの活用

行政の取組

- ・ フードシェアリングサービスの推進
- ・ 古紙リサイクルの取組
- ・ 食べ残し料理の持ち帰り推進
- ・ 食品リサイクル施設の活用促進
- ・ 公共施設（大規模事業所）※から排出される事業系ごみの調査・市職員への教育

等

※事業用途に供する部分の延べ床面積の合計が 3000 平方メートル以上の公共施設

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・ 指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・ 各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【事業系一般廃棄物の持込量】

町田市バイオエネルギーセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物について、量を把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
17,637 トン	16,537 トン

【公共施設（大規事業所）※から排出される事業系一般廃棄物の削減率】

市庁舎を含む公共施設（大規模事業所）から排出する事業系一般廃棄物について、量を把握し削減します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
-	7%削減

※事業用途に供する部分の延べ床面積の合計が 3000 平方メートル以上の公共施設

【具体的な取組の例】

事業系食品ロスの発生抑制の取組

食品ロス削減等に取り組む事業者と連携し、取組の周知、横展開を進めます。事業系の食品ロスの削減を図りながら、市民が気軽に食品ロスの取組に参加できる仕組みを構築していきます。

フードシェアリングサービスの推進

フードシェアリングアプリ「TABETE」は、まだおいしく安全に食べられるのに売り切ることが難しい食品とユーザーとをマッチングするアプリです。

「TABETE」では、店頭で売り切ることができないパンやキャンセルが出てしまった料理等が出品されています。「TABETE」を通じて購入することで、お店の「売り切り」を応援することになり、食品ロスの削減にもつながります。

**公共施設から排出される事業系ごみの削減の取組**

電子会議システム・電子決裁等の電子データ活用による紙使用量の削減、使い捨て製品の使用や購入を控えること、再利用・適正排出の徹底等のエコオフィス活動の推進を更に行うことで、排出される事業系ごみを削減します。また、公共施設で取り組んでいる事例および成果を公表し、市内事業者に対する啓蒙活動を推進します。

市庁舎から排出される事業系ごみの調査

町田市では、市民及び市内事業者へごみ減量の啓発を行っており、市庁舎での取組は市内事業者の手本となることが、求められています。

市庁舎のごみの排出状況を確認するため、市庁内から排出される燃えるごみの開封調査を行っています。



基本施策3-3 事業系ごみ処理手数料に関する検証

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

アクションプランにおける各主体の役割

行政の取組

- ・ 周辺自治体の動向調査 等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・ 指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・ 各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【事業系ごみ手数料に関する妥当性の検証】

社会情勢や周辺市における料金の変動等を踏まえ、ごみの減量・分別の徹底のため、当市における適正な手数料であるかどうかの検証を行います。

現状値(2024 年度)	目標値(2027 年度)
-	検証の実施

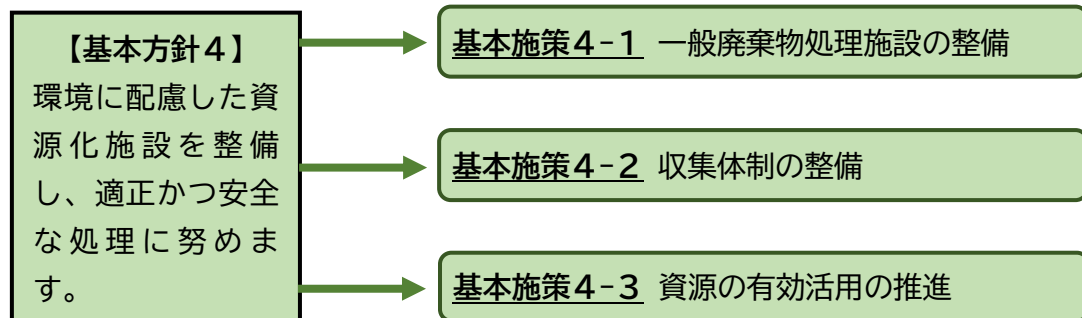
7 基本方針4の取組

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、地域の状況や立地条件、法規制等を十分に把握し、最新の技術動向を考慮した安定かつ効果的な「ごみの資源化施設」の稼働に向けて整備を進めます。

また、費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大検討を図ります。

【基本方針4の構成】



基本施策4-1 一般廃棄物処理施設の整備

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、2022年1月に、町田市バイオエネルギーセンター（愛称名：バイエネ君）として稼働を開始しました。安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。

プラスチックやビン・カン・ペットボトルなどの中間処理を行う資源ごみ処理施設については、引き続き整備を進めます。資源ごみ処理施設が稼働するまでの期間、暫定的な資源ごみの中間処理や資源化の方法を検討・実施していきます。

アクションプランにおける各主体の役割

行政の取組

- ・ バイオガス化施設の安定的な運営（発電、資源化物の選別等）
- ・ 資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- ・ 暫定処理施設の整備
- ・ 見学等の学習の場の提供

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・ 指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・ 各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【暫定処理の実施】

製品プラスチックの資源化を進めるため、資源ごみ処理施設の整備までの間、暫定的な処理のため、既存施設の改修等を進めます。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
暫定処理手法の検討	暫定処理の実施

基本施策4-2 収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

アクションプランにおける各主体の役割

行政の取組

・ 効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

施策の進行管理

進行管理の方法

・ 指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
・ 各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【資源物収集車両の従事者数の変更】

労働安全衛生上の観点から、資源物収集車両の従事者数を現行の1名から2名以上に変更します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
1 名	2 名以上

【ごみ収集支援システムの導入】

効率的な収集体制の構築のため、ごみ収集支援システムを導入し、蓄積したデータを分析することで、収集エリア・ルートを見直し、人員・車両等の配分を最適化します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
未導入	システム導入

基本施策4-3 資源の有効活用の推進

資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、更なる資源の有効活用を図ります。

また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

アクションプランにおける各主体の役割

事業者・各種団体の取組

- ・小売店独自の拠点回収の実施

行政の取組

- ・製品プラスチックの収集・資源化
- ・剪定枝の資源化に関する方針決定
- ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【製品プラスチック資源化の開始（暫定処理）】（再掲）

製品プラスチックの資源化については、整備予定の施設の完成を待たずに暫定的な処理を進めていく必要があります。資源化の開始に向け、暫定処理の手法の検討や、暫定的に必要な施設の整備を実施します。

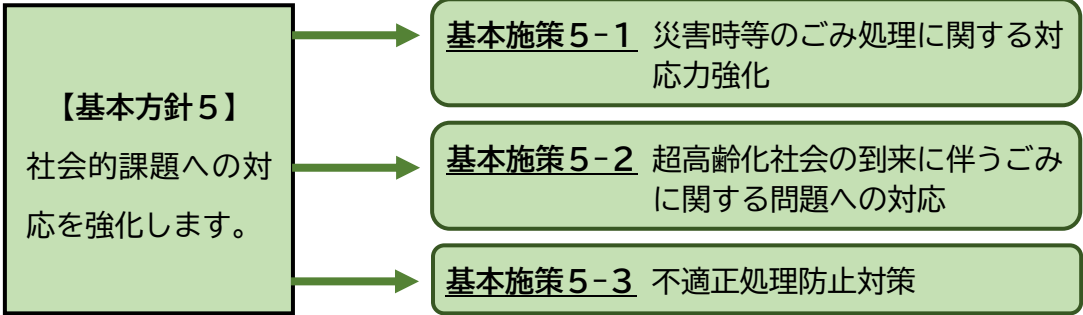
現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
資源化手法の検討	開始

8 基本方針5の取組

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

自然災害に伴い発生する災害廃棄物や高齢化に伴うごみの分別・処分の負担増加、不法投棄や持ち去り行為といったごみの不適切な処理の問題など、本市で発生する様々なごみに関する課題や問題に対して、改善や解決に向けた様々な取組を進めます。

【基本方針5の構成】

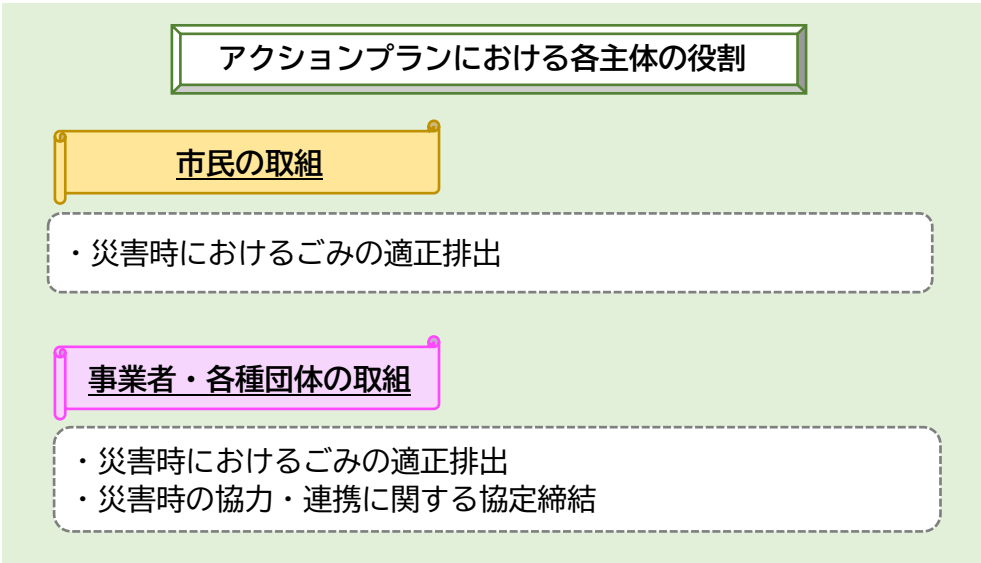


基本施策5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

また、新型インフルエンザなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。



行政の取組

- ・ 災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
 - ・ 迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
 - ・ 他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
 - ・ 災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
 - ・ 新型インフルエンザなどの感染症による社会変化への対応
- 等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・ 各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

実績例

- ・ 災害時のごみ処理方法の情報発信状況
 - ・ 災害廃棄物処理の訓練の実施状況
 - ・ 他自治体等との連携体制の構築状況
- 等

【具体的な取組の例】

連携による災害時のごみ処理の対応力強化の取組

災害廃棄物の広域処理を見据え、国、都、近隣市区町村等との協力支援体制を整備します。また、廃棄物処理のノウハウや重機などの資器材を保有する事業者と平時から協力支援体制を整備し、災害廃棄物を迅速かつ円滑な処理をおこないます。

協定事業者との連携強化

協定を締結した事業者等との連携を深めるため、災害廃棄物処理を想定した訓練を共同で実施します。

また、災害廃棄物の収集運搬・処理等が可能な事業者の情報収集を行います。

基本施策5-2 超高齢化社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎え、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集等のごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みを検討します。

また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

アクションプランにおける各主体の役割

行政の取組

- ・ごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みの検討
- ・紙おむつなどの資源化事業の研究
- ・高齢者に対応した周知の取組

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【ごみ出し支援サービスを安定して継続できる仕組みの検討】

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
-	検討完了

【具体的な取組の例】

超高齢社会に対応したごみ出しに関する取組

高齢者等がごみや資源を出しやすくなるように、ふれあい収集等のごみ出し支援サービスの安定した継続について検討を行います。

ふれあい収集

ごみや資源の排出が困難な世帯に対し、玄関先等からの収集を行っています。今後、ごみ出し支援サービスを継続するとともに、環境の変化に対応できるよう事業の見直しを行います。



基本施策5-3 不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

アクションプランにおける各主体の役割

市民の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・ごみの適正排出

事業者・各種団体の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政の取組

- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・無許可の不用品回収業者の違法性やトラブル事例を周知
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携
- ・美化推進キャンペーンの実施

等

施策の進行管理

進行管理の方法

- ・指標を設定し、施策の達成状況を把握します。
- ・各取組の実績を把握し、施策の進行状況を整理します。

指標・目標

【無許可の不用品回収業者の違法性の周知】

無許可の不用品回収業者の違法性を認識している市民の割合を把握します。

現状値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
35.8%※	50.0%

※参考値（簡易アンケートによる値）

【具体的な取組の例】

無許可の不用品回収業者の違法性に係る啓発

許可のない不用品回収業者を利用することは、「無料回収をうたっていたのに作業後に料金を請求された」「見積りより高額な料金を作業後に請求された」といったトラブルや、不法投棄のもとになります。こうした業者を利用することのないよう啓発活動をおこなっています。

各種広報ツールによる市民周知

市のホームページや環境広報誌「ECO まちだ」、SNS など、さまざまな広報ツールを活用し、許可のない業者を利用することで発生するトラブルや不法投棄の問題について情報を提供しています。



まちの美化に向けたポイ捨てごみ削減の取組

美化推進重点区域付近の町内会・自治会や商店会等と協力して啓発品の配布や清掃活動を行っています。

美化推進キャンペーン

毎年5月30日のごみゼロデーを中心に、町内会・自治会や商店会等と協力してごみ一斉清掃を実施することで、ごみの散乱防止やマナー、海洋ごみの問題について考える機会としています。

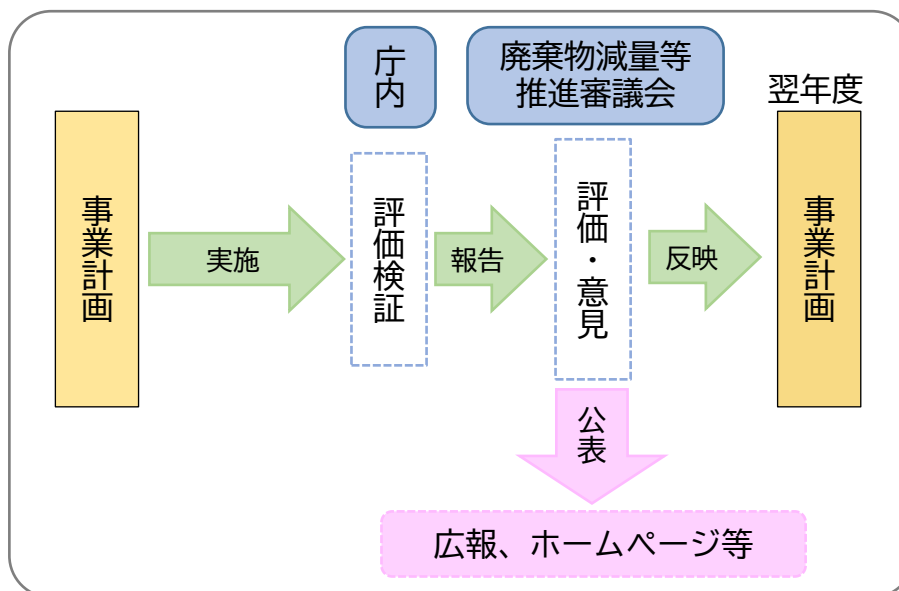


第3章 アクションプランの進行管理

アクションプランは、毎年度作成する事業計画に基づいて、取組を進めるとともに、翌年度に取組の状況や各指標の実績を確認する「評価検証」を行います。

この評価検証の実施に際しては、「廃棄物減量等推進審議会」への報告を行い、翌年度の事業計画に反映するとともに、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表していきます。

図 3-3-1 各年度の進行管理



資料編

1 町田市の概況

(1) 人口推移

本市は、都心から西南の 40km 圏内に位置し、古くから横浜に向かう街道は「シルクロード」とも呼ばれ交通の要所であり、商都として繁栄してきました。1960 年代（昭和 40 年）以降ベッドタウンとして発達し、近隣からも多くの人たちが集まり、商圈人口 200 万人の一大商業都市へと発展しています。その一方で、中心地の町田駅から 1～2km で田畑が見られるなど、市内各所で農業が行われており、畜産業も営まれるなど、田園都市としての側面も持っています。

人口の経年変化は表 1 及び図 1 に示すとおり、2012 年以降は、対前年増加率は-0.1～0.3% となっており、ほとんど横ばいに近い状態です。一方で世帯数は増加傾向にあるものの、世帯当たり人口は減少しており、2011 年の 2.30 人から 2024 年は 2.06 人へ低下しています。これらから、人口規模は大きく変化していないものの、世帯の小規模化（単身世帯や少人数世帯の増加等）が進行している可能性が示唆されます。

表 1 人口及び世帯数の推移

（各年 10 月 1 日現在）

年	人口 (人)	対前年 増加率(%)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口(人)
2011	425,173	-	184,953	2.30
2012	425,155	0.0%	184,814	2.30
2013	426,410	0.3%	186,704	2.28
2014	426,448	0.0%	188,150	2.27
2015	426,999	0.1%	189,943	2.25
2016	428,203	0.3%	192,005	2.23
2017	429,070	0.2%	193,989	2.21
2018	428,589	-0.1%	195,425	2.19
2019	429,058	0.1%	197,558	2.17
2020	429,200	0.0%	199,736	2.15
2021	430,607	0.3%	202,737	2.12
2022	431,153	0.1%	205,236	2.10
2023	430,685	-0.1%	206,896	2.08
2024	430,497	0.0%	208,688	2.06

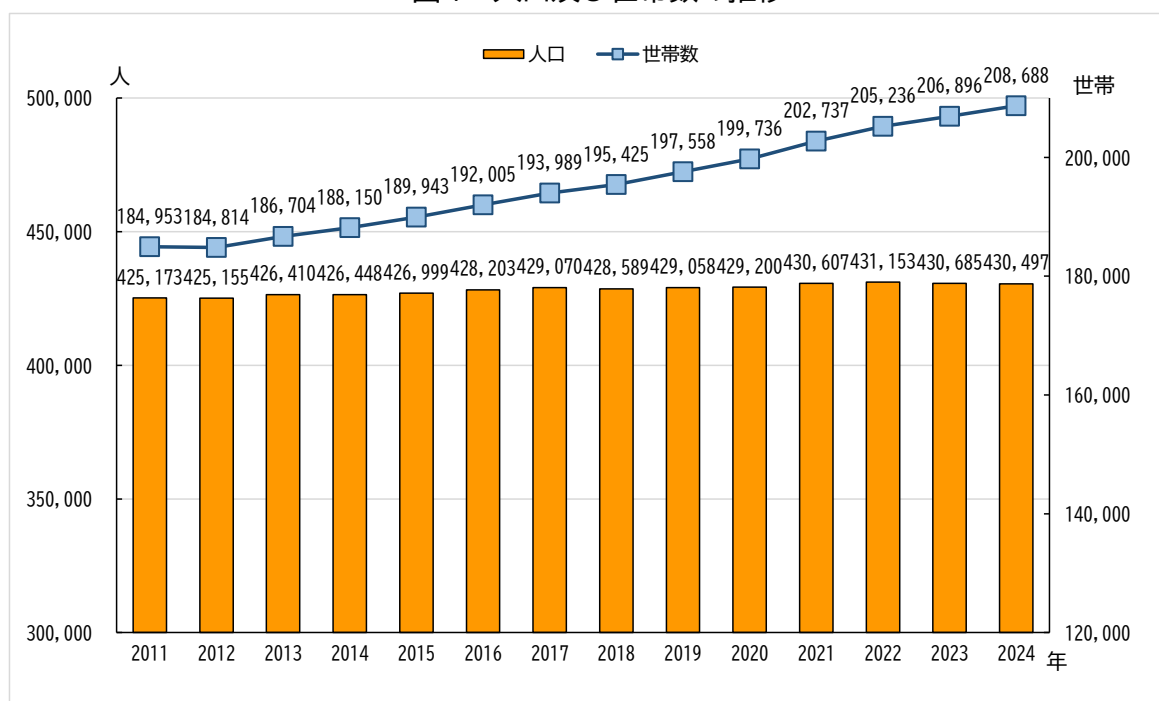
表2 人口割合の推移

(各年10月1日現在)

年	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年齢不詳	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
2011	420,048	58,459	13.9	269,694	64.2	91,895	21.9	0	0.0
2012	425,155	58,356	13.7	270,404	63.6	96,395	22.7	0	0.0
2013	426,410	58,227	13.7	267,512	62.7	100,671	23.6	0	0.0
2014	426,448	57,566	13.5	264,201	62.0	104,680	24.5	1	0.0
2015	426,999	56,673	13.3	262,503	61.5	107,822	25.3	1	0.0
2016	428,203	55,977	13.1	261,697	61.1	110,528	25.8	1	0.0
2017	429,070	55,138	12.9	261,427	60.9	112,504	26.2	1	0.0
2018	428,589	54,174	12.6	260,348	60.7	114,066	26.6	1	0.0
2019	429,058	53,387	12.4	260,676	60.8	114,994	26.8	1	0.0
2020	429,200	52,458	12.2	260,710	60.7	116,032	27.0	0	0.0
2021	430,607	51,516	12.0	262,247	60.9	116,844	27.1	0	0.0
2022	431,153	50,642	11.7	263,265	61.1	117,246	27.2	0	0.0
2023	430,685	49,783	11.6	263,551	61.2	117,351	27.2	0	0.0
2024	430,497	48,860	11.3	263,890	61.3	117,747	27.4	0	0.0

※住民基本台帳法一部改正により、2012年以降は外国人人口が含まれている。

図1 人口及び世帯数の推移



2 用語解説

用語		内容
あ	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は事務所、レストラン、商店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
	エコセメント（化）	私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。普通セメントの原料は、石灰石、粘土、けい石、鉄原料等であるが、エコセメントは石灰石、粘土、けい石の代替として、都市ごみ焼却灰、汚泥等を原料として使用される。
	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するため17の目標を掲げている。 <17の目標> 1. 貧困の撲滅 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 3. 健康・福祉 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 5. ジェンダー平等 6. 水・衛生の利用可能性 7. エネルギーへのアクセス 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション 10. 国内と国家間の不平等の是正 11. 持続可能な都市 12. 持続可能な消費と生産 13. 気候変動への対処 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 16. 平和で包摂的な社会の促進 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化
	N ₂ O	一酸化二窒素
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
か	海洋プラスチックごみ	ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器などがポイ捨てや適切な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込み、海洋プラスチックごみとなる。
	合併処理浄化槽	水洗トイレをはじめ、生活雑排水も処理する環境に優しい浄化槽。平成13年度から浄化槽法によって、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたため、設置時には地方自治体から補助金を受けられる。
	家庭系ごみ	日常生活を送る中で、家庭から発生・排出される生ごみや、資源化できない紙類のこと。

	拠点回収	再生資源として利用できるペットボトル、白色発泡トレイ、紙パック、小型家電等の品目を、市内の主な公共施設等に「回収ボックス」を設置し、回収を行うこと。
さ	雑がみ	新聞・雑誌・ダンボール以外の資源化可能な紙類の分別区分。 (例) お菓子や食品の紙箱・包装紙・メモ用紙・ハガキ・封筒・ティッシュの空き箱・チラシ類・ビールやジュースの6缶パックの包装紙・トイレトペーパーやラップの芯など。
	産業廃棄物	廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、廃プラスチック類、ゴムくず、金属屑、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、及び特定の業種から排出された紙くず、繊維くず、動植物残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等、20種類を産業廃棄物と定めている。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としている。
	残さ	焼却や破碎等の中間処理の工程において、処理後に残るもの。
	事業系ごみ	事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。事業系ごみは、事業者が自ら処理することが原則とされている。なお、本書では、事業系ごみとは、事業系一般廃棄物のことをいう。
	資源化	リサイクルという言葉と同様で、廃棄物から有用物を生産することをいう。びんや缶などの資源物から、ガラスやスチール、アルミなどの素材を回収すること。有機物残渣から、たい肥や肥料をつくること、資源として分けられたごみが同じ製品、あるいは別の新たな製品の原材料として再生利用されるマテリアルリサイクルを指す場合が多いが、ごみを焼却する際の熱を回収利用するサーマルリカバリーの場合も資源化という。
	資源ごみ	一般に再資源化が可能なごみの総称で、主に缶・ペットボトル・ビン・紙類・電池・金属塊・容器包装プラスチックなど。
	集団回収	町内会・自治会、子ども会などの地域の組織が中心となって、古紙、古着、金属類、びんなどの資源を回収する活動。自治体の分別収集とともに地域のリサイクルシステムを担っており、町田市では、地域の活動を支援するため、回収団体や回収業者へ奨励金を交付している。
	循環型社会	人間の経済を自然の循環に適合されるように、資源を可能な限り循環的にしていく必要があるという考え方。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。
	循環経済（サーキュラーエコノミー）	従来の3Rに加え、資源や消費をできるだけ減らし、製品や設備を長く使い、サービス化などで新たな価値を生み出しながら、資源の有効活用と廃棄物削減を目指す経済の考え方。
	食品リサイクル法	食品の売れ残りや食べ残し、また製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減らすとともに飼料等として再生利用するため、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられる食品のことで、平成29年度推計（農林水産省・環境省）では、全国で年間約612万トンが発生している。
	3R	廃棄物等の発生抑制（Reduce リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること）、再使用（Reuse リユース：使用された製品や容器等を再び使用すること）、再生利用（Recycle リサイクル：廃棄物を原材料等として再び利用すること）の3つ

		の頭文字を取ったもの。取組の優先順位は、リデュース、リユース、リサイクルの順となっている。
	製品プラスチック	日用品や家電部品、文具、玩具など、容器や包装以外の用途で使用するプラスチック製品を「製品プラスチック」という。これらは従来、材質や形状が多様であることから、分別や再資源化が難しいとされてきたが、プラスチック資源の循環利用を進めるため、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村による分別収集や再資源化の取組が進められている。
	生物多様性	動植物や微生物など多様な生きものの種類や、遺伝子の違い、生態系のつながりが保たれ、多様な形で生き物同士が直接的・間接的に関わり合っていること。生物多様性が維持されることで、食料やささいな水、美しい景観などの人間の生活の基盤となる要素を活用できている。
	剪定枝	樹木の管理の際に生じるで、破碎して舗装材や家畜の敷料として用いたり、発酵させて堆肥化したりするなどの活用例がある。
	総資源化率（リサイクル率）	総資源化量÷（総ごみ量＋集団回収量）で算出される資源化されたものの割合のこと。総資源化量は、行政によって資源化された量＋集団回収量。総ごみ量は行政によってごみ及び資源として収集された量を指す。
た	単独処理浄化槽	水洗トイレの排水のみ処理する浄化槽のこと。台所や洗たく、風呂などの生活雑排水は処理されないため、水質汚染の大きな原因となっている。
	中間処理	最終処分量を減らすため、選別・破碎・焼却といった処理を行うこと。
	店頭回収	家庭から出る食品用トレイや牛乳パック、ペットボトル等リサイクル可能なものについて、スーパー等の事業者が、店頭で回収ボックスを設けて資源物を回収すること。
な	生ごみ処理機	微生物の力や電気を利用して生ごみを分解・処理する機械。主に、微生物分解式（バイオ式）と乾燥式に分類される。前者は木材チップなどの基材に生ごみを加え、微生物により水と二酸化炭素に分解するもので、投入物を均一化するため攪拌を行う。後者はヒーターなどの熱源によって水分を蒸発させ、減容化する。
は	バイオガス（化施設）	バイオガスとは、生ごみなど有機物を酸素の少ない状態でメタン発酵させて生成するメタンガスのこと。生ごみ等の有機質からバイオガスを回収・利用する施設のことをバイオガス化施設という。
	バイオマス	バイオマスとは、動植物など生物由来の有機性資源の総称で、化石資源を除いた再生可能な資源。利用しても大気中の二酸化炭素を増やさない特性を持つ。
	廃棄物	占有者が自ら利用し、又は、他人に無償で売却することができないため不要になったもの。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義している。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設の設置規制などを定めた廃棄物処理に関する基本的な法律。
	排出抑制	一般家庭や製造過程から廃棄物の排出を抑えること。廃棄量を減らす行為、製品の長期使用などの取り組みを指す。
は	廃食用油	てんぷら油など食用油の使用後の油を廃食用油という。これを生活排水として公共用水域に排出すると水質が汚濁する。そこで水質浄化及び資源の業務再利用の

		面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用される。
	1人1日当たりごみ量	ごみの総排出量を総人口と年間日数（365日又は366日）で割った値。自治体のごみ処理基本計画を作成する際に、基本データとして使用する。収集ごみを対象として算出する場合と事業系ごみを含む総量を対象として算出する場合もある。
	分別収集	ごみを種類別に分けて排出・収集すること。一般的には、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの3つの区分に加えて、容器包装や古紙などの資源の分別収集が行われている。町田市では、地域により、分別収集している品目が異なる。
ま	メタン（化）	融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、CH ₄ 。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理及び温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきている。
や	容器包装プラスチック	商品を包んだり、入れたりするときに用いられる容器や包装紙を「容器包装」といい、そのうちプラスチック製のものを「容器包装プラスチック」という。容器包装プラスチックは、「プラマーク」を表示することが義務付けられている。再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、市町村による分別収集および事業者による再商品化などを促進するため、1995年に「容器包装リサイクル法」が施行され、2000年4月より、紙製及びプラスチック製の容器包装も対象となっている。
	容器包装リサイクル法	一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律。
ら	リサイクル広場	町田市において、家庭から排出されるリサイクル対象品目を無料で持ち込むことが出来る拠点のこと。

3 ごみ組成調査の概要

(1) 家庭系ごみ調査

①目的

町田市の家庭から排出されるごみの排出実態を把握し、ごみの減量や資源化の推進を図るための対策案を検討するため、家庭ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）を対象として、調査地域を容器包装プラスチックの回収をしていないＪＲ横浜線以南地域以外と容器包装プラスチックの回収をしているＪＲ横浜線以南地域に区分してごみ組成調査を実施しました。

②概要

調査実施期間：第１回 2024 年 9 月（ＪＲ横浜線以南地域以外・ＪＲ横浜線以南地域）

第２回 2025 年 2 月（ＪＲ横浜線以南地域以外・ＪＲ横浜線以南地域）

調査対象地域：ＪＲ横浜線以南地域以外 4 地区、ＪＲ横浜線以南地域 2 地区

調査方法：燃やせるごみ及び燃やせないごみについてそれぞれ 200kg 程度を抽出し、分類後重量測定を行い、組成比等を算出

③結果

図 2 燃やせるごみの組成比率

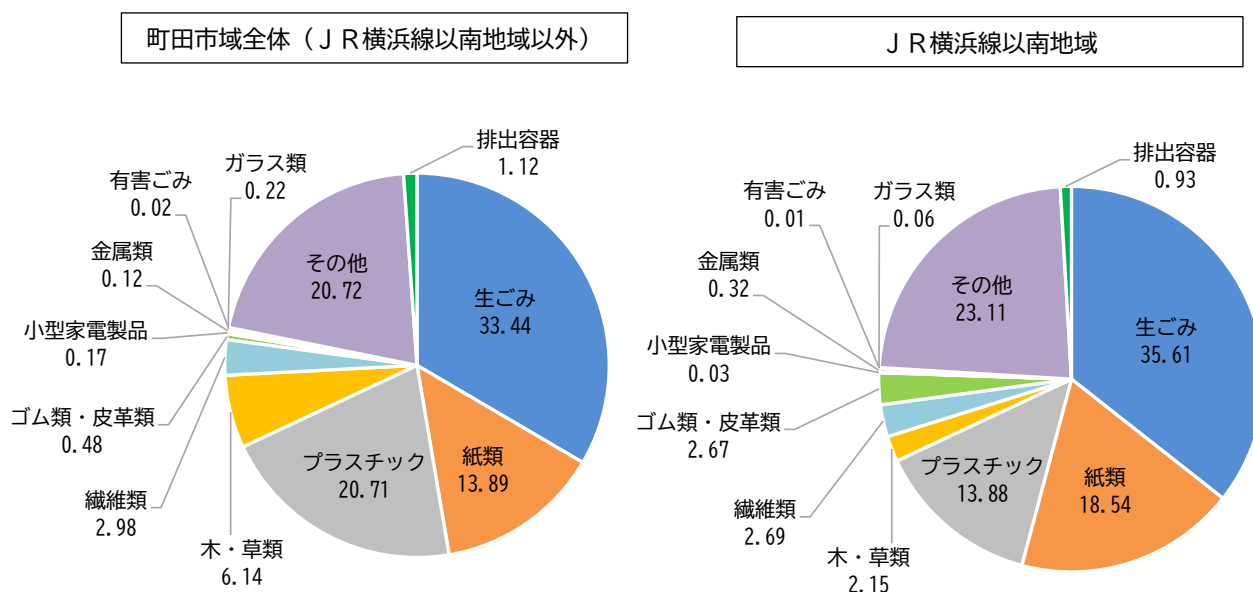
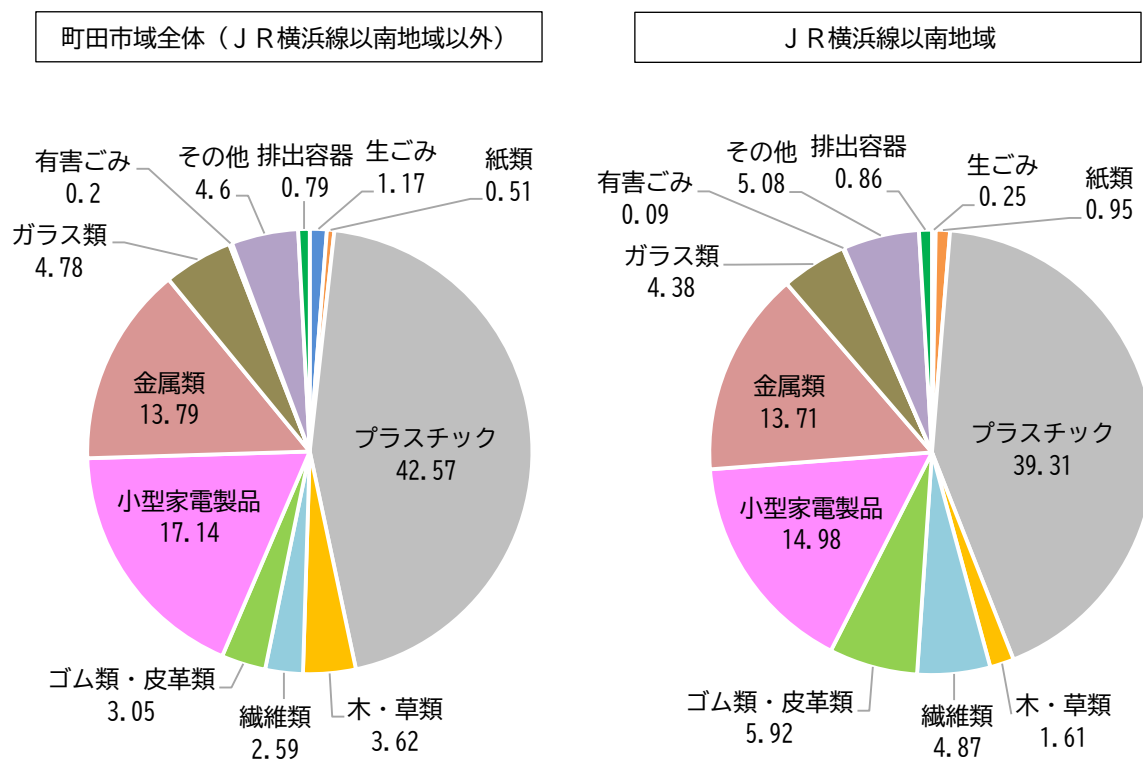


図3 燃やせないごみ組成比率



(2) 事業系ごみ調査

①目的

町田市の事業系一般廃棄物の排出実態を把握し、資源化可能量や不適正物排除による事業系一般廃棄物の減量可能量を推計する基礎資料とするため、中量排出事業者及び多量排出事業者を対象としてごみ組成調査を実施しました。

②概要

調査実施期間：2024年11月25日（月）～2025年1月23日（木）

調査対象地域：中量排出事業所－町田駅周辺地域（原町田一～六丁目、中町一～四丁目、森野一～六丁目）

※中量排出事業所のうち、コンビニエンスストアについては調査対象地域内から10件を選定し、調査を実施

※多量排出事業所は、排出量を基に事業所を選定していることから、調査対象地域は考慮していない。

調査対象件数：中量排出事業所－100件

多量排出事業所－10件

③結果

図4 組成比率（中量排出事業所全体）

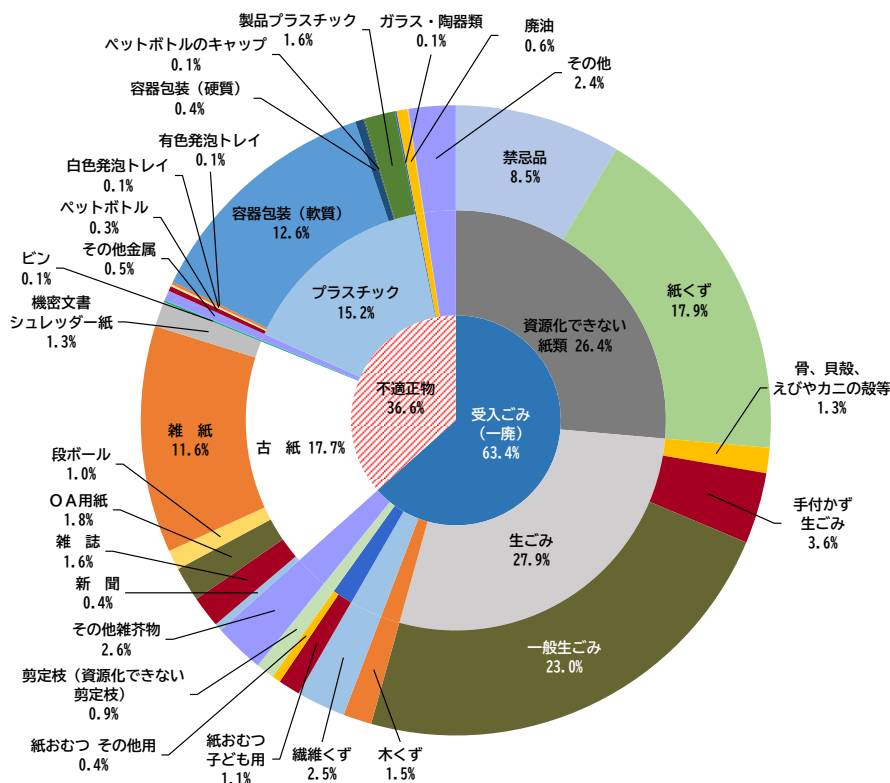


図5 組成比率（コンビニエンスストア）

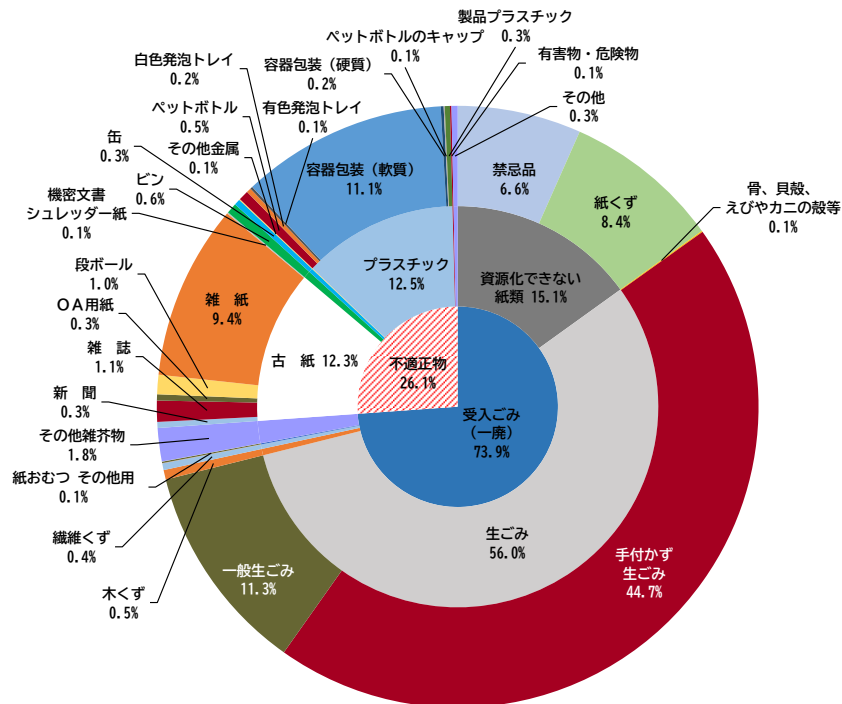


図6 組成比率（多量排出事業所/卸売・小売店）

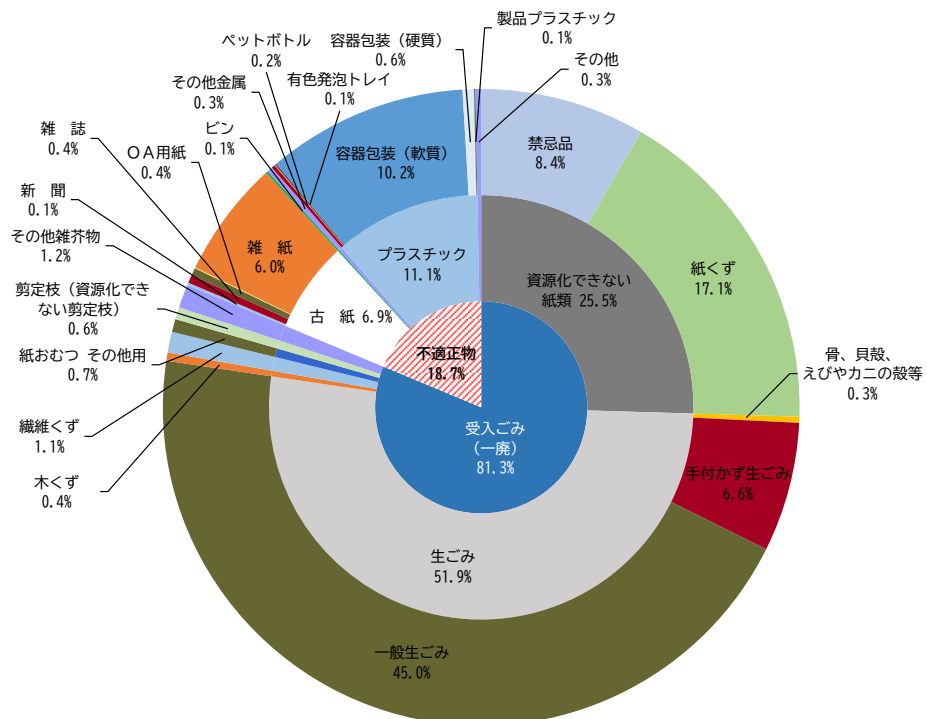


図 7 組成比率（多量排出事業所/宿泊施設・飲食店）

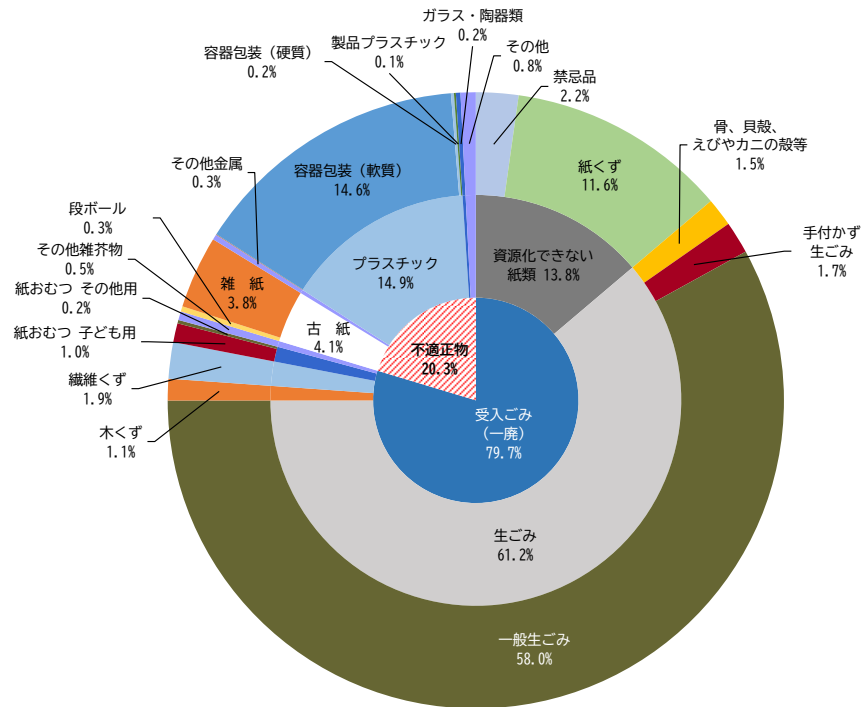


図 8 組成比率（多量排出事業所/医療・福祉施設）

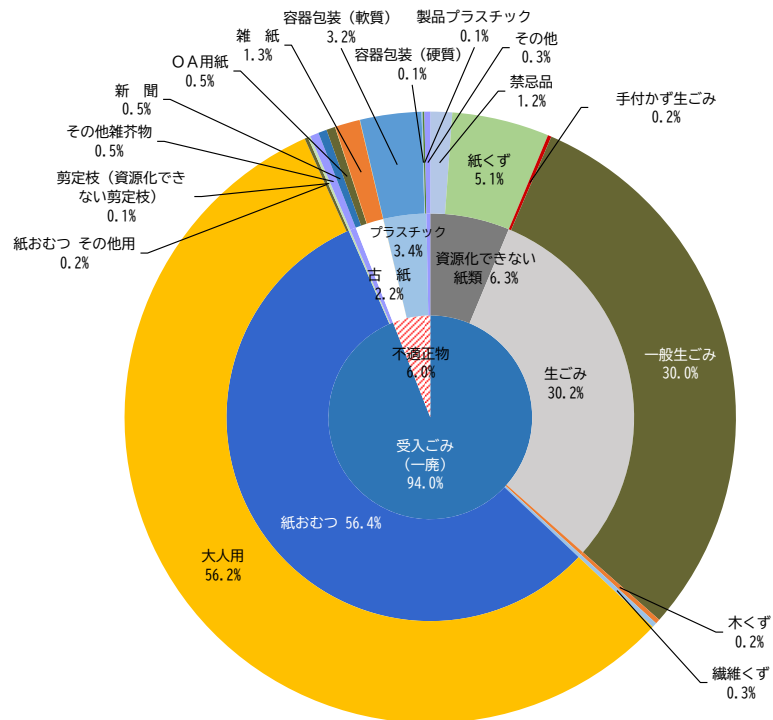
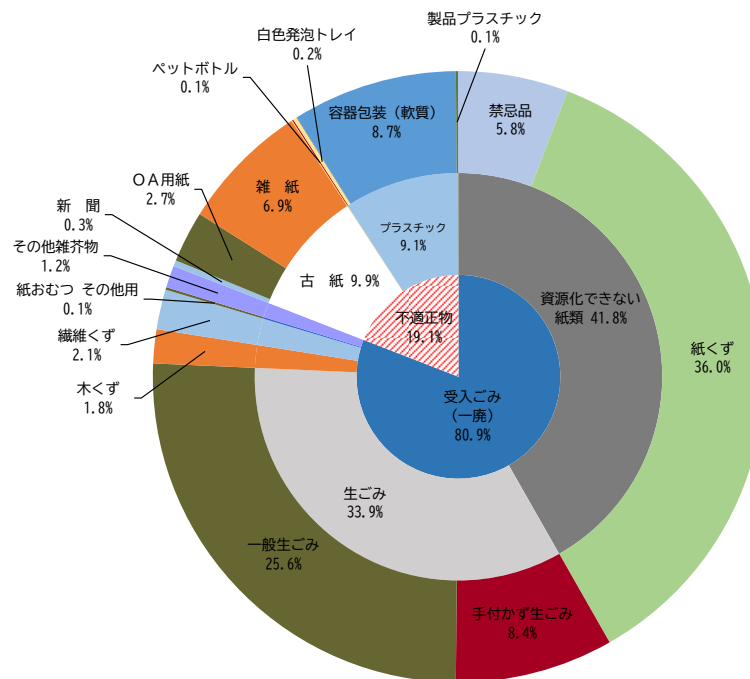


図9 組成比率（多量排出事業所/オフィス系）



4 ごみ量の予測方法について

(1) 予測方法

将来の年間排出量を推計するため、近年の家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量のそれぞれの変動を考慮し、下表の予測条件を設定しました。予測条件に該当する実績値を予測式に当てはめることで各年度の推計式を導き出し、過去の傾向等を総合的に勘案して採用する式を決定しました。

1人1日当たり排出量で算出する家庭系ごみと集団回収については、採用値に人口と年間日数を乗じ、当該年度の排出量を算出しました。

表4 予測条件

予測条件	
家庭系ごみ	2019～2024年度（6年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）
事業系ごみ	2019～2024年度（6年間）の排出量（t/年）
集団回収	各品目（「ビン」、「カン」、「古紙」、「古着・古布」）別の2019～2024年度（6年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）

(2) 予測の結果

図11 予測の結果（家庭系ごみ）

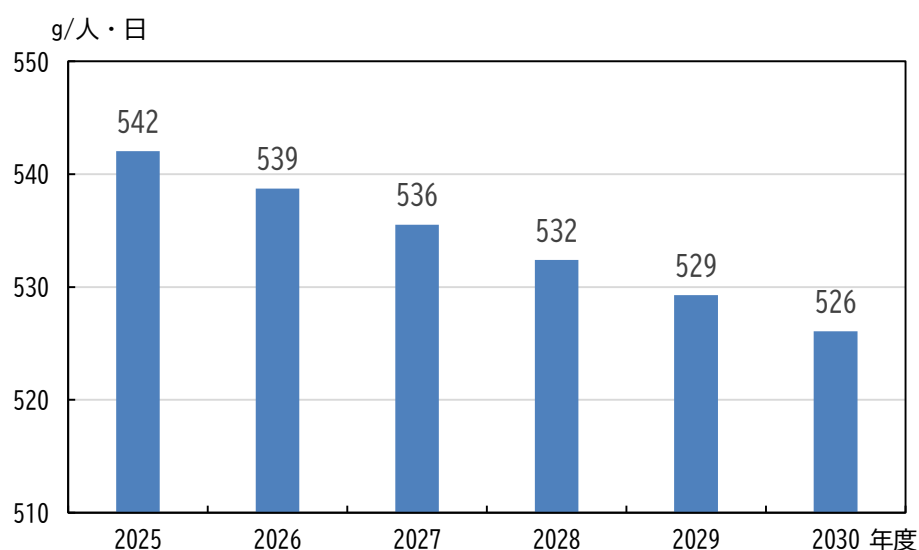


図 12 予測の結果（事業系ごみ）

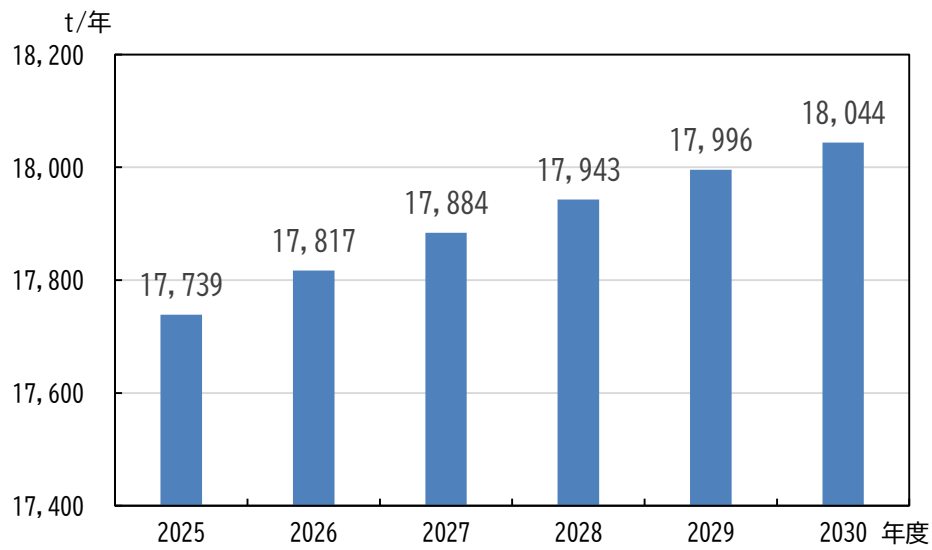
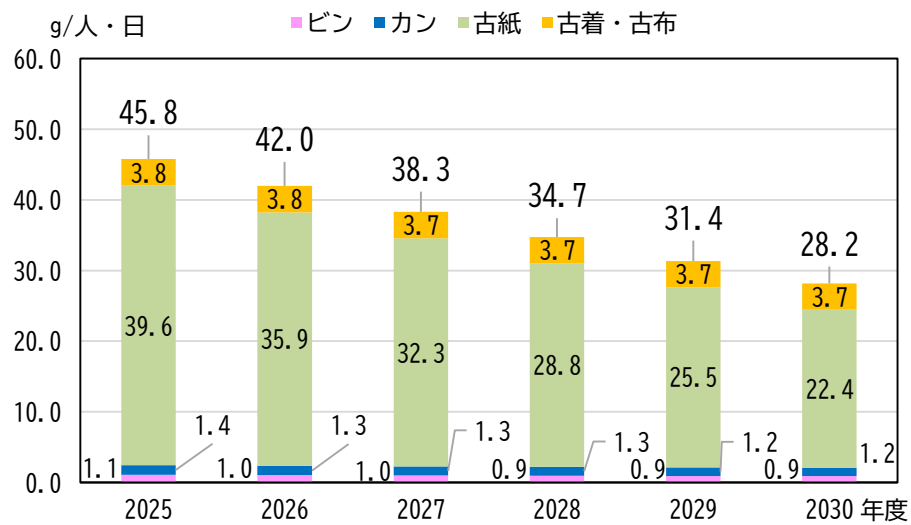


図 13 予測の結果（集団回収）



(3) ごみ排出量

表5 ごみ排出量

単位：t

年度	実績値					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家庭系ごみ	92,379	90,554	89,511	88,769	90,587	94,553
燃やせるごみ	64,791	64,042	63,711	63,161	64,370	66,396
燃やせないごみ	6,277	6,050	6,528	6,817	7,258	8,070
粗大ごみ	4,387	3,652	2,866	2,831	3,233	3,281
有害ごみ	161	141	144	149	133	156
資源	16,763	16,669	16,262	15,811	15,593	16,650
事業系ごみ	21,937	20,995	19,645	18,831	19,315	16,816
集団回収	11,672	11,572	11,384	10,942	10,692	9,994
合計	125,988	123,121	120,540	118,542	120,594	121,363

年度	推計値					
	2025	2026	2027	2028	2029	2030
家庭系ごみ	84,806	83,976	83,401	82,360	81,523	80,650
燃やせるごみ	59,210	58,587	58,145	57,353	56,704	56,056
燃やせないごみ	6,853	6,843	6,868	6,838	6,823	6,807
粗大ごみ	3,421	3,408	3,405	3,382	3,368	3,352
有害ごみ	148	148	148	147	146	145
資源	15,175	14,991	14,834	14,640	14,482	14,290
事業系ごみ	17,739	17,817	17,884	17,943	17,996	18,044
集団回収	7,164	6,547	5,968	5,374	4,830	4,320
合計	109,709	108,341	107,253	105,677	104,349	103,015

※資源には、リサイクル広場、剪定枝を含む。

5 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則

(1) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

平成5年9月30日

条例第28号

（廃棄物減量等推進審議会）

第9条 一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

（平17条例17・一部改正）

(2) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成6年3月31日

規則第19号

第2章 廃棄物減量等推進審議会等

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第3条 条例第9条第1項の規定により設置する町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 条例第14条に規定する計画の進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平24規則85・一部改正)

(書面による調査審議)

第4条の2 第3条第4項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。

- 2 書面による調査審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面による調査審議における審議会の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による説明又は意見を求めることができる。

(令2規則56・追加)

(部会)

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境資源部環境政策課において処理する。

(平16規則23・平20規則50・平24規則85・一部改正)

6 廃棄物減量等推進審議会（計画策定時）について

（１）廃棄物減量等推進審議会委員名簿（計画策定時）

表 6 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（計画策定時）

区分	所属	氏名	備考
学識 経験者	法政大学名誉教授	永井 進	会長
	一橋大学経済学研究科准教授	山下 英俊	副会長
	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長	江尻 京子	
	中央大学総合政策学部教授	篠木 幹子	
事業者・ 関係団体	町田市商店会連合会	富岡 秀行	
	町田商工会議所	鈴木 悟	
	(株)三和	小山 英介	
	(株)三凌商事	守谷 雅紀	
	町田市町内会・自治会連合会	高橋 清人	
	町田市廃棄物減量等推進員	藤根 義信	
市民委員	一般公募	芦田 勝	
	一般公募	伏見 建	

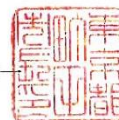
(2) 諮問書（計画策定時）

19町環政第775号

2020年1月22日

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進 様

町田市長 石阪 丈一



「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について（諮問）

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について

2 諮問理由

町田市では、2007年の「ごみゼロ市民会議」からの提言を踏まえ、2011年4月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、市民協働のもとに徹底したごみの減量・資源化を進めてきました。その結果、資源物を含む総ごみ量は減少傾向にあります。老朽化した清掃工場の建替えにあたっては、地域住民の理解を得ながら検討を進め、2017年には、生ごみの資源化施設であるバイオガス化施設を併設する新たなごみの焼却施設等の建設工事に着手することができました。しかしながら、資源ごみ処理施設の整備が遅れていることや生ごみの減量が進まない等の理由により、現行計画に掲げたごみとして処理する量40%削減の目標達成は難しい状況となっており、引き続きごみ減量を進める必要があります。

また、世界や国の動向をみると、地球規模での環境問題が進行する中、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国では食品ロスの削減をはじめとした循環型社会の形成に関する取組に注力しています。また、海洋プラスチック問題や国際的な廃プラスチックの輸入規制、自然災害による災害廃棄物処理等、廃棄物行政を取り巻く社会情勢や環境は目まぐるしく変化しており、市にはその課題への対応が求められています。

現行計画が2020年度をもって終期を迎えるにあたり、こうした環境変化にも対応しながら、市の責務である一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするため、2021年度を初年度とする「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「次期計画」という。）を策定します。次期計画では、現行計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むと共に、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策により、資源物を含む総ごみ量の削減を目指して取組を進めたいと考えています。

つきましては、次期計画の策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

(3) 審議内容(計画策定時)

表 7 審議内容 (計画策定時)

開催年月日	議題
2019 年 11 月 12 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の策定について ・ 検討体制について ・ 策定スケジュールについて ・ 「(仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について ・ 現行計画の総括について ・ 現行のごみ収集・処理システムについて
2020 年 1 月 22 日	○ 「(仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (諮問) ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針について
2 月 13 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針 (案) について ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の目標値の設定について
7 月 9 日	○ 2019 年度一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果について ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の骨子について ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の減量・資源化の個別目標と削減量について
7 月 30 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の構成 (案) について ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の施策の展開 (案) について
9 月 9 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (素案) について
11 月 16 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2021 年 1 月 21 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2 月 18 日	○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (案) について ○ (仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
3 月 1 日	○ 「(仮称) 第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (答申)

(4) 答申書(計画策定時)

2021年3月1日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進

「(仮称)第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について(答申)

2020年1月22日付19町環政第775号をもって本審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者との連携の下、総ごみ量の削減、資源化率の向上を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

7 廃棄物減量等推進審議会（一部改定時）について

（１）廃棄物減量等推進審議会委員名簿（一部改定時）

表 8 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（一部改定時）

区分	所属	氏名	備考
学識 経験者	中央大学総合政策学部教授	篠木 幹子	会長
	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長	江尻 京子	副会長
	市立大月短期大学経済科教授	佐藤 克春	
	明星大学理工学部教授	宮脇 健太郎	
事業者・ 関係団体	町田商工会議所副会頭	清水 祐侍	
	一般社団法人 町田青年会議所理事長	立花 翼	
	株式会社三凌商事取締役	古舘 茂俊	
	ブックオフコーポレーション株式会社 R 室長	星野 雄一	
市民委員	町田市町内会・自治会連合会	田代 敏行	
	廃棄物減量等推進員	竹島 正	
	一般公募	石田 恵美	
	一般公募	牧田 満知子	
	一般公募	米倉 茂	

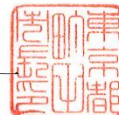
(2) 諮問書（一部改定時）

25町環政第43号

2025年4月21日

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 様

町田市長 石坂 丈一



町田市廃棄物減量等推進審議会への諮問について

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」の策定について

2 諮問理由

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、2021年3月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「現行計画」という。)を策定しました。それと同時に、現行計画の行動計画である「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」(以下、「現行アクションプラン」という。)を策定し、市民協働のもとに徹底したごみの減量・資源化を進めてきました。その結果、1人1日あたりのごみ排出量については、目標である2019年度比で7%削減を早期に達成できる見込みとなっております。しかしながら、ごみの内訳に関しては計画策定当初の想定と異なり、資源ごみの割合が減少していることから、現行計画における目標値の見直しを行い、より一層のごみ減量、資源化の推進を図る必要があります。

現行アクションプランが2025年度をもって終期を迎えるにあたり、昨今の社会情勢や環境課題の変化に対応するため、現行計画の一部改定及び2026年度を初年度とする「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」(以下、「後期アクションプラン」という。)を策定します。後期アクションプランでは、現行アクションプランで進めてきた施策の課題を整理し、より効果のある取組へと繋げていく必要があります。

つきましては、現行計画の一部改定及び後期アクションプランの策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

(3) 審議内容(一部改定時)

表 9 審議内容（一部改定時）

開催年月日	議題
2025 年 4 月 21 日	○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「（仮称）後期アクションプラン」の策定について（諮問） ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定について ・計画の体系と課題整理の振り返り ・全体目標1の修正に向けたごみ量の傾向 ○「（仮称）後期アクションプラン」の策定について ・アクションプランの指標・目標値の整理
5 月 19 日	○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」2024 年度の進捗確認および 2025 年度事業計画について ○「（仮称）第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画後期アクションプラン」主な指標候補と取組案について
7 月 28 日	○2024 年度の評価等 ・2024 年度第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果について ・「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」2024 年度・2025 年度事業計画についての意見に対する市の回答の説明 ○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の目標値の検討について ○「（仮称）後期アクションプラン」施策の体系検討
9 月 22 日	○「（仮称）後期アクションプラン」の素案の検討について ○「（仮称）第2期町田市食品ロス削減推進計画」の素案の検討について
11 月 10 日	○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定案及び「（仮称）後期アクションプラン」の素案の取りまとめについて ・素案の確認 ・コラムの確認 ・パブリックコメント実施スケジュール
2026 年 2 月 10 日	○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」一部改定及び「（仮称）後期アクションプラン」のパブリックコメントの結果について
2 月 20 日	○「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び「（仮称）後期アクションプラン」の策定について（答申）

(4) 答申書(一部改定時)

2026年2月20日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 篠木 幹子

「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の一部改定及び
「(仮称)後期アクションプラン」の策定について (答申)

2025年4月21日付25町環政第43号にて当審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者とともに、ごみの減量と資源化の推進を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

8 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見の募集期間

2025 年 12 月 14 日（日）から 2026 年 1 月 14 日（水）まで

(2) 寄せられたご意見及び市の考え方

5 名の方から 17 件のご意見をいただきました。

ご意見の概要及び市の考え方は、次ページからの「ご意見の概要と市の考え方」のとおりです。

表 10 寄せられたご意見の内訳

項目	件数
計画目標について	5
周知啓発について	4
プラスチックの資源化について	2
その他資源化について	1
事業系ごみについて	1
収集運搬について	2
その他	2
合計	17

■計画目標について

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	計画の削減目標は設定されていますが、これらの実現するために予算計画は明確にされていますか。	主要な取組に要する費用は試算しております。
2	2019 年時点の推計では、町田市の人口は 2024 年から減少に転じるとしたが、逆に人口増は続いています。状況が異なってきているように思います。	町田市の将来人口推計は2021 年度が最新版となっているため、そちらを採用しています。施策内容は、2024 年度までの現状を踏まえたものとしています。
3	全体目標の総資源化率に熱回収（サーマルリサイクル）の考えは入れないのでしょうか。	公益財団法人東京市町村自治調査会が実施する「多摩地域ごみ実態調査」をはじめ、ごみ処理における各種統計調査において、資源化率の算出には熱回収を含んでおりません。本市の総資源化率の算出においても、熱回収は含まないものとしています。
4	1 人 1 日あたりのごみ排出量が、目標以上に減ったとありますが、身近では、減っている感じがしません。減った根拠は、なんですか。	1 人 1 日あたりのごみ量は、ビン・カンなどの資源を含む全てのごみの量を人口で割ることで算出しています。2019 年度から 2030 年度までに 1 人 1 日あたりのごみ量を 54g（7%）削減することを目標としていましたが、2024 年度までに 60g（7.8%）削減することができました。最も減少しているのは、燃やせるごみ（36g 減）、次いで古紙（20g 減）となっています。ただし、燃やせるごみの中には、資源として排出されることなく、混入してしまった古紙が含まれています。これを分別して資源化を推進することも、市の課題のひとつであると考えています。
5	全体目標 1 の発生抑制の減量 7%を 15%に修正する上でも、課題と考えることと意見です。資源物を合算して減量目標としない方が良くはないのでしょうか。町田も高齢化世代が増え、節目の片付けや、退職、終活などの整理で、大量のごみが出ることから抑制より積極的促進が望ましいと考えます。	循環型社会形成推進基本法では、資源を含む廃棄物処理の優先順位が、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分と定められています。そのため、まずは、発生抑制を目標としています。その上で、資源化を積極的に推進する計画としています。

■周知啓発について

No.	ご意見の概要	市の考え方
6	市内のプラごみ袋を扱うスーパーなど民間事業者に広報の協力をあおぎ、プラごみを分別することの、コスト面のメリットや必要性をもっとアピールした方が良いのではないのでしょうか。	これまでスーパーマーケット等の民間事業者にご協力いただき、資源の拠点回収や様々なキャンペーン等、連携してごみの削減・資源循環に取り組んでまいりました。プラスチックごみについても、店頭でのキャンペーン等を連携して行い、資源化の意義やメリットの周知に努めてまいります。
7	集積所についてですが、外国人や学生のごみの分別は、ひどいと感じます。もっと、啓発する方法を考えた方がいいです。多国籍化が進んでいるため。また、違反があった場合のペナルティをもっと厳しくした方がいいと思います。	多言語化などの対応とあわせて、例えば、スマートフォンでごみの写真を撮影するだけで、AIが適切な分別方法を案内するシステムの導入など、誰もが様々なごみを、迷うことなく分別するための手助けとなる仕組みを考えてまいります。 ルールどおりに分別されていないごみが出された場合は、排出者に直接ご説明を行います。直接説明ができない場合は、対象物は収集せずに、警告シールを貼って、正しいルールでの排出を促します。警告シールには日本語だけでなく英語のメッセージも併記しています。 いただいたご意見を受け、市の多言語化の取組を多くの方に知っていただくため、コラム「多言語対応で誰にとっても分かりやすい分別へ」を追加しました。
8	プラごみ施策について、ホームページでのドキュメント展開、これから始まる分別の説明会があまり周知されておらず、例えば市内で労働している外国人の方や、多忙な共働き夫婦などは、ついていけないのではないのでしょうか。プラごみに分別できるものも、他の都市でも見られるように、燃えるごみになる可能性が高くないか懸念があります。	2026年4月から開始する容器包装プラスチックの市全域での分別収集については、説明会の他に、2025年の9月上旬から「資源とごみの収集カレンダー＆出し方」を全戸配布しており、その中に出し方・分別方法について掲載しています。また、2026年2月には新たに分別収集を開始する地域の方に容器包装プラスチックの指定収集袋を1パック配布いたしますが、その際にも出し方・分別についての案内を同封させていただいております。 その他、集積所看板の多言語化対応など、市民の皆様に分別へのご理解・ご協力をいただけるように、様々な方法で周知を進めてまいります。

9	プラごみの扱い、特にどこまでの汚れが許容されるかなど、紙面ではわかりにくいと考えます。1個1個ごみを捨てるたびに、ホームページのPDFガイドを参照するのは多忙な人や高齢者にはハードルが高いのではないのでしょうか。 定期的に町田市広報、町内会の連絡事項、放送などで案内してはどうでしょうか。	容器包装プラスチックの分別収集の対象となる品目の見分け方、汚れ落としの目安などについて、分かりやすくご説明する動画をホームページにて公開しており、容器包装プラスチックの分別説明会でも使用しています。また、市全域での容器包装プラスチックの分別収集の開始に合わせて、2026年2月に、分別の対象や汚れ落としの目安を写真等で視覚的にお示した案内チラシを全戸配布いたします。今後も、広報誌や各町内会のごみ減量サポーターを通じた周知など、分別について継続的な案内を進めてまいります。 いただいたご意見を踏まえて、「基本施策 2-2」における行政の取組に、「プラスチックの分別収集・資源化に関する周知啓発」を追記しました。
---	--	---

■プラスチックの資源化について

No.	ご意見の概要	市の考え方
10	温室効果ガスの削減には、プラスチックの収集を早く始めるのが効果的ではないのでしょうか。	ご意見のとおり、温室効果ガスの削減のためには、プラスチックの資源化が必要不可欠です。そのため、2030年度までには、製品プラスチックを含む全てのプラスチックの収集・資源化を開始する計画としています。
11	2026年4月から全市域での分別収集が開始される容器包装プラスチック指定収集袋の設定価格についてお伺いします。燃やせるごみ等他の指定収集袋と比較して安価にされていると聞いていますが、価格設定の根拠は明確にされていますか。	容器包装プラスチックの収集、圧縮梱包等に対し、多額な経費が掛かりますが、その費用＝袋の価格というわけではありません。ごみの排出抑制につなげるために、ある程度負担感がある価格水準を設定する必要があることから、近隣他市等の設定金額等も参考に決めさせていただいています。 袋の料金は、適正分別するための動機付け（インセンティブ）として、燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋の半額にしています。

■その他資源化について

No.	ご意見の概要	市の考え方
12	資源化に関する施策が、プラごみの分別はありますが、紙、着物、食器なども必要ではないでしょうか。	プラスチックごみに限らず、資源化の取組は重要であると考えています。特に紙類等については、アクションプランの基本施策2-3で「燃やせるごみ・燃やせないごみに含まれる紙類の量」を指標とし、資源化を推進してまいります。また、その他の品目の資源化についても、基本施策4-3にて調査研究等を行うこととしてまいります。

■事業系ごみについて

No.	ご意見の概要	市の考え方
13	基本施策 3-1 事業系一般廃棄物について、大規模事業所の訪問指導や小規模排出事業者への登録時の指導などは行われているようですが、そもそも事業系ごみではなく、家庭ごみとして排出している事業者もいるのではないかと思います。そのような事業者への対応は行われないのでしょうか。	事業者から、事業系ごみが家庭ごみとして排出されていることが確認された場合には、事業者へ訪問し排出の指導を実施しています。不適正な排出が無いよう引き続き指導してまいります。

■収集運搬について

No.	ご意見の概要	市の考え方
14	第2部第2章2(1)主な施策③の中に「収集車両のリアルタイム位置情報を活用した新たな市民サービスの提供」とありますが、具体的にはどのようなサービスでしょうか。基本施策4-2掲載の【ごみ収集支援システムの導入】のことでしょうか。バスの運行情報のように市民がごみ収集車の位置情報を見ることができれば便利だと思いました。在宅時には、ごみを外に出しておく時間をできるだけ短くしたいです。ごみの持ち去りや鳥獣被害も軽減できると思います。	「収集車両のリアルタイム位置情報を活用した新たな市民サービスの提供」は、基本施策4-2掲載の【ごみ収集支援システムの導入】を想定した記載となっております。ご意見のような、ごみ収集車の位置情報の公開についても検討してまいります。
15	ふれあい収集に、安否確認は含んでいるのでしょうか。	現在実施しているふれあい収集は、安否確認も行っています。

■その他

No.	ご意見の概要	市の考え方
16	表 1-2-1 について、ペットボトルは拠点回収も行っているのではないのでしょうか。	ペットボトルを拠点回収している旨、記載しておりますが、分かりやすさの観点から、以下のとおり修正しました。 表 1-2-1 に、注を追記しました。「ペットボトルは、ごみ集積所での収集及び拠点での回収を行っています。」
17	目次に第 2 部のタイトルがありませんでした。	目次に「第 2 部 後期アクションプラン」を追記しました。

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画【一部改定】
後期アクションプラン
2026年3月

刊行物番号 25-75
〒194-8520 東京都町田市森野2丁目2番22号
環境資源部 環境政策課
TEL：042-724-4379
FAX：050-3160-2758